

林野庁令和3年度補正予算事業  
木材製品の消費拡大対策事業のうち  
JAS 構造材実証・転換実証支援事業

## JAS 構造材実証・転換実証支援事業報告書

令和5年3月

一般社団法人全国木材組合連合会

## 報告書目次

第1章	事業の目的と概要	1
1.1	事業の目的	1
1.2	事業の概要	2
第2章	実施内容	3
2.1	委員会	3
2.1.1	構成メンバー	3
2.1.2	開催内容	3
2.2	JAS 構造材活用事業者拡大事業	5
2.2.1	目的	5
2.2.2	事業内容	5
2.2.3	事業の成果	11
2.3	JAS 構造材実証支援事業	28
2.3.1	目的	28
2.3.2	事業内容	28
2.3.3	事業申請における審査	34
2.3.4	現場審査	34
2.3.5	交付申請における審査	35
2.3.6	事業成果	36
2.4	JAS 構造材転換実証支援事業	69
2.4.1	目的	69
2.4.2	事業内容	69
2.4.3	事業申請における審査	76
2.4.4	現場審査	77
2.4.5	交付申請における審査	77
2.4.6	事業成果	79
2.5	普及啓発活動	93
<参考1>	様式 JAS 構造材実証支援事業	96
<参考2>	様式 JAS 構造材転換実証支援事業	115
<参考3>	現地調査報告書の写真等(抜粋)	134

# 第1章 事業の目的と概要

## 1.1 事業の目的

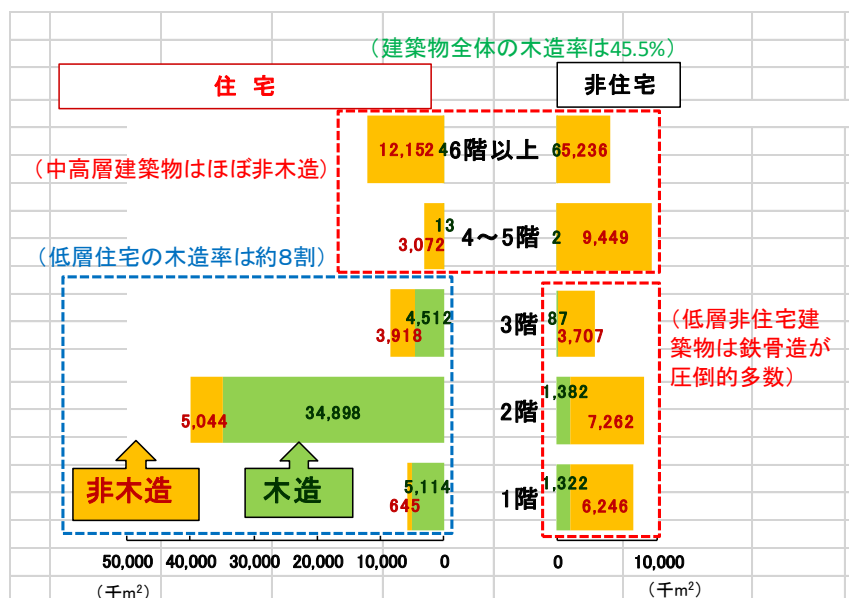
「総合的な TPP 等関連政策大綱」（令和2年12月8日 TPP 等総合対策本部決定）を踏まえ、新たな国際環境の下で、原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、競争力の強化を図る必要があること、また今後の人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材製品の消費を拡大するためには、これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心に木材需要を開拓することが必要となっている。さらに、2021年に発生した木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）へ緊急に対応するため、住宅等の建築に当たって調達が困難になった資材を設計・施工上の工夫等を通じて代替となる木材製品へ転換する取組が重要となっている。

このため、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という）では従来から木造率が高い低層の居住専用の戸建て住宅を除いた建築の構造材に JAS に規定された機械等級区分構造用製材等、ツーバイフォー製材、CLT、LVL、集成材などを利用した実証的な取組を支援することで、非住宅分野の木造建築の経験を有し、継続的に木材を利用していく意思を有する建築関係者を増やすとともに、木造建築の支援に取り組んでいる。

これらの取組を更に推進することに加え、一般の木材不足等に対応するため、新たに不足した材の代替となる JAS 製品へ転換する取組の実証を支援することとする。併せて、一般消費者の JAS 材に対する建築資材としての認知度・理解度を上げる普及活動を行い、広く国民から木造建築が選択される環境を整備することとする。

これらの取組を通じて建築物における JAS 材利用の促進に寄与することを目的とする。

### □用途別・階層別・構造別の着工建築物の床面積



注:「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたもの。  
資料:国土交通省「建築着工統計調査2022年」より林野庁作成。

図 1.1 - 1 用途別・階層別・構造別の着工建築物の床面積

## 1.2 事業の概要

JAS 構造材の普及を目的に以下の項目を実施した。

### (1) 委員会の設置

事業の実施方針の策定のため、学識経験者で構成される企画運営委員会の設置

### (2) JAS 構造材実証支援事業

非住宅分野を中心とする建築物において JAS 構造材の利用拡大に向けた普及・実証の取組

### (3) JAS 構造材転換実証支援事業

ウッドショック、ロシアによるウクライナ侵攻により調達が困難になった横架材、羽柄材について、設計・施工上の工夫により品質・性能の確かな JAS 製品への転換を促す取組

### (4) 普及啓発活動

一般社団法人全国木材組合連合会およびその会員である各都道府県の地域木材団体による建築関係者への普及活動、一般消費者への JAS 制度の認知度向上を目的とした普及活動



## 第2章 実施内容

### 2.1 企画運営委員会

事業実施に当たって、学識経験者等から構成される委員会を設置した。

#### 2.1.1 構成メンバー

##### ○委員長

林 知行 秋田県立大学 名誉教授

##### ○委員

稲山 正弘	東京大学 大学院農学生命科学研究科	教授
青木 謙治	東京大学 大学院農学生命科学研究科	准教授
(青木委員は稲山委員の後任として第2回委員会から参画)		
立花 敏	筑波大学 生命環境系森林資源経済学研究室	准教授
黒田 尚宏	公益社団法人 日本木材加工技術協会	参与
河合 誠	一般社団法人 日本CLT協会	顧問
山田 誠	一般社団法人 建築性能基準推進協会	研究員

#### 2.1.2 開催内容

##### ○第1回企画運営委員会

日時 令和4年5月22日～25日

場所 メールによる書面開催

出席者 林委員長、稲山委員、立花委員、黒田委員、河合委員、山田委員

内容

令和4年度企画運営委員会について

事務局より、メールにより

- ・委員について木質構造の稲山正弘委員（東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授）が退任となり1名空席となっていること、
- ・委員長として林 知行氏(秋田県立大学名誉教授)を考えていること、
- ・企画運営委員会開催要領について、目的として(一社)全国木材組合連合会が実施する「JAS 構造材実証・転換実証支援事業」の助成事業の運営と進捗管理について必要な助言を行うものであること、委員の任期は令和5年3月末までとするとの変更を考えていることをそれぞれ説明し、委員より了解を得た。

事業採択の方法について

事務局より、メールにより、助成対象の要件、助成額の算定、助成額の上限等の事業採択の概要について説明し、委員より了解を得た。

##### ○第2回企画運営委員会

※（ ）は欠席者

日時 令和4年9月9日

場所 WEB会議

出席者 林委員長、青木委員、(立花委員)、黒田委員、(河合委員)、山田委員

内容

令和4年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

事務局より、令和4年度 JAS 構造材実証支援事業等の事業申請期間、応募状況等を説明。

委員より、事業について応募件数に差があることについて質問があり、事務局より、JAS 構造材実証支援事業のように以前から実施しており事業として浸透している事業の一方で、JAS 構造材転換実証支援事業は令和4年度が初めての事業実施であり、応募状況が少ない状況にあるが、新たな事業についても PR をしながら事業実施に努めていく旨説明。

### ○第3回企画運営委員会

※ ( ) は欠席者

日時 令和5年3月24日

場所 WEB会議

出席者 林委員長、青木委員、(立花委員)、黒田委員、河合委員、山田委員

内容

令和4年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

事務局より、令和4年度 JAS 構造材実証支援事業、都市における木材需要の拡大事業等の事業申請期間、応募件数、審査結果等について説明。

委員より、事業の取下げ、不採択が生じた理由、事業により応募件数に差があることについて質問があり、事務局より交付申請期限までに事業が終了しないことなどによる事業実施取下げ、書類不備等による不採択、初めての事業により申請者への浸透が足りない部分があり、PR・普及啓発を行っているが丁寧な説明に努めることが必要であることなどを説明。

令和5年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について

事務局より、令和5年度 JAS 構造材実証支援事業等の公募予定、事業概要、予算額等について説明。

委員より、JAS 構造材実証支援事業について2次募集に加えて3次募集を実施しないのか、といった質問・意見があり、事務局より、令和5年度 JAS 構造材実証支援事業は令和4年度のように転換事業がなく、現時点で3次募集は考えていないことなどを説明。

## 2.2 JAS 構造材活用宣言事業者拡大事業

### 2.2.1 目的

工務店等木材の実需者や発注者における、格付実績が低位な JAS 構造材を積極的に活用する機運を高めるため、「JAS 構造材活用拡大宣言」を行う木材産業や建築業等の事業者の拡大を図ることを目的とする。

### 2.2.2 事業内容

JAS 構造材活用宣言事業は、木造建築物の施工関係者に、JAS 構造材についての活用拡大を目的とした宣言および目標を立てていただき、それを当連合会が設置するホームページで公開することにより、宣言を行った事業者を登録・公表し、「JAS 構造材活用拡大宣言」を行う木材産業や建築業等の事業者の見える化を図るものである。

JAS 構造材の活用に積極的な施主、設計者、施工者、木材関係事業者等の木造建築物の施工関係者を対象として、登録申請書（図 2.2.2-1～図 2.2.2-2）を 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 17 日までを募集期間として事務局に提出していただくこととした。

また、申請書類作成作業を円滑に進めるため、記入例（図 2.2.2-4～2.2.2-5）を作成し、ホームページで公開を行った。

図 2.2.2-4 に示すとおり活用宣言は JAS 構造材の扱いを今後どのようにしていくかキャッチフレーズのような形で宣言し、目標は宣言内容を具体的にどのように実現していくかを示すものとなっている（例 宣言：JAS 構造材 利用拡大！！、目標：令和 8 年 3 月までに JAS 構造材を活用した建築物を 5 棟／年施工することに向けて努力します）。

事務局では、これらの内容を確認し、宣言事業者として適当だと判断した場合、事業者登録を行い、その内容について JAS 構造材利用拡大事業のホームページで公開を行うこととした。

登録後は、記入例（図 2.2.2-6）にしたがって宣言様式 4 号（図 2.2.2-3）を作成していただき、自社のホームページに掲載、もしくは印刷して事務所に掲示していただくことにしている。

(宣言様式1)

令和 年 月 日

## J A S 構造材活用拡大宣言 登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 鈴木 和雄 殿

住所 :  
会社名 :  
代表者名 :

印

### 宣言

---

---

当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用  
を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

**目標 令和 年 月までに(3年後の目標)**

---

---

に向けて努力することとします。

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (<https://www.jas-kouzouzai.jp>) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

宣言様式1

図 2. 2. 2-1 JAS 構造材活用拡大宣言登録申請書の様式 1

(宣言様式1)

JAS構造材活用宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名 ※		
代表者名		
住所 ※	〒 -	
連絡先	TEL:	FAX:

2-1. JAS構造材供給事業者企業情報

担当者名または担当部署名 ※		
連絡先 ※	TEL:	FAX:
	E-Mail:	
業種 (選択) ※	<input type="checkbox"/> 製材業 <input type="checkbox"/> 木材市場業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> プレカット業 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
JAS対応品種 (選択) ※	<input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材 <input type="checkbox"/> 構造用集成材 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> CLT	
対応樹種 ※		
対応可能地域 (県名) 注2 ※		
合法木材供給事業者 ※	登録No	
CW法の登録木材関連事業者 ※	登録No	
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録No	
その他 PR ※		

2-2. JAS構造材利用事業者企業情報

担当者名または担当部署名 ※		
連絡先 ※	TEL:	FAX:
	E-mail:	
業種 (選択) ※	<input type="checkbox"/> 建築物発注者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
対応可能地域 (県単位) ※		
CW法の登録木材関連事業者 ※	登録No	
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録No	
その他 PR ※		

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注2) 対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

宣言様式1

図2.2.2-2 JAS構造材活用拡大宣言登録申請書の様式 2

(宣言様式4)

## J A S 構造材活用拡大宣言

登録年月日：令和 年 月 日

宣言事業者 No：

住所：

会社名：

代表者名：

印

### 宣言

---

---

当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

**目標 令和 年 月までに**

---

---

に向けて努力することとします。

宣言様式4

図 2. 2. 2-3 JAS 構造材活用拡大宣言 宣言様式4

(宣言様式1)  
令和 年 月 日

**JAS構造材活用拡大宣言  
登録申請書**

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 鈴木 和雄 殿

住所 :  
会社名 :  
代表者名 :

**宣言**

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、  
目標 令和 年 月までに（3年後の目標）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に向けて努力することとします。

上記の登録を申請します。  
なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (<https://www.jas-kouzouzai.jp>) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

・宣言文について  
JAS構造材の利用量の拡大等を、イメージできるキャッチコピーを作成してください。

例①(工務店の場合)  
**「JAS構造材 利用率アップ！！」**

例②(設計事務所の場合)  
**「無垢ファースト設計！」**

例③(製材工場の場合)  
**「JAS構造材増産宣言！」**

例④(木材流通業者の場合)  
**「JAS構造材常時取り扱っています」**

例⑤(発注者の場合)  
**「JAS構造材(CLT)を使った倉庫建設宣言」**

・目標について  
3年程度の期間の具体的な数値目標を明記する。

図 2. 2. 2-4 JAS 構造材活用拡大宣言登録申請書の記入例①

JAS構造材活用宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名	*	
代表者名	*	
住所	*	
Tel/Fax	*	

2-1. JAS構造材供給事業者企業情報

担当	*	担当者または担当部署名
連絡先 Tel/Fax	*	
連絡先 E-Mail	*	
業種	*	製材業・木材市場業・流通業・プレカット業 ・その他 ( )
JAS対応品種	*	機械等級区分構造用製材・無垢工法構造用製材 ・CLT
対応樹種	*	
対応可能地域	*	
合法木材供給事業者	*	登録No
CE法の登録木材流通事業者	*	登録No
森林認証制度 CoC 認定取得者	*	登録No
その他情報	*	

2-2. JAS構造材利用事業者企業情報

担当	*	担当者または担当部署名
連絡先 Tel/Fax	*	
連絡先 E-Mail	*	
業種	*	建築物発注者・設計者・施工者 ・その他 ( )
対応可能地域 (単単位)	*	
CE法の登録木材流通事業者	*	登録No
森林認証制度 CoC 認定取得者	*	登録No
その他情報	*	

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

・基本情報は必ず明記してください。  
「事業者名」、「代表者名」、「住所」、  
「電話番号・FAX番号」

・事業者の主な業態 によって  
「2-1. 供給事業者企業情報」か、  
「2-2. 利用事業者企業情報」を選択して  
明記してください。  
(両方当てはまる場合は兼用可)

業態	
供給事業者	木材市場業
	流通業
	製材業
利用事業者	プレカット業
	建築物発注者
	設計者
	施工者

図 2. 2. 2-5 JAS 構造材活用拡大宣言登録申請書の記入例②

(宣言様式4)

JAS構造材活用拡大宣言

登録年月日: 令和 年 月 日

宣言事業者No:

住所 :  
会社名 :  
代表者名 :

宣言

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利  
用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標 令和 年 月までに

に向けて努力することとします。

登録の通知  
(様式3号=宣言事業者Noが入った審査結果通知書)が届いたら、  
宣言事業者が自ら様式4号に移記して

自社のホームページに掲載  
または  
印刷して事務所に掲示する。

図 2. 2. 2-6 JAS 構造材活用拡大宣言登録申請書の記入例③



### 2.2.3 事業の成果

令和4年度の登録者数（令和5年3月22日時点）では257社、累計で1,857社となった。登録者数の推移は図2.2.3-1のとおりである。令和4年度の新規登録者数は、令和3年度と比べてほぼ同数やや少なくなる傾向となった。

令和4年度及び全年度累計の登録業者業種別の内訳を図2.2.3-2及び図2.2.3-3に示す。複数の業種に跨っている会社もあるため、業種別の総数＝登録者数ではないことに注意が必要である。

川中側ではプレカット業がもっと多く、次いでほぼ同数で流通業という結果となった。川下側は特に施工者が最も多く、次いで設計者という結果となった。特に令和4年度は施工者の割合が多い結果となった。

県別の登録事業者数の内訳と推移を図2.2.3-4に示す。累計で見ると北海道、東京都、愛知県が多い結果となった。木材県であっても登録者数が少ない都道府県もあるので、今後の登録者数の増加に期待したい。

表2.2.3-1に令和4年度の業者別の宣言の一覧を示す。

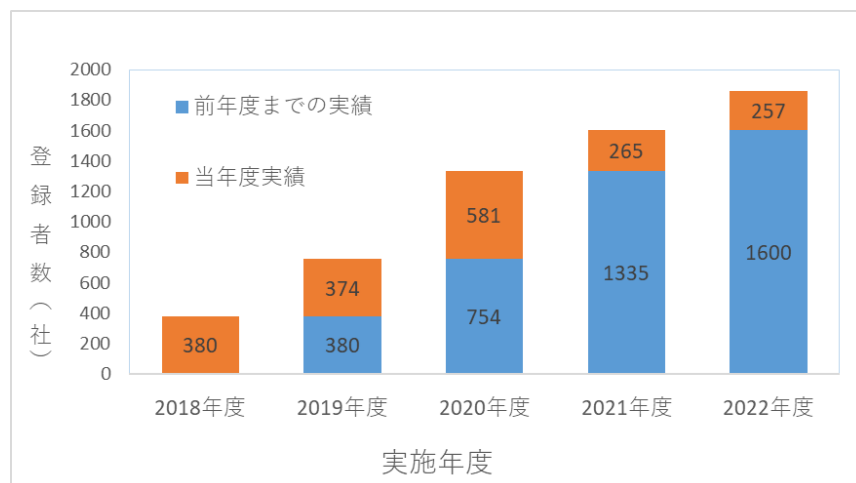
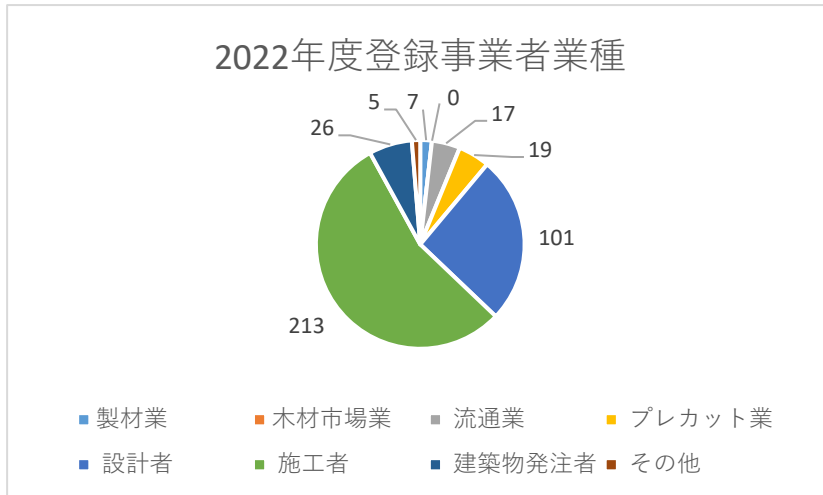
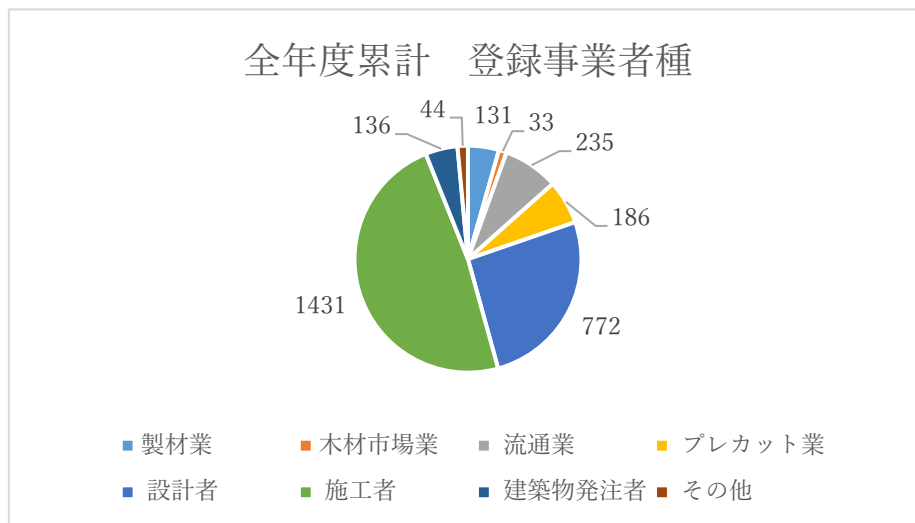


図2.2.3-1 登録者数の推移



登録年度	製材業	木材市場業	流通業	プレカット業	設計者	施工者	建築物発注者	その他
2022	7	0	17	19	101	213	26	5

図 2. 2. 3-2 2022 年度登録事業者業種別の割合（事業者数）



登録年度	製材業	木材市場業	流通業	プレカット業	設計者	施工者	建築物発注者	その他
総計	131	33	235	186	772	1431	136	44

図 2. 2. 3-3 前年度累計 登録事業者業種別の割合（事業者数）

都道府県名	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	総計
01北海道	8	16	67	15	16	122
02青森	0	5	4	3	5	17
03岩手	3	5	5	5	5	23
04宮城	8	7	16	4	3	38
05秋田	1	5	7	2	1	16
06山形	10	9	4	0	3	26
07福島	11	4	4	1	1	21
08茨城	4	3	8	3	4	22
09栃木	6	5	6	3	7	27
10群馬	26	13	16	1	7	63
11埼玉	14	8	29	13	9	73
12千葉	7	7	27	10	9	60
13神奈川	10	7	24	9	11	61
14山梨	3	12	2	5	3	25
15東京	16	13	40	21	23	113
16新潟	5	14	26	11	3	59
17富山	8	10	19	7	7	51
18石川	8	3	19	11	7	48
19福井	3	2	14	4	2	25
20長野	5	11	7	6	3	32
21岐阜	36	15	9	6	5	71
22静岡	21	14	24	13	22	94
23愛知	19	26	36	8	18	107
24三重	5	6	6	5	1	23
25滋賀	8	10	11	1	6	36
26京都	6	8	7	5	6	32
27大阪	5	7	21	23	6	62
28兵庫	18	11	18	13	11	71
29奈良	2	8	3	2	0	15
30和歌山	3	2	3	1	2	11
31鳥取	5	7	16	7	9	44
32島根	9	2	2	0	3	16
33岡山	17	23	13	2	3	58
34広島	5	4	7	3	5	24
35山口	5	7	4	4	1	21
36徳島	1	3	4	0	0	8
37香川	2	7	5	2	1	17
38愛媛	8	7	9	9	5	38
39高知	5	6	5	0	3	19
40福岡	9	10	12	6	7	44
41佐賀	2	5	2	1	1	11
42長崎	2	1	2	1	3	9
43熊本	7	11	1	4	4	27
44大分	6	6	8	7	1	28
45宮崎	10	3	3	3	3	22
46鹿児島	7	5	6	2	2	22
47沖縄	1	1	0	3	0	5
総計	380	374	581	265	257	1857

図 2. 2. 3-4 都道府県別 登録者数の内訳と推移 (単位: 事業者数)

表 2. 2. 3-1 令和 4 年度 宣言登録者一覧

宣言事業者No.	事業者名	県	市区町村	宣言
2641	中山建設株式会社	北海道	千歳市	当社は、非住宅建築物の構造材において、JAS 構造材の利用拡大を宣言いたします。
2652	浅水建設株式会社	北海道	伊達市	JAS 構造材利用拡大
2665	株式会社アートホーム	北海道	北見市	JAS 構造材 利用率アップ!
2674	アイビーホーム株式会社	北海道	苫小牧市	JAS 構造材 利用率アップ
2694	株式会社匠建コーポレーション	北海道	札幌市	住宅・非住宅 JAS 構造材利用率アップ!!
2697	東陽ハウス株式会社	北海道	室蘭市	JAS 構造材利用率アップ
2709	株式会社菅原工務店	北海道	苫小牧市	JAS 構造材を積極的に活用し、JAS 構造材の普及拡大に貢献します。
2720	東海建設株式会社	北海道	室蘭市	JAS 構造材 利用率アップ
2727	株式会社スター・ウェッジ	北海道	札幌市	JAS 構造材の理解を深め商品作りに取り組みます。
2729	島影建設株式会社	北海道	野付郡	JAS 製材利用率 UP!
2733	信託ホーム株式会社	北海道	札幌市	JAS 構造材 利用率アップします!!
2746	株式会社小金澤組	北海道	苫小牧市	JAS 構造材利用普及を目指します。
2775	有限会社建築工房	北海道	網走市	JAS 構造材利用拡大を目指します
2776	藤本建設株式会社	北海道	標津郡	JAS 構造材、利用拡大宣言!
2806	株式会社サンエービルド工業	北海道	富良野市	安心安全な JAS 構造材の活用拡大宣言
2839	住拓工業株式会社	北海道	苫小牧市	非住宅木造建築に JAS 構造材を活用します。
2620	清水工務店	青森県	八戸市	JAS 構造材 利用率アップ!!

2723	株式会社サンロク	青森県	三沢市	JAS 構造材の使用率アップ！！
2730	株式会社下久保建 材店	青森県	三沢市	JAS 構造材の改善に努めます。
2750	色川木材株式会社	青森県	八戸市	JAS 構造材の利用向上に努めます。
2791	株式会社秀和住研	青森県	八戸市	JAS 構造材 利用率アップ
2660	正三建設株式会社	岩手県	大船渡 市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2667	株式会社昭和建設	岩手県	盛岡市	JAS 構造材 利用率アップ
2688	株式会社鈴東興建	岩手県	一関市	JAS 構造材の利用率アップ！！
2772	株式会社 Miura	岩手県	盛岡市	JAS 構造材をさらに利用します！
2653	有限会社早坂建工	宮城県	仙台市	JAS 構造材を活用した温もりのある木の 家の提供
2761	セイホクテック株 式会社	宮城県	多賀城 市	JAS 構造材の使用率拡大を目指します
2682	株式会社高英	秋田県	仙北郡	私達は JAS 構造材、CLT の活用拡大に、 努める事を宣言致します。
2649	株式会社現代民家	山形県	酒田市	積極的な JAS 構造材の利用と利用実績 の発信
2681	株式会社高橋工務 店	山形県	村山市	JAS 構造材利用率アップ！
2759	株式会社ビルダー タカシマ	山形県	東田川 郡	JAS 構造材 利用率アップ！！
2816	有限会社住俱樂部	福島県	いわき 市	JAS 構造材利用率アップ
2606	株式会社東匠ハウ ジング	茨城県	取手市	JAS 構造材利用率アップ
2751	坂本建設株式会社	茨城県	行方市	JAS 構造材 使用率向上
2800	北関東ウイング株 式会社	茨城県	筑西市	JAS 構造材の利用拡大に努力します。
2845	アートナイヴ株式 会社	栃木県	宇都宮 市	JAS 構造材活用拡大！
2618	株式会社林材木店	栃木県	真岡市	JAS 構造材の利用率向上
2626	栃木県集成材協業 組合	栃木県	鹿沼市	JAS 構造用集成材利用推進の営業強化を 宣言します。
2635	星居社株式会社	栃木県	芳賀郡	JAS 構造材 利用率アップ！

2639	有限会社石井建業	栃木県	足利市	JAS 構造材の認知・利用率アップ
2687	株式会社東昭建設	栃木県	矢板市	新築におけるツーバイフォー法率を増やし、JAS 材利用の使用割合を増やす！！
2755	建築家やなぎた	栃木県	真岡市	JAS 構造材 利用率アップする
2637	トウショウレックス株式会社	群馬県	高崎市	JAS 構造材 活用拡大！
2661	沼田土建株式会社	群馬県	沼田市	JAS 構造材を積極的に利用し普及に努力します。
2679	株式会社コバコー	群馬県	沼田市	JAS 構造材利用促進！
2715	株式会社鳥羽建設	群馬県	高崎市	JAS 構造材活用拡大 利用率アップ！！
2778	渋沢テクノ建設株式会社	群馬県	前橋市	JAS 構造材の普及、拡大に貢献します。
2785	タルヤ建設株式会社	群馬県	富岡市	JAS 構造材利用率アップ！
2602	株式会社幸建舎	埼玉県	桶川市	JAS 構造材 利用率 UP 大規模建築物などへも JAS 構造材使用
2617	笠井木材株式会社	埼玉県	春日部市	私たちは JAS 構造材の活用拡大に努めることを宣言します。
2636	横尾建設株式会社	埼玉県	本庄市	住宅・非住宅を問わず、JAS 材の利用促進に努めます
2704	株式会社プラウド	埼玉県	深谷市	JAS 構造材の積極的な利用と利用率アップ！！
2712	株式会社佐川工務店	埼玉県	川口市	JAS 構造材利用率アップ！
2769	増田建設株式会社	埼玉県	川越市	JAS 構造材を活用した建築物を建設します。
2781	株式会社増木工務店	埼玉県	新座市	JAS 構造材を利用し、安心安全な暮らしの種をまきます
2789	竹並建設株式会社	埼玉県	本庄市	JAS 構造材の普及、積極的な利用 CLT 工法普及拡大に貢献していきます。
2815	株式会社入倉工務店	埼玉県	川越市	JAS 構造材の利用率を UP させます！！
2611	株式会社フジノホーム	千葉県	君津市	JAS 構造材の利用を増やして中層木造の建築を増やします。

2633	有限会社エム・エー・ホームズ	千葉県	袖ヶ浦市	JAS 構造材 利用率の向上
2638	有限会社 S.Be 技建	千葉県	佐倉市	JAS 構造材の利用促進
2685	株式会社齋藤組	千葉県	松戸市	JAS 構造材の利用率アップを目指します。
2737	有限会社ノア	千葉県	千葉市	JAS 構造材の利用率を多くする事に努力します。
2758	株式会社新昭和	千葉県	君津市	中大規模木造非住宅の建築に取り組み、一般流通材の利用を中心に JAS 構造材の普及と拡大を図ります。
2802	株式会社ハウジング・ロケーション	千葉県	東金市	JAS 構造材の利用率を増やします。
2804	株式会社ハウズ	千葉県	四街道市	JAS 構造材の利用促進
2809	株式会社ハヤシ工務店	千葉県	旭市	JAS 構造材の利用促進
2605	谷津建設株式会社	神奈川県	相模原市	JAS 構造材を使用し、木造建築物の建設を増やします
2616	株式会社インテリジェンス・ネットワーク	神奈川県	横浜市	国産又は、外国産材の JAS 構造材を活用した木骨マンション化の普及拡大を宣言
2625	有限会社大工伊藤	神奈川県	横須賀市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2644	株式会社三峰エンジニアリング	神奈川県	横浜市	JAS 構造材 利用率の更なるアップ！
2655	株式会社白井組	神奈川県	横浜市	JAS 構造材の利用率向上を目指します！！
2707	株式会社みらいアーキテクト	神奈川県	横浜市	JAS 構造材の利用率 UP へ取り組みます
2731	株式会社森材木店	神奈川県	厚木市	JAS 構造材を使った建築をメインに行っています。
2748	株式会社富士建設	神奈川県	茅ヶ崎市	JAS 構造材の利用拡大を目指します

2792	株式会社マツモト	神奈川県	横浜市	JAS 構造材利用を促進し、環境保全に貢献します。
2824	住宅相談室 心株式会社	神奈川県	相模原市	無垢ファースト設計！
2846	リョーコーホーム株式会社	神奈川県	横浜市	JAS 構造材の使用開始と利用率アップ！！
2702	三和建設株式会社	山梨県	富士吉田市	JAS 構造材を積極的に利用し、普及拡大に努めます。
2835	株式会社ベリーズコーポレーション	山梨県	甲府市	JAS 構造材 利用率 UP！
2612	株式会社タカハシファーム	東京都	葛飾区	おもに大空間や中層の木造提案を通じ、JAS 構造材の普及、利用促進に貢献します。
2613	有限会社高橋木箱製作所	東京都	葛飾区	JAS 構造材を使用する非住宅木造建築の需要拡大を推進します。
2614	松井建設株式会社	東京都	中央区	JAS 構造材の利用率向上を図り、高品質な建物の提供に努めます。
2615	一般社団法人新木材 CLT 生産推進協会	東京都	昭島市	CLT モデル建物を建築し、より多くの依頼者のニーズを把握し CLT 建築（構造材）の普及、木材のサプライチェーンの再構築をめざす！
2631	株式会社浅沼工務店	東京都	江戸川区	JAS 構造材の利用率 UP へ取り組む
2646	株式会社ファミリーコーポレーション	東京都	中央区	JAS 構造材を活用した建築物を積極的に設計・建設します。
2670	株式会社フルキスペースデザイン	東京都	世田谷区	JAS 構造材を積極的に利用していきます。
2672	株式会社プライムトラス	東京都	江東区	JAS 構造材の普及に貢献します！
2690	セイホク株式会社	東京都	文京区	JAS 構造材【合板】の増産を宣言します。
2696	株式会社ダイナム	東京都	荒川区	JAS 構造材を使用した店舗建設宣言
2719	株式会社創信建設	東京都	豊島区	JAS 構造材 (CLT) を使った建物建設宣言
2741	太豊建設株式会社	東京都	品川区	JAS 構造材を積極的に活用して参ります。



2763	株式会社ハウステックス	東京都	杉並区	JAS 構造材の定期的な使用を確立
2764	株式会社オアシス巧房	東京都	北区	JAS 構造材を使った建物建設宣言
2770	ダイテック株式会社	東京都	中央区	JAS 構造材の積極的利用を図る
2774	株式会社カワズ住販	東京都	大田区	JAS 構造材 積極採用！
2782	株式会社東急 Re・デザイン	東京都	世田谷区	JAS 構造材使用量 UP
2790	東邦ハウジング株式会社	東京都	大田区	我が社は JAS 構造材拡大を建売事業の拡大と建築を通して木材産業及び建築業等の反映に努めます。
2794	株式会社鶴崎工務店	東京都	狛江市	JAS 構造材の利用率を上げた建築を推進します
2811	江中建設株式会社	東京都	目黒区	JAS 構造材の利用促進を目指します。
2825	株式会社シンクロアーキテクト	東京都	小平市	JAS 構造材を積極的に利用して木の温かみを感じられる建物作りに励みます。
2838	株式会社エヌエスハウジング	東京都	中野区	私たちは JAS 構造材の取り扱い拡大を目指します。
2669	株式会社本間組	新潟県	新潟市	JAS 構造材 利用率アップ！
2671	株式会社長峰建築	新潟県	阿賀野市	JAS 構造材（国産材）で設計、施工し利用率 UP
2728	株式会社星野建築事務所	新潟県	新潟市	JAS 構造材利用率促進
2628	株式会社創建社	富山県	富山市	JAS 構造材利用普及拡大に努めます
2657	株式会社 HYA	富山県	下新川郡	JAS 構造材 利用率アップ！
2675	アルカスコーポレーション株式会社	富山県	南砺市	「JAS 構造材×SDGs」安心・安全で誰一人取り残されない社会の実現
2676	株式会社片山土建	富山県	小矢部市	JAS 構造材の利用向上に努めます
2698	株式会社松田工務店	富山県	富山市	JAS 構造材 利用率アップ

2717	木村産業株式会社	富山県	砺波市	JAS 構造材を使用した共同住宅建築宣言
2795	株式会社 GEN 風景	富山県	中新川郡	JAS 構造材利用率アップ
2619	アオイ建設株式会社	石川県	七尾市	JAS 構造材 利用促進宣言！！
2662	株式会社西尾	石川県	小松市	JAS 構造材 利用率 UP します！
2743	株式会社メープルホーム	石川県	金沢市	JAS 構造材 利用率アップ
2747	株式会社辻鉄	石川県	金沢市	JAS 構造材を活用した非住宅を提案していきます。
2754	株式会社健工舎イガワ	石川県	金沢市	JAS 構造材 利用率アップ！
2786	鈴木建設株式会社	石川県	金沢市	JAS 構造材の普及と利用率アップ
2847	株式会社アシーズ	石川県	金沢市	木造非住宅建築物において JAS 構造材の利用を積極的に行います。
2659	株式会社レイホク	福井県	福井市	JAS 構造材利用率 UP
2701	信友建設株式会社	福井県	敦賀市	JAS 構造材の利用を積極的に提案いたします。
2713	松代建設工業株式会社	長野県	長野市	JAS 構造材を積極的に活用した設計・施工をします
2735	アクロスホーム株式会社	長野県	上田市	JAS 構造材 利用の促進と積極的な周知活動を実施します！！
2742	株式会社川西	長野県	上田市	JAS 構造材 増産・利用率アップ
2658	ヒビシン建設株式会社	岐阜県	羽島市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2766	株式会社広和木材	岐阜県	中津川市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2780	株式会社雛屋建設社	岐阜県	岐阜市	JAS 構造材 (CLT) を使った建築物の普及に努めます
2822	株式会社チェックハウス	岐阜県	揖斐郡	JAS 構造材 利用率アップ
2601	アンフィニホームズファイナンシャルトラスト株式会社	静岡県	静岡市	JAS 構造材の普及ならびに CLT を活用した建築物の普及拡大に貢献します。

2603	株式会社建築工房 わたなべ	静岡県	富士市	JAS 構造材を積極的に推奨し国内林業の発展に貢献します。
2621	株式会社佐藤工務 店	静岡県	静岡市	品質に優れた JAS 構造材を、建物の施工において積極的に利用します
2629	株 式 会 社 Factories	静岡県	浜松市	JAS 構造材の利用率アップ！
2634	ビスポーク株式会社	静岡県	富士市	JAS 構造材の利用促進を宣言します！
2643	有限会社ムラカミ	静岡県	富士宮 市	JAS 構造材の認知度を上げ、利用率 UP します。
2663	株式会社杉浦建築 店	静岡県	浜松市	JAS 構造材を積極的に活用した非住宅建 築物の推進
2678	株式会社カネ子工 務店	静岡県	牧之原 市	JAS 構造材の利用率をあげ、お客様に安 心安全を提供したいと思えます！！
2691	白幸産業株式会社	静岡県	駿東郡	JAS 構造材利用率アップし、木造建築物 の普及に努める
2725	株式会社小野田産 業	静岡県	静岡市	JAS 構造材を活用した建築物で安心と安 全を提供します！
2726	幸和建工株式会社	静岡県	静岡市	JAS 構造材 利用率アップ
2756	加和太建設株式会 社	静岡県	三島市	設計及び施工に JAS 構造材の利用率向 上を目指します
2788	小野建設株式会社	静岡県	三島市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2796	有限会社大槻材木 店	静岡県	浜松市	JAS 構造材の理解と販売の拡大を強化す る
2803	株式会社ハウジン グ松本	静岡県	浜松市	JAS 構造材 利用率アップ
2818	有限会社入野渥美 建築	静岡県	浜松市	JAS 構造材利用率アップに向け努力して いきます。
2819	株式会社メープル コア静岡	静岡県	掛川市	JAS 構造材を積極的に取り扱い、普及拡 大に貢献します。
2820	末廣建設株式会社	静岡県	藤枝市	JAS 構造材の利用率アップを目指しま す！！
2823	株式会社鈴木組	静岡県	浜松市	JAS 構造材の利用拡大に努めます。

2829	株式会社後藤工務店	静岡県	沼津市	JAS 構造材を利用致します
2833	株式会社イズ工務店	静岡県	伊豆の国市	JAS 構造材・CLT の利用率をアップします。
2604	株式会社荒川工務店	愛知県	豊橋市	JAS 構造材の使用率を向上します！
2610	豊橋建設工業株式会社	愛知県	豊橋市	JAS 構造材を積極利用！
2622	株式会社明昇進開発	愛知県	高浜市	JAS 構造材を積極的に利用し、JAS 構造材の進普拡大に貢献します
2623	株式会社マエケン	愛知県	名古屋市	木造非住宅建築において JAS 構造材の利用率アップ
2624	宮崎木材株式会社	愛知県	新居浜市	JAS 構造材を積極的に活用します。
2627	松屋地所株式会社	愛知県	豊橋市	JAS 構造材を使った福祉施設建設宣言
2648	大晃住宅有限会社	愛知県	一宮市	JAS 構造材活用拡大に努めていきます。
2673	株式会社結プロジェクト	愛知県	西尾市	JAS 構造材 利用率アップ！
2693	井口建設株式会社	愛知県	豊橋市	JAS の構造材の使用率を向上します
2695	株式会社ビーエムシー	愛知県	岡崎市	JAS 構造材を用いた建築物の普及と利用率アップに邁進します！
2700	株式会社ウッドフレンズ	愛知県	名古屋市	JAS 構造材の利用率向上
2722	HW ビルド株式会社	愛知県	あま市	JAS 構造材利用率アップ
2724	ニケンハウジング株式会社	愛知県	名古屋市	JAS 構造材及び LVL、CLT の普及拡大に貢献し木造建築の発展に寄与します。
2734	株式会社小林工務店	愛知県	日進市	JAS 構造材利用率 UP
2740	岡田建設	愛知県	豊田市	JAS 構造材 利用率アップ
2805	八洲建設株式会社	愛知県	半田市	住宅及び非住宅における JAS 構造材活用を推進し、普及拡大に努めます。
2832	La Maison 株式会社	愛知県	岡崎市	JAS 構造材の利用率、利用への理解を深める。無垢材の使用率向上。

2844	壽鑛業株式会社	愛知県	田原市	JAS 構造材を積極的に取り入れ、自然の恵みである無垢材を活かした建物を設計施工します。
2684	株式会社造家工房	三重県	亀山市	JAS 構造材、CLT を使用して、木造の新たなかたちに挑戦
2632	株式会社テリオス	滋賀県	大津市	JAS 構造材の PR と使用を推進します。
2683	SUBLIME HOME 株式会社	滋賀県	草津市	JAS 構造材利用率アップ
2686	株式会社丸正	滋賀県	甲賀市	JAS 構造材の利用拡大に向けて PR していきたいと思います
2705	株式会社ひらつか 建築.	滋賀県	犬上郡	JAS 構造材の利用量・利用率アップ!
2706	HIJ.株式会社	滋賀県	犬上郡	JAS 構造材の利用量・利用率アップ!
2798	HOME BUILDER KAWAI	滋賀県	栗東市	JAS 構造材 利用率アップ!!
2640	京北プレカット株 式会社	京都府	京都市	JAS 構造材を常時取り扱っています。
2656	株式会社大村工務 店	京都府	京丹後 市	JAS 構造材の利用率をアップします。
2689	タクミ建設株式会 社	京都府	京都市	無垢ファースト設計と JAS 構造材利用率の更なるアップ!
2699	株式会社志水工務 店	京都府	京都市	JAS 構造材の利用拡大を目指します。
2767	まるふく産商株式 会社	京都府	京丹後 市	JAS 構造材の活用拡大に努め、品質向上を目指すことを宣言いたします。
2773	有限会社 Anny's Design	京都府	宇治市	JAS 構造材を利用した商業デザイン宣言!
2609	株式会社川口建設	大阪府	阪南市	JAS 構造材利用率アップ!
2651	株式会社藤木工務 店	大阪府	大阪市	JAS 構造材を使用した建築工事拡大への貢献を目指します。
2654	フロックス有限会 社	大阪府	交野市	JAS 構造材 利用率アップ
2721	株式会社昭和ハウ ジング泉州	大阪府	貝塚市	JAS 構造材 利用拡大
2739	松山工務店	大阪府	豊中市	JAS 構造材 利用率アップ

2807	株式会社岸和田グランドホール	大阪府	岸和田市	JAS 構造材 (CLT) を使った建設宣言
2642	北条建装株式会社	兵庫県	明石市	当社の工事においては、可能な限り、JAS 構造材の使用を前提とした、施行を行うことを宣言する！
2645	松川建築株式会社	兵庫県	加東市	JAS 構造材利用率アップ
2680	株式会社ツダ	兵庫県	淡路市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2703	有限会社西浦建築	兵庫県	美方郡	JAS 構造材の利用率向上を目指します。
2784	有限会社井上製材所	兵庫県	加西市	JAS 構造材 利用率 UP！
2797	垣本建設工業株式会社	兵庫県	丹波市	JAS 構造材を活用した木造建築物の魅力を広く周知する
2812	大垣林業株式会社	兵庫県	神戸市	JAS 構造材の取り扱い及び利用率の増加
2813	前川建設株式会社	兵庫県	加古川市	JAS 構造材による建築物の木造化を普及促進することにより、日本の森林を守るまちづくりを推進します。
2831	株式会社コモンベース	兵庫県	姫路市	鉄骨構造材から JAS 構造材へ切り替えていきます！
2834	株式会社中塚組	兵庫県	揖保郡	JAS 構造材 利用率アップ！！
2841	大一興産株式会社	兵庫県	神戸市	JAS 構造材の更なる利用率アップ
2692	株式会社創和建设	和歌山県	和歌山市	JAS 構造材の認知・利用率 UP に向け積極的に JAS 構造材及び CLT の普及拡大に貢献します！
2711	株式会社クズモト	和歌山県	和歌山市	非住宅物件の JAS 構造材利用促進します
2630	株式会社ホームズ	鳥取県	倉吉市	県産材 JAS 構造材を使って利用率を UP させていきます。
2714	有限会社まごころ	鳥取県	米子市	JAS 構造材の利用を促進し利用率をアップします。
2716	株式会社ジュケーン	鳥取県	鳥取市	JAS 構造材の利用率アップに努めます
2738	ハウジング松栄有限公司	鳥取県	東伯郡	JAS 構造材 利用率アップ
2757	国太建設株式会社	鳥取県	鳥取市	JAS 構造材 利用率 UP！

2762	株式会社ホームック	鳥取県	鳥取市	魅せる建築 『感動の JAS 構造材建築利用増アップ』
2777	株式会社エール	鳥取県	鳥取市	JAS 構造材及び構造用パネルの利用率アップ！
2828	上野ハウジング有限公司	鳥取県	米子市	「JAS」構造材（CLT）積極活用！！
2826	岩崎建設有限会社	島根県	出雲市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2827	株式会社佐藤組	島根県	松江市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2836	株式会社キムラ	島根県	出雲市	私達は確かな品質の JAS 構造材の取り扱い拡大に努めることを宣言します。
2647	株式会社 MASTER CRAFT	岡山県	瀬戸内市	新築物件、改修を伴うリフォーム物件での JAS 構造材の利用率をアップします！
2768	ユージー技建株式会社	岡山県	瀬戸内市	JAS 構造材 利用率アップ
2779	株式会社田村工務店津山	岡山県	津山市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2677	株式会社トータテハウジング	広島県	広島市	JAS 構造材 利用率アップに貢献します
2736	広島ランバーテック株式会社	広島県	廿日市	プレカット部門と設計部門を活かし、JAS 構造材の利用拡大に努めます。
2765	パナソニックリビング中四国株式会社	広島県	広島市	JAS 構造材を活用した非住宅建築物の推進
2771	株式会社ハウスプラン永田	広島県	福山市	JAS 構造材の利用を拡充します。
2840	株式会社エヌテック	広島県	広島市	JAS 構造材を使って構造計算された建築物しか建てません！
2753	株式会社みうら	山口県	周南市	JAS 構造材を常時取り扱っています
2732	敷島建設株式会社	香川県	高松市	JAS 構造材を利用した建築物の建設に取り組みます。
2666	株式会社アトリエバウ	愛媛県	松山市	JAS 構造材の利用率アップ及び無垢材の活用した建築物の設計を優先的に行います！

2749	白石建設工業株式会社	愛媛県	新居浜市	JAS 構造材を利用した建設工事の受注率アップ
2801	Ottoman 株式会社	愛媛県	松山市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2810	株式会社エムプラス建築工房	愛媛県	松山市	JAS 構造材利用率 UP、無垢ファースト設計
2830	株式会社宮嶋組	愛媛県	西条市	JAS 構造材 利用率アップ！！！！
2808	高知おおとよ製材株式会社	高知県	長岡郡	JAS 構造材の安定供給に努めます
2842	有限会社山村木材	高知県	高知市	JAS 構造材の認知アップ、利用のアップを目指します
2608	株式会社キューハウ	福岡県	福岡市	JAS 構造材の利用率 UP を目標として取り組んでいきます。
2650	九州ハウジング株式会社	福岡県	みやま市	JAS 桧材を活用した木造建築物の推進
2664	尾崎建設株式会社	福岡県	福岡市	JAS 構造材の利用を推進します。
2752	株式会社フォレストヴィラホーム	福岡県	福岡市	JAS 構造材（CLT）を使った建物建設を宣言します！！
2760	株式会社ワイテック	福岡県	福岡市	JAS 構造材を積極的に活用し、普及に貢献いたします
2793	株式会社フランク	福岡県	福岡市	JAS 構造材ファースト設計！
2817	協同建設株式会社	福岡県	飯塚市	JAS 構造材を用いた木造建築を推進します。
2843	唐津土建工業株式会社	佐賀県	唐津市	私たちは JAS 構造材活用拡大に積極的に取り組むことを宣言します。
2607	有限会社睦設計コンサルタント	長崎県	壱岐市	木の良さを活かした設計実績に自信があります！住宅から福祉施設、大規模公共建築まで受賞歴多数！
2708	株式会社西川木材	長崎県	長崎市	私達は JAS 構造材の販売促進に取り組めます
2744	株式会社山内組	長崎県	壱岐市	JAS 構造材と木の良さを活かし、安全で住み良い住宅の施工へ向けて邁進します。
2710	ファンライフ株式会社	熊本県	上益城郡	JAS 構造材活用拡大と普及に向けて動きます。



2787	KOUKEN246 建設株式会社	熊本県	熊本市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2814	株式会社 TAKEMATSU	熊本県	熊本市	JAS 構造材の普及に努めます。
2821	株式会社ロハウス	熊本県	熊本市	JAS 構造材普及と利用に努めます
2799	大成住建株式会社	大分県	大分市	JAS 構造材で非住宅も木造化！！
2718	株式会社協栄	宮崎県	日向市	JAS 構造材 利用率アップ！
2745	株式会社三友	宮崎県	宮崎市	JAS 構造材の利用率を UP します。
2783	持永木材株式会社	宮崎県	都城市	JAS 構造材の増産及び販売促進を宣言します
2668	有限会社山崎工務店	鹿児島県	鹿児島市	JAS 構造材 利用率アップ
2837	株式会社ひろ工房	鹿児島県	県曾於郡	デザイン、設計、施工を通じ、JAS 構造材利用を積極的に推進します。
2847	株式会社アシーズ	石川県	金沢市	木造非住宅建築物において JAS 構造材の利用を積極的に行います。
2848	山一管財株式会社	宮城県	富谷市	弊社が建築するアパートが JAS 構造材という品質の高い木材を使用することにより、お客様の賃貸経営をより一層安定化するよう努めてまいります。
2849	有限会社空間工房 匠屋	静岡県	富士宮市	JAS 構造材 利用率アップ！！
2850	内藤建設株式会社	岐阜県	岐阜県	JAS 構造材を活用した建築物を建設する！
2851	有限会社大成産業	東京都	羽村市	JAS 構造材を活用した木造建築を推進します！
2852	有限会社西村住研	高知県	高知市	JAS 構造材利用率アップ
2853	有限会社大生建設	鳥取県	日野郡	JAS 構造材 利用率アップ！！
2854	株式会社アーバンアーキテック	茨城県	ひたちなか市	JAS 構造材を使用した建物を建設することで、林業の活性化に貢献し、CO2 削減及び持続可能な社会を目指します。
2855	株式会社山市成工	山梨県	甲府市	木造非住宅分野での、JAS 構造材の利用を促進いたします。
2856	株式会社 FP ホームサービス	岩手県	盛岡市	JAS 構造材の普及に貢献します。
2857	石川建設株式会社	群馬県	太田市	JAS 構造材 建築促進

## 2.3 JAS 構造材実証支援事業

### 2.3.1 目的

本事業では、JAS 製品の中でも、地域経済への波及効果や山元への利益還元効果が期待できる製材を主対象とするほか、大型化した国産材原木の利用や非住宅用途の建築物の木造化の活用が期待される枠組壁工法構造用製材（たて継ぎ材を含む。）に加え、CLT、構造用集成材、単板積層材（LVL）を対象とし、一層の木材製品の競争力の強化や消費拡大につなげていくため、非住宅建築物等の構造材として実際に使用していただくことを目的としている。

### 2.3.2 事業内容

#### （1）事業対象者

個別実証事業に申請できる者は、個別実証事業の対象物件の建築業者（建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者）であって、以下のすべての要件を満たす者とした。

- ア JAS 構造材活用宣言事業の宣言事業者であること。
- イ 「別添1」に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- ウ 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年 法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- オ 建築基準法第 6 条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）において実証事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から JAS 構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた施工者とする。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。
- カ 実証事業を同年度に 3 件以上申請する者にあつては、3 件目の実証事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号）（以下「クリーンウッド法」という。）に基づき別添 2 の登録実施機関から登録を受けていること。
- キ 実証事業を同年度に 3 件以上申請する者にあつては、カに加え、次のいずれかの要件を満たすものとする。
  - ・木材 SCM 支援システム「もりんく」（<https://molink.jp/>）の登録者
  - ・山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した JAS 構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をする者。
- ク 法人格を有する者であること。

## (2) 対象とすることができる物件

実証事業の対象とすることができる建築物は建築確認申請を提出し、且つ次の要件を満たす物件とした。

- ア 建築確認申請等又は建築工事届の建築主が国でないもの。
- イ 3階以下の建築物で戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅でないもの(木造と木造以外の構造の混構造を含む)。
- ウ 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外の国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関(以下「補助事業実施機関」という。)が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金を除く。)が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りではない。
- エ 新築及び増改築する助成対象の床面積(4階建て未満の建築物の非木造部分を除く)が10㎡を超えるものであること。
- オ JAS構造材実証支援事業助成金交付規程第7の1に定める指定する部位でJAS構造材を使用した建築物であること。
- カ 実証事業の成果を林野庁は全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したもの。
- キ 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を算出するものであること。

表 2.3.1-1 建築確認申請の区分による助成対象建築物

用途記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	地上4階以上	地上4階未満	
8010	一戸建ての住宅	○	×	
8020	長屋	○	○	
8030	共同住宅	○	○	
8040	寄宿舎	○	○	
8050	下宿	○	○	
8060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○	×	
8070	幼稚園	○	○	
8080	小学校	○	○	
8082	義務教育学校	○	○	
8090	中学校、高等学校又は中等教育学校	○	○	
8100	養護学校、盲学校又は聾学校	○	○	
8110	大学又は高等専門学校	○	○	
8120	専修学校	○	○	
8130	各種学校	○	○	
8132	幼保連携型認定こども園	○	○	
8140	図書館その他これに類するもの	○	○	
8150	博物館その他これに類するもの	○	○	
8152	美術館その他これに類するもの	○	○	
8160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×	×	※1
8170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	○	○	
8180	保育所その他これに類するもの	○	○	
8190	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	○	○	
8192	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	○	○	
8210	児童福祉施設等(建令19-1に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。)	○	○	
8220	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	○	○	
8230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	○	○	
8240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	○	○	
8250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	○	○	
8260	病院	○	○	
8270	巡査派出所	○	○	
8280	公衆電話所	○	○	
8290	郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の規定により行う郵便の業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を含む。)の用に供する施設	○	○	
8300	地方公共団体の支庁又は支所	○	○	
8310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	○	○	
8320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	○	○	
8330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	○	○	※2
8340	工場(自動車修理工場を除く。)	○	○	
8350	自動車修理工場	○	○	
8360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	○	○	
8370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場	○	○	
8380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	○	○	
8390	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	○	○	
8400	ホテル又は旅館	○	○	
8410	自動車教習所	○	○	
8420	畜舎	○	○	
8430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	○	○	
8438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	○	○	
8440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	○	○	

用途記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	地上4階以上	地上4階未満
8450	飲食店(次項に掲げるものを除く。)	○	○
8452	食堂又は喫茶店	○	○
8456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○	○
8458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	○	○
8460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	○	○
8470	事務所	○	○
8480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	○	○
8490	自動車車庫	○	○
8500	自転車駐車場	○	○
8510	倉庫業を営む倉庫	○	○
8520	倉庫業を営まない倉庫	○	○
8530	劇場、映画館又は演芸場	○	○
8540	観覧場	○	○
8550	公会堂又は集会場	○	○
8560	展示場	○	○
8570	料理店	○	○
8580	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	○	○
8590	ダンスホール	○	○
8600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	×	×
8610	卸売市場	○	○
8620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	○	○
8630	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	○	○
8640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	○	○
8650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は時価販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	○	○
8990	その他	○	○

※1 本事業の対象としない ※2 国の施設は本事業の対象としない

なお、実証事業者が申請できる一者あたりの上限は、申請する物件の建築確認申請の用途区分が「長屋」又は「共同住宅」に区分される建築物については5件までとした。

### (3) 助成対象木材及び材積

実証事業者が当該事業を実施するのに必要な木材のうち助成対象となる木材（以下「助成対象木材」という。）の要件、範囲及び材積は、JAS 構造材ごとに以下に定めたものとした。

なお、助成対象木材は、実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材とした。

#### 1) 助成対象木材の要件

ア 構造用製材

機械等級区分構造用製材の部材の全部又は一部が、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とする。

イ 2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL 及び CLT

2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL 又は CLT の部材の全部又は一部が構造部の柱、壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とする。

2) 助成対象木材の範囲及び材積

助成対象木材の範囲及び材積は、JAS 構造材を構造部に使用する階（以下「助成対象階」という。）を範囲とし、当該の階で使用した JAS 構造材の材積を対象とする。

(4) 助成金額

助成金額は以下の 1)、2)、3) を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。

なお、助成額は一件の実証事業に対して、15,000,000 円を上限とするが、助成対象階の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合、または(3)で規定した助成対象階が4以上の建築物は 30,000,000 円を上限とする。

- 1) 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、(3)で規定する助成対象階で使用予定の構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL の材積の合計に 66,000 円/m<sup>3</sup> を乗じた金額及び助成対象階で使用する CLT の材積の合計に 140,000 円/m<sup>3</sup> を乗じた金額に、助成対象階で使用予定の構造用合板、構造用パネルの調達費に 1/2 を乗じた額を加算した金額。
- 2) 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、(3)で規定する助成対象階で使用した構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL の材積の合計に 66,000 円/m<sup>3</sup> を乗じた金額及び助成対象階で使用した CLT の材積の合計に 140,000 円/m<sup>3</sup> を乗じた金額に、助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費に 1/2 を乗じた額を加算した金額。
- 3) 助成対象階で使用した構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL 及び CLT の調達費に、助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費に 1/2 を乗じた額を加算した金額。

(5) 事業の流れ

事業の流れは図 2.2.3-2 のとおりである。

事業の募集は、1次募集（事業申請期間：令和4年4月11日～5月25日、交付申請締切：令和4年9月30日）、2次募集（事業申請期間：令和4年6月1日～6月10日、交付申請締切：令和4年11月30日）、3次募集（事業申請期間：令和4年10月3日～10月31日、交付申請締切：令和4年12月9日）の3回行った。

- ① 実証事業者は、様式1号の事業申請を締め切り日までに地域木材団体へ提出する。地域木材団体は内容を確認した上で事務局へ提出する。

- ② 事務局は申請受付後、様式2号を発行する。事務局は書類内容について審査を行い、問題ないと判断できた場合には様式3号の結果通知書の発行を行う。
- ③ 実証事業者は様式3号を受領した後（3次募集においては募集を開始した後）、事業を開始（木材発注や材料指示等）する。
- ④ 建て方終了後、事務局または地方木材団体は、一部業者を対象としてJAS構造材等についての使用状況の確認を行う。（3次募集においては事業採択日より前に建て方が完了した事業は不採択とした）
- ⑤ 助成対象木材の施工完了後、実証事業者は様式6号の交付申請を締め切り日までに地域木材団体へ提出する。地域木材団体は内容を確認した上で事務局へ提出する。
- ⑥ 事務局は書類内容について審査を行い、問題ないと判断できた場合には様式7号の決定通知書の発行を行う。
- ⑦ 個別実証事業者は様式8号の請求書を事務局へ提出する。
- ⑧ 事務局は助成金の支払いを行う。

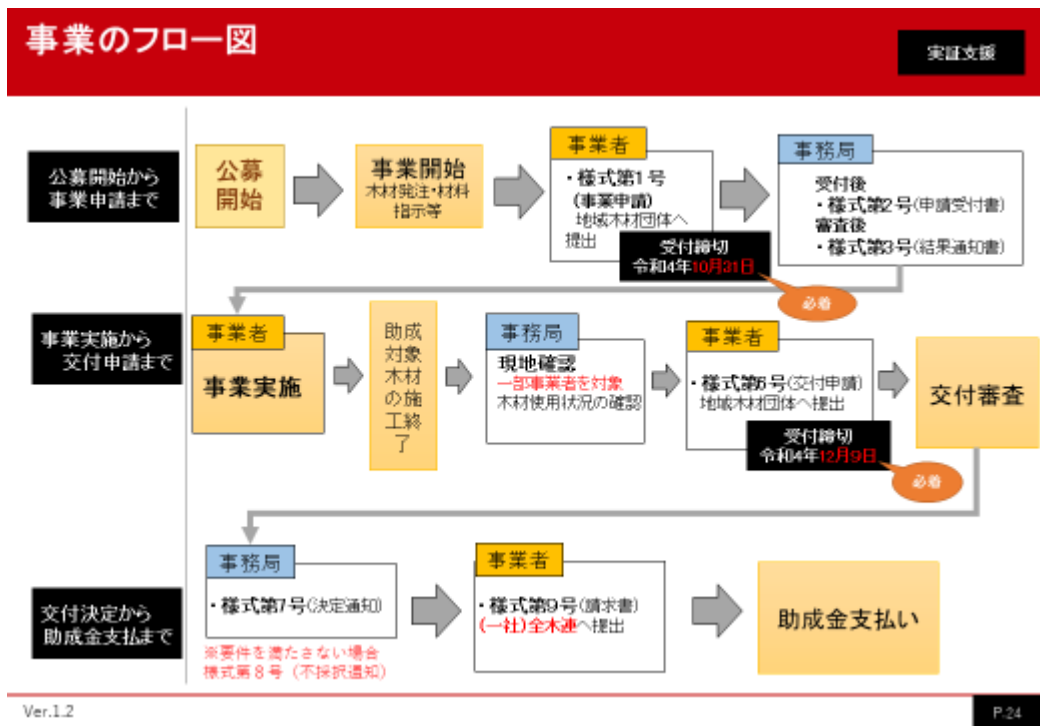


図2.2.3-2 事業の流れ(3次募集の受付締切期間)

### 2.3.3 事業申請における審査

#### (1) 事業申請書様式

事業申請書は公募要領に定められた提出期限内に実証事業に申請する物件の住所にある地域木材団体へ提出するものとした。

提出書類は下記のとおりである。

ア 公募要領に規定する事業申請書（様式1号）

イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され、判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等

ウ 建築確認申請等の写し（受付印のあるもの）

エ 申請物件に使用される木材、JAS 構造材の使用予定量、予定調達費がわかる木拾い表（JAS 構造材の種類ごとに色分けすること。）等

オ 施工者として確認できる者から JAS 構造材実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる資料

アの事業申請書の様式（P96-P99：図2.3.3-1～図2.3.3-8）は、ホームページからエクセルデータとしてダウンロードできるものとした。

#### (2) 事業申請書記載例

事業申請の書類手続きを円滑に進めるため、事業申請書の記載例を作成し（P96-P99：図2.3.3-1～図2.3.3-8）、ホームページに公表した。

#### (3) 事業申請審査

事務局は提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で、実証事業の採択を決定した。

事務局では書類の不備などのチェックと、内容についての審査の2段階チェックを行っている。書類の不備などのチェック表を図2.3.3-9（P100）に、書類内容についてのチェックシートを図2.3.3-10（P101）に示す。

審査後、事務局は、図2.3.3-11（P103）の審査結果通知書（様式3号）を実証事業申請者に通知した。

### 2.3.4 現場審査

全木連及び地域木材団体は、公募要領に基づき、必要に応じて実証事業の対象物件を確認することができる。

#### (1) 現地確認チェックリスト

現地確認チェックリストなどを図2.3.4-1～図2.3.4-3（P104-P105）に示す。



## 2.3.5 交付申請における審査

### (1) 交付申請書様式

1) 実証事業者は、事業完了後、JAS 構造材実証支援事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式6号）1部と以下に挙げる資料1部を添付し、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は全木連が設定した締め切り日のいずれか早い期日までに提出していただくこととした。

なお、「事業が完了した日」とは、助成対象木材の JAS 構造材の建て方が終了した日とした。

ア 実証事業で得られた JAS 構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書

① 構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材及び構造用 LVL の場合は、様式6号-2（共通）及び様式6号-2-①（機械等級区分構造用製材ほか）

② CLT の場合は、様式6号-2（共通）、様式6号-2-②（CLT）-1、様式6号-2-②（2×4工法構造用製材ほか）-2

イ 交付金額の査定に必要となる資料

ウ 記録写真

エ 審査結果通知書（様式3号）の日付以降（3次募集については募募を開始した日以降）に材料発注があったことを証明する資料（発注書、材料指示書等）

オ 建築確認済証及び第9に定める付属資料において提出した建築確認申請又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請のコピー

2) 実証事業者は、第1項の交付申請書（様式6号）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請していただくこととした。

アの交付申請書の様式（P107-P108：図2.3.5-1～図2.3.5-4）は、ホームページからエクセルデータとしてダウンロードできるものとした。

### (2) 交付申請書記載例

交付申請の書類手続きを円滑に進めるため、交付申請書の記載例を作成し（P107-P108：図2.3.5-1～図2.3.5-4）、ホームページに公表した。

### (3) 交付申請審査

事務局は提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で、交付申請書の審査を行った。

事務局では書類の不備などのチェックと、内容についての審査の2段階チェックを行っている。書類の不備などのチェック表を図2.3.5-5（P109）に、書類内容についてのチェックシートを図2.3.5-6（P110）に示す。

審査後、事務局は、審査結果通知書（様式7号）を実証事業申請者に通知した。（P114：図2.3.5-7）

## 2.3.6 事業成果

### (1) 実証物件の件数等の分析

本事業における実証物件の件数は255件、助成額は1,302,003千円となった。

都道府県別の実証物件の件数を表2.3.6-1に示す。宣言事業者登録件数の多い北海道、東京都、愛知県に加え、千葉県、静岡県が多い結果となった。

用途別×地域別の実証件数を纏めたものを表2.3.6-2に示す。昨年度同様、共同住宅・寄宿舎の用途が一番多く（半数弱）、次いで老人介護施設、福祉施設等の順となった。

用途別×延べ面積別の実証件数を纏めたものを表2.3.6-3に示す。4号特例から外れる延べ面積500㎡以上の建物の件数が約3割という結果となった。これらは高度な構造計算が必要となるため、特に強度等級区分されたJAS材が必要となる物件である。

用途別×JAS構造材別のJAS構造材の使用件数を纏めたものを表2.3.6-4に示す。共同住宅・寄宿舎、次いで事務所の使用材積量が多い結果となった。JAS構造材の種類については、合板、次いで集成材が多い結果となった。

表2.3.6-1 都道府県別 実証物件の件数（件）

都道府県別 建築用木材の転換促進支援事業の件数（件）					
県	件数	県	件数	県	件数
01北海道	23	17富山	12	33岡山	5
02青森	1	18石川	8	34広島	4
03岩手	3	19福井	2	35山口	
04宮城	6	20長野	2	36徳島	
05秋田	0	21岐阜	6	37香川	2
06山形	3	22静岡	17	38愛媛	7
07福島	1	23愛知	20	39高知	1
08茨城	4	24三重	2	40福岡	8
09栃木	3	25滋賀	3	41佐賀	
10群馬	4	26京都	4	42長崎	1
11埼玉	8	27大阪	11	43熊本	4
12千葉	23	28兵庫	6	44大分	1
13神奈川	11	29奈良	1	45宮崎	4
14山梨		30和歌山	1	46鹿児島	3
15東京	18	31鳥取	4	47沖縄	
16新潟	8	32島根	0		
総計			255		

表 2.3.6-2 用途別×地域別 実証物件の件数 (件)

建物用途	①北海道・東北	②関東	③北陸	④中部	⑤近畿	⑥中国	⑦四国	⑧九州・沖縄	総計
共同住宅・寄宿舍	15	35	7	13	14	4	7	2	97
事務所	7	9	7	7	2	4	0	7	43
老人介護施設	3	6	5	6	0	1	0	4	25
児童・障がい者福祉施設等	1	8	1	9	4	1	0	0	24
病院・クリニック	2	2	4	4	3	1	1	1	18
店舗	3	2	0	1	0	1	1	4	12
集会所	1	3	4	3	0	0	0	0	11
倉庫	1	2	0	1	1	0	0	2	7
郵便局	2	1	0	1	0	0	1	1	6
工場	0	1	2	1	2	0	0	0	6
幼保施設	1	1	0	0	0	0	0	0	2
教育施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1
畜舎	1	0	0	0	0	0	0	0	1
宿泊所	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	1
総計	37	71	30	47	26	13	10	21	255

表 2.3.6-3 用途別×延べ面積別 実証物件の件数 (件)

用途/面積	①10超	②100超	③200超-	④300超-	⑤400超-	⑥500超-	⑦1000超-	⑧1500超-	⑨2000超-	⑩3000超	総計
	-100未満	-200未満	300未満	400未満	500未満	1000未満	1500未満	2000未満	3000未満		
共同住宅・寄宿舍	0	12	24	19	16	26	0	0	0	0	97
事務所	1	8	14	4	4	10	0	0	1	1	43
老人介護施設	0	0	0	1	2	10	5	6	1	0	25
児童・障がい者福祉施設等	1	3	6	4	7	3	0	0	0	0	24
病院・クリニック	0	5	6	3	3	1	0	0	0	0	18
店舗	1	4	0	2	0	2	3	0	0	0	12
集会所	1	5	3	1	0	0	1	0	0	0	11
倉庫	0	2	0	0	1	4	0	0	0	0	7
工場	0	1	0	0	0	2	0	1	0	2	6
郵便局	0	4	0	0	0	1	0	0	1	0	6
幼保施設	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
教育施設	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
宿泊所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
畜舎	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
面積別合計	5	44	53	35	34	59	11	7	4	3	255

表 2.3.6-4 用途別×JAS 構造材別 JAS 構造材の使用件数 (件)

建物用途	①機械	③2×4	④集成材	⑤LVL	⑥CLT	⑦合板	⑧パネ	合計
共同住宅・寄宿舎	46	49	88	13	2	93	21	312
事務所	33	3	36	3	9	37	2	123
老人介護施設	10	10	24	2	2	22	7	77
児童・障がい者福祉施設等	11	8	23	7	0	23	5	77
病院・クリニック	8	1	17	1	0	17	1	45
店舗	13	0	12	0	3	10	2	40
集会所	8	0	9	0	0	11	1	29
倉庫	3	4	7	1	0	7	2	24
郵便局	4	0	4	0	6	3	0	17
工場	2	3	4	3	2	4	2	20
幼保施設	0	1	2	1	0	2	2	8
教育施設	1	0	1	0	0	1	1	4
畜舎	2	0	1	0	0	0	0	3
宿泊所	0	0	1	0	1	1	0	3
その他	0	0	1	0	0	1	0	2
総計	141	79	230	31	25	232	46	784

表 2.3.6-5 物件名、所在地、施工者

番号	県 No.	施工者主・申請者	物件名	物件住所	主要用途 (区分)	延べ床面積 (㎡)	助成木材量 (㎡)
1	01 北海道	竹内建設株式会社	(仮称)ほしがおか 保育園新築工事	北海道 札幌市	保育所	338.38	45.8903
2	01 北海道	有限会社 中口建設	株式会社 SORAE 焼鳥〇 店舗新築工事	北海道 沙流郡 日高町	焼鳥店 (飲食店)	160.84	22.1642
3	01 北海道	藤原工業株式会社	株式会社 One World Project 社屋新築工事	北海道 中川郡 幕別町	事務所	398.93	48.9462
4	01 北海道	株式会社 丸三ホクシン建設	あおい北 47 条館 新築工事	北海道 札幌市	老人ホーム	663.14	65.0990

5	01 北海道	株式会社 グッド住マイル	(仮称)MEA・T様 西 6南33共同住宅 B棟 新築工事	北海道 帯広市	共同住宅	818.85	103.103
6	01 北海道	竹内建設 株式会社	和食レストラン とんでん 厚別店 新築工事	北海道 札幌市	飲食店	326.02	32.3977
7	01 北海道	アイビーホーム株式会社	北栄町5丁目AP・東	北海道 苫小牧市	共同住宅	438.80	55.2831
8	01 北海道	アイビーホーム株式会社	北栄町5丁目AP・北	北海道 苫小牧市	共同住宅	438.80	55.2831
9	01 北海道	株式会社グッド住マイル	(仮称)MEA・T様 西6南33共同住宅 A棟新築工事	北海道 帯広市	共同住宅	651.90	82.7919
10	01 北海道	藤原工業株式会社	株式会社 大上電気工業 社屋建設工事	北海道 中川郡 幕別町	事務所	289.98	39.0330
11	01 北海道	有限会社 中口建設	福山 AP 新築工事 (6戸)	北海道 沙流郡 日高町	長屋	314.25	37.5065
12	01 北海道	大幸建設株式会社	みやげ医院 新築工事	北海道 北見市	診療所	403.80	58.6625
13	01 北海道	浅水建設株式会社	鹿島町共同住宅 建設工事	北海道 伊達市	共同住宅	289.02	44.8476

14	01 北海道	荒井建設 株式会社	当麻郵便局新築工 事	北海道上 川郡当麻 町	郵便局	616.59	131.348
15	01 北海道	有限会社 カウ・ コンフォート・ サービス	株式会社トータル ハードマネージメント サービスジェネティッ クス牛舎新築工事	北海道 野付郡 別海町	畜舎	2005.02	195.811
16	01 北海道	東陽ハウス 株式会社	小甲共同住宅 新築工事	北海道 室蘭市	共同住宅	402.50	50.5308
17	01 北海道	東陽ハウス 株式会社	ヴァンペール 若山2 新築工事	北海道 登別市	長屋	489.30	58.6154
18	01 北海道	株式会社 小金澤組	豊浦建設工業 苫小牧営業所B棟	北海道 苫小牧市	事務所・ 自動車 車庫	323.88	31.6448
19	01 北海道	株式会社 三五工務店	北海道ボールパーク (仮称) 建設計画商業棟	北海道 北広島市	物販販売 業を営む 店舗	982.92	246.358
20	01 北海道	藤本建設 株式会社	FK3 ハイッ新築工事	北海道 標津郡 標津町	共同住宅	196.96	9.2762
21	01 北海道	株式会社丸三 ホクシン建設	(仮称)アクア八軒 有料老人ホーム 新築工事	北海道 札幌市	老人ホ ーム	979.59	109.508
22	01 北海道	株式会社 イワサキ	とん田東町店舗付き MS 新築工事	北海道 北見市	共同住宅・ 物品販売 店	551.19	83.8077

23	01 北 海 道	株式会社 菅原工務店	光洋町 高齢者福祉施設 新築工事	北海道 苫小牧市	老人ホ ーム	498.75	45.3118
24	02 青 森	清水工務店	公益財団法人 こころすこやか財団 DaiDai 新築工事	青森県 八戸市	事務所 及び 調理室	114.66	19.0262
25	03 岩 手	伊藤建設 株式会社	雫石砂利工業株式会社 事務所建替え工事	岩手県 岩手郡 雫石町	事務所	198.74	18.2327
26	03 岩 手	株式会社 ひらつか建 築.	株式会社 篠崎運送倉庫 保冷倉庫	岩手県 北上市	倉庫業 を営む 倉庫	947.35	124.145
27	03 岩 手	伊藤建設 株式会社	(仮称)道明公民館 移転新築工事	岩手県 盛岡市	地区公 民館	173.90	23.8092
28	04 宮 城	セルコホーム 株式会社	仙台生出郵便局 新築工事	宮城県 仙台市	郵便局	122.32	56.1371
29	04 宮 城	株式会社 山一ハウス	(仮称)大和町吉岡 アパート 新築工事	宮城県 黒川郡 大和町	共同住宅	245.11	33.2189
30	04 宮 城	株式会社 山一ハウス	(仮称)堤町アパート 新築工事	宮城県 仙台市	共同住宅	266.64	35.2243
31	04 宮 城	株式会社 サンロク	原町長屋 B 棟 新築工事	宮城県 仙台市	長屋	281.33	43.8337
32	04 宮 城	株式会社 ジャパンホー ムクリエイト	(仮称)五輪 1 丁目 アパート B 棟 新築工事	宮城県 仙台市	共同住宅	313.34	55.5528
33	04 宮 城	セイホクホー ム株式会社	セイホク株式会社 事務所ビル新築工事	宮城県 石巻市	事務所	204.53	48.3697
34	06 山 形	株式会社 クリエイト礼文	ユニテラス新庄 01 新築工事	山形県 新庄市	長屋	273.19	59.9381

35	06 山形	株式会社 現代民家	九木原歯科診療所 新築工事	山形県 酒田市	診療所 (患者収容施設の ないもの に限る)	276.96	9.6203
36	06 山形	株式会社 高橋工務店	(有)一二三建設 事務所新築工事	山形県 北村山郡 大石田町	事務所兼 フィット ネスジム	460.40	58.3686
37	07 福島	有限会社 住俱樂部	複合型福祉施設 エルビエント 新築工事	福島県 いわき市	児童福祉 施設等 (学童保 育)	604.30	89.2856
38	08 茨城	大豊アーキ テクノ株式 会社	大豊建設中央機材 センター新工場棟 増築計画	茨城県稲 敷郡阿見 町	工場	1794.18	40.2727
39	08 茨城	ナイス株式会社	(仮称)土浦北インター 自動車学校管理棟・合宿 棟増築工事	茨城県 土浦市	自動車教 習所、合宿 所	1485.73	207.197
40	08 茨城	株式会社 伊勢喜屋工務店	(仮称)水海道老人 ホーム新築工事	茨城県 常総市	住居型 老人ホ ーム	1305.49	184.507
41	08 茨城	株式会社 東匠ハウジング	オーテックス 株式会社 テクニカルセンター 新築工事	茨城県 取手市	事務所 (事務所、 工場、倉 庫)	499.50	59.5074
42	09 栃木	エステート 住宅産業 株式会社	さがみ典礼の家族葬 那須塩原末広町 新築工事	栃木県 那須塩原 市	葬儀場	145.33	15.9555
43	09 栃木	エステート 住宅産業 株式会社	さがみ典礼の家族葬 ホール紫塚新築工事	栃木県 大田原市	葬儀場	171.83	17.9070
44	09 栃木	株式会社 林材木店	有限会社大原葬祭 事務所新築工事	栃木県 真岡市	事務所・ 倉庫	695.77	105.04
45	10 群馬	沼田土建 株式会社	(仮称)ケアサポート センターようざん 八幡新築工事	群馬県 高崎市	小規模 多機能型 居宅介護	306.21	30.0497



					施設		
46	10 群馬	横尾建設 株式会社	(仮称)古海障害者 グループホーム A棟 新築工事	群馬県 邑楽郡 大泉町	寄 宿 舎 (障害者 グルー プホー ム)	382.24	45.6374
47	10 群馬	横尾建設 株式会社	(仮称)古海障害者 グループホーム B棟 新築工事	群馬県 邑楽郡大 泉町	寄 宿 舎 (障害者 グルー プホー ム)	382.24	45.6374
48	10 群馬	株式会社関 工務所	(株)吾妻浄化槽管 理センター社屋新 築工事	群馬県吾 妻郡長野 原町	事務所	274.70	27.2668
49	11 埼玉	株式会社 アユサワ	サークル薬局 川越上野田店 新築工事	埼玉県 川越市	日用品の 販売を主 たる目的 とする店 舗(薬局)	114.27	11.9999
50	11 埼玉	三井ホーム 株式会社	鳩ヶ谷緑町住宅型 有料老人ホーム 計画 新築工事	埼玉県 川口市	老人ホ ーム	599.90	89.3680
51	11 埼玉	小川建興 株式会社	エコデザイン(株) 青山エコファクトリ ー計画	埼玉県 比企郡 小川町	事務所	995.95	111.303
52	11 埼玉	古郡ホーム 株式会社	(仮称)早稲田の杜 ブラックボックス 新築工事	埼玉県 本庄市	長屋・ 事務所	265.00	22.6157
53	11 埼玉	ファースト ウッド 株式会社	関根車両様 物流倉庫 プロジェクト	埼玉県 越谷市	倉庫業を 営まない 倉庫・事務 所	506.09	49.0464
54	11 埼玉	株式会社 木下不動産	サビオ土屋英明様邸 新築工事	埼玉県 所沢市	共同住宅 (9戸)	536.43	56.7296

55	11 埼玉	株式会社 アメニティ ジョイハウス	AJ 草加新田 002 共同住宅新築工事	埼玉県 草加市	共同住宅	398.01	73.0889
56	11 埼玉	笠井木材 株式会社	春日部市谷原 1 丁目 AP	埼玉県 春日部市	共同住宅 (6 戸)	293.14	36.0633
57	12 千葉	株式会社 宏林建設	椿森 3 丁目計画	千葉県 千葉市	寄宿舎	454.50	47.6848
58	12 千葉	株式会社 宏林建設	中央区鶴の森町 計画新築工事	千葉県 千葉市	看護小規 模多機能 型住宅介 護事業所・ 事務所	456.48	59.7389
59	12 千葉	株式会社 齋藤組	(仮称) 船橋市宮本 2 丁目共同住宅 新築工事	千葉県 船橋市	共同住 宅	504.45	69.3608
60	12 千葉	山万株式会社	(仮称) 上座遠間作 アパート新築工事	千葉県 佐倉市	長屋	473.66	78.6420
61	12 千葉	株式会社 小関建築設計 事務所	(仮称) 作草部町共同 住宅新築工事	千葉県 千葉市	共同住宅 (18 戸)	680.15	80.8375
62	12 千葉	興和流通商事 株式会社	東初石 3 丁目 共同住宅 新築工事	千葉県 流山市	共同住宅	335.01	50.8236
63	12 千葉	笠井木材 株式会社	縁「ゆかり」野田 センター 新築工事	千葉県 野田市	社会福祉 施設(デ イサービ ス)	322.20	51.4354
64	12 千葉	秋田建設工業 株式会社	(仮称) 四街道 3 丁目 共同住宅新築工事	千葉県 四街道市	共同住宅	278.78	53.9368
65	12 千葉	秋田建設工業 株式会社	(仮称) 秋田建設 鹿渡 AP 新築工事	千葉県 四街道市	共同住宅	536.33	114.448

66	12 千葉	不二建設 株式会社	(仮称)東京中央木材 市場富里本社 新築工事	千葉県 富里市	事務所	640.29	2.7939
67	12 千葉	株式会社 幸和ホーム	(仮称)AJ 稲毛 005 共同住宅新築工事	千葉県 千葉市	共同住宅 (15戸)	530.37	85.8792
68	12 千葉	株式会社 東洋ハウジング	東洋木のまち プロジェクト低層棟 新築工事	千葉県 鎌ヶ谷市	物販店・ 飲食店・ 診療所	1499.82	211.205
69	12 千葉	株式会社 スズケン	(仮称)船橋市宮本 2丁目共同住宅 新築工事	千葉県 船橋市	共同住宅	366.20	114.029
70	12 千葉	株式会社 アメニティジ ョイハウス	AJ 本千葉 004 共同住宅 新築工事	千葉県 千葉市	共同住宅	635.89	97.2502
71	12 千葉	株式会社 フジノホーム	フジノホーム社屋 新築工事	千葉県 君津市	共同住宅・サー ビス店舗 (宅建業)	758.04	157.765
72	12 千葉	京葉エステー ト株式会社	市川市奉免町グルー プホーム計画 新築工事	千葉県 市川市	寄宿舎	498.10	70.9483
73	12 千葉	株式会社 クリア・ドール	(仮称)成田まるめろ クリニック 新築工事	千葉県 富里市	診療所 (患者の 収容施設 のないも の)	450.48	73.1830
74	12 千葉	スターツ CAM 株式会社	(仮称)サンライズ 江口 11 新築工事	千葉県 成田市	共同住宅	571.38	95.9708
75	12 千葉	株式会社ハウ ジング・ロケー ション	カーサ七番館 (東金市東上宿)	千葉県 東金市	長屋 (3戸)	197.49	27.9444
76	12 千葉	スターツ CAM 株式会社	(仮称)須賀様南行徳 2丁目計画新築工事	千葉県 市川市	共同住宅	434.25	83.6681

77	12 千葉	スターツ CAM 株式会社	(仮称)千葉市中央区 新千葉 1 丁目保育園 新築工事	千葉県 千葉市	保育所	411.88	94.1224
78	12 千葉	新日本建設 株式会社	MIH(仮称)株式会社 リエイ浦安介護施設 ANNEX 棟 新築工事	千葉県 浦安市	有料老人 ホーム	1781.86	407.185
79	12 千葉	遠田建設 株式会社	ロワール本中山 II 新築工事	千葉県 船橋市	共同住宅	624.94	103.837
80	13 神奈川	株式会社 小野組 新潟支店	城山郵便局新築工事	神奈川県 相模原市	郵便局	148.72	38.0881
81	13 神奈川	三井ホーム 株式会社	伊勢原粟窪計画	神奈川県 伊勢原市	福祉施設 (有料老人 ホーム)	912.53	213.045
82	13 神奈川	株式会社 PRIMA COMMUNITY	プリマルーチェ 久里浜 新築工事	神奈川県 横須賀市	共同住宅	199.92	52.9954
83	13 神奈川	株式会社 ハウゼ	(仮称)荏田町 475-2PJ 新築工事	神奈川県 横浜市	共同住宅	291.37	57.7160
84	13 神奈川	株式会社 ビルドアート	秦野市南矢名 AP 新築工事	神奈川県 秦野市	共同住宅	298.10	85.6764
85	13 神奈川	株式会社 ハウゼ	(仮称)Y 様テラスハ ウス新築工事	神奈川県 横浜市	長屋	253.63	52.9066
86	13 神奈川	株式会社 ビルドアート	港北区綱島西 3 丁目 共同住宅新築工事	神奈川県 横浜市	共同住宅	167.73	30.8661

87	13 神奈川	株式会社 木下不動産	クレール I 様邸新 築工事	神奈川県 鎌倉市	長屋 8戸	377.49	36.7525
88	13 神奈川	株式会社 ビルドアート	藤沢市亀井野 1 丁目 共同住宅新築工事	神奈川県 藤沢市	共同住宅	321.66	71.9068
89	13 神奈川	株式会社 富士建設	(株)Felio 様事務所 新築工事	神奈川県 大和市	事務所	238.00	34.0301
90	13 神奈川	スターツ CAM 株式会社	(仮称)I 様上鶴間 4 丁 目計画 新築工事 II 期	神奈川県 相模原市	長屋	401.74	62.8709
91	15 東京	株式会社 ビルドアート	武蔵野市吉祥寺北町 4 丁目計画新築工事	東京都 武蔵野市	長屋 (2 戸)	196.24	31.6961
92	15 東京	白木建設 株式会社	泉町三丁目計画 新築工事	東京都 国分寺市	診療所・ 学習塾 ヨガ教室	194.88	21.7455
93	15 東京	株式会社 浅沼工務店	平井 3 丁目 AP 計画新築工事	東京都 江戸川区	共同住宅	242.64	38.1627
94	15 東京	株式会社 アミックス	(仮称)杉並区高円寺 北 3 丁目計画 新築工事	東京都 杉並区	共同住宅	150.92	16.7875
95	15 東京	愛和建设 株式会社	(仮称)鈴木アパート メント	東京都 稲城市	共同住宅	440.20	110.29
96	15 東京	三井ホーム 株式会社	(仮称)大田区北千束 一丁目計画新築工事	東京都 大田区	共同住宅・ 日用品店 舗	143.46	29.2305
97	15 東京	三井ホーム 株式会社	(仮称)旗の台 1 丁目 事務所棟計画 新築工事	東京都 品川区	事務所・ 物販店舗	341.85	67.2538

98	15 東京	太豊建設 株式会社	西大井四丁目会館 新築工事	東京都 品川区	町内会館	136.64	17.3907
99	15 東京	株式会社 ハウステックス	(仮称)ゆうらんせん 2 新築工事	東京都 東大和市	児童福祉 施設等・ 共同住宅	274.50	38.4216
100	15 東京	松井建設 株式会社	(仮称)松井ビル ANNEX 新築計画	東京都 中央区	事務所	173.99	62.7264
101	15 東京	住友林業 株式会社	(仮称)西東京市 保谷町2丁目計画 新築工事	東京都 西東京市	有料老人 ホーム	2095.55	466.127
102	15 東京	日本住宅 株式会社	(仮称)板橋区三園 計画 増築工事	東京都 板橋区	住宅型 有料老人 ホーム	1637.42	406.834
103	15 東京	西松建設 株式会社	(仮称)PMO 神田須田 町1丁目新築工事	東京都 千代田区	事務所	4546.88	8.3160
104	15 東京	スターツ CAM 株式会社	(仮称)カナツ一様 松島4丁目グルー プホーム計画 新築工事	東京都 江東区	寄 宿 舎 (認知症 対応高齢 者グルー プホー ム)	444.88	79.5068
105	15 東京	スターツ CAM 株式会社	(仮称)(I 様)足立区 六町149 街区計画新 築工事	東京都市 計画事業	共同住宅	761.76	147.215
106	15 東京	スターツ CAM 株式会社	(仮称)スルガ新築工事	東京都 葛飾区	共同住宅	828.57	133.198
107	15 東京	株式会社 ビルドアート	南町田2丁目長屋	東京都 町田市	長屋	208.22	44.0010
108	15 東京	三井ホーム 株式会社	(仮称)新宿区須賀町 計画新築工事	東京都 新宿区	共同住宅	593.58	153.836

109	16 新潟	株式会社 カネキ屋工務店	大道福田町内 コミュニティセンター 改築工事	新潟県 上越市	集会所	86.12	13.6923
110	16 新潟	コスモ建設 株式会社	(仮称)T 矯正歯科 クリニック様 新築工事	新潟県 新潟市	診療所 (歯科医 院)	242.71	29.7220
111	16 新潟	横山建設 株式会社	金丸歯科医院様 新築工事	新潟県 五泉市	診療所 (歯科医 院)	152.14	23.8337
112	16 新潟	信越工業 株式会社	新潟サンリン(株) 上越支店新築工事	新潟県 上越市	事務所	179.79	23.5630
113	16 新潟	コスモ建設 株式会社	山崎歯科医院 新築工事	新潟県 新潟市	診療所 (歯科医 院)	193.03	27.1831
114	16 新潟	株式会社 本間組	(仮称)ラソ青山会堂 新築工事	新潟県 新潟市	集会所	1045.25	145.804
115	16 新潟	朝日建設 株式会社	(仮称)ワールドステ イ白根Ⅱ老人ホーム 新築工事	新潟県 新潟市	老人ホ ーム	940.82	123.964
116	16 新潟	朝日建設 株式会社	(仮称)ワールドステ イ白根Ⅱデイサービス 新築工事	新潟県 新潟市	デイサー ビス(老 人ホーム 等に類す るもの)	301.70	44.0654
117	17 富山	東工業 株式会社	氷見建設会館 整備工事	富山県 氷見市	事務所	170.45	21.9359
118	17 富山	株式会社 松田工務店	つばめ野公民館 新築工事	富山県 富山市	近隣住 民を対 象とし た公民 館	109.52	7.7369
119	17 富山	株式会社 HYA	ノダデンタルクリ ニック新築工事	富山県 下新川郡 入善町	診療所 (患者の 収容施	149.00	16.2724

					設のないものに限る)		
120	17 富山	株式会社 アキ	大谷組 new office project	富山県 小矢部市	事務所	236.84	24.8045
121	17 富山	松井建設 株式会社 北陸支店	(仮称)I-TOWN 第1期 新築工事(B工区) B2	富山県 黒部市	共同住宅	443.13	84.8610
122	17 富山	株式会社 中田工務店	(仮称)ベルセラマ 高屋敷営業所 新築工事	富山県 富山市	公会堂 又は集 会場	355.94	49.1638
123	17 富山	正栄産業 株式会社	ウエル百選上富居 有料老人ホーム	富山県 富山市	有料老 人ホー ム	1656.44	181.48
124	17 富山	株式会社 明昇進開発	株式会社明昇進開発 共同住宅新築工事	富山県 下新川郡 入善町	長屋	179.69	27.6564
125	17 富山	株式会社 明昇進開発	株式会社ロマンシルク 富山工場	富山県 下新川郡 入善町	工場	185.49	20.0976
126	17 富山	松井建設 株式会社 北陸支店	(仮称)I-TOWN 第1期 新築工事(A工区) A1	富山県 黒部市	共同住宅	478.97	100.589
127	17 富山	松井建設 株式会社 北陸支店	(仮称)I-TOWN 第1期 新築工事(A工区) A3	富山県 黒部市	共同住宅	407.40	87.7608
128	17 富山	松井建設 株式会社 北陸支店	(仮称)I-TOWN 第1期 新築工事(A工区) A5	富山県 黒部市	共同住宅	407.40	88.0905
129	18 石川	株式会社 西尾	MIRAI 放課後デイサ ービス施設 新築工事	石川県 小松市	障害児 放課後 デイサ ービス 施設	71.64	10.2336
130	18 石	株式会社 家元	新社屋様邸 新築工事	石川県 金沢市	事務所・ 飲食店	473.52	66.5888



	川						
131	18 石川	ダイド建設 株式会社	(仮称)加賀温泉駅前 ビル 新築工事	石川県 加賀市	事務所	2982.31	83.2365
132	18 石川	株式会社 トーケン	(株)らいふわん デイサービスセン ター	石川県 白山市	老人福 祉施設 (デイサ ービス)	698.75	132.68
133	18 石川	松井建設 株式会社 北陸支店	松井建設北陸支店 森本社宅・寮 新築工事	石川県 金沢市	共同住宅	938.50	157.516
134	18 石川	株式会社 中東	ナカシマ鉄工所 事務所 新築工事	石川県 能美市	事務所	224.00	52.4812
135	18 石川	株式会社 中東	請田鉄工株式会社 新築工事	石川県 能美市	工場(自 動車修 理工場 を除く)	3446.29	640.517
136	18 石川	株式会社 健工舎イガワ	(仮称)末町有料老人 ホーム	石川県 金沢市	有料老人 ホーム	824.31	90.1360
137	19 福井	株式会社 関組	S様邸 新築工事 (旧:シェルメゾン 東鯖江新築工事)	福井県 鯖江市	長屋	253.72	27.2591
138	19 福井	信友建設 株式会社	有限会社アサヒライン 福井営業所新築工事	福井県 坂井市	事務所	287.20	25.2975
139	20 長野	有限会社 江口建設	協立電機(株) 新社屋新築工事	長野県 飯山市	事務所	378.55	51.1400
140	20 長野	有限会社 江口建設	(株)たきざわファ ーマシー様倉庫 新築工事	長野県 飯山市	倉庫業 を営ま ない倉 庫	125.80	15.4931
141	21 岐	株式会社 新東建設	(仮称)各務おがせ町 有料老人ホーム	岐阜県 各務原市	老人ホ ーム	722.14	78.7714

	阜		新築工事				
142	21 岐阜 阜	有限会社 水野住建	(仮称)本巣市住宅型 有料老人ホーム	岐阜県 本巣市	住宅型 有料老人 ホーム	1208.20	136.177
143	21 岐阜 阜	株式会社 ワタケン・ ホーム	後藤木材株式会社 (仮称)須衛工場 改築工事	岐阜県 各務原市	事務所	211.98	33.4563
144	21 岐阜 阜	株式会社 ネイブレイン	(仮称)大垣市昼飯町 就労支援施設 新築工事	岐阜県 大垣市	就労支援 施設	160.33	31.5198
145	21 岐阜 阜	株式会社 ネイブレイン	(仮称)大垣市昼飯町 グループホーム 新築工事	岐阜県 大垣市	老人ホーム、福祉 ホーム他 福祉ホームその他 これに類 するもの	464.56	73.8528
146	21 岐阜 阜	株式会社 ネイブレイン	(仮称)大垣市和合 本町グループホーム 新築工事	岐阜県 大垣市	障がい 者グル ープホ ーム	480.30	79.3623
147	22 静岡 岡	株式会社 平成建設	みらいえ こどもと 家族のクリニック 新築工事	静岡県 沼津市	診療所 (患者収 容施設 のない ものに 限る)	298.88	41.9384
148	22 静岡 岡	ビスポーク 株式会社	(株)中央電工社員寮 新築工事	静岡県 沼津市	寄宿舍	900.26	106.247
149	22 静岡 岡	鈴与建設 株式会社	(仮称)清水区吉川 新自治会館 新築工事	静岡県 静岡市	地区集 会所	203.57	22.8915
150	22 静岡 岡	株式会社 佐藤工務店	横山歯科医院 新築工事	静岡県 静岡市	診療所 (歯科医 院)	136.63	20.9404

151	22 静岡 岡	株式会社 建築工房 わたなべ	齋藤食品工業(株) 第2工場新築工事	静岡県 富士市	工場(食 品製造 加工)	586.29	76.3045
152	22 静岡 岡	株式会社 ケーテック	(仮称)医心館富士	静岡県 富士市	老人ホ ーム	1532.14	116.648
153	22 静岡 岡	アンフィニ ホームズ ファイナンシャ ルトラスト 株式会社	(仮称)泉町ビル 新築工事	静岡県 静岡市	事務所・ 店舗	216.00	80.4495
154	22 静岡 岡	株式会社 マルレーヴ	医心館沼津 新築工事	静岡県 沼津市	有料老 人ホー ム	1571.04	212.693
155	22 静岡 岡	平和建設 株式会社	ふれあい長泉	静岡県 駿東郡 長泉町	児童福 祉施設 等(入所 者の寝 室あり)	569.25	86.3275
156	22 静岡 岡	ファースト ウッド 株式会社	(仮称)熱海自然郷 テスト棟	静岡県 熱海市	ホテル (簡易宿 所営業)	85.10	24.4482
157	22 静岡 岡	株式会社 共和	株式会社共和 流通元町社屋 新築工事	静岡県 浜松市	事務所	549.70	69.2907
158	22 静岡 岡	株式会社 小野田産業	蒲原新栄自治会館	静岡県 静岡市	自治会 館(地域 集会所)	217.17	33.8912
159	22 静岡 岡	株式会社 創造舎	やぎ歯科医院様 新築工事	静岡県 焼津市	診療所 (患者の 収容施 設無し)	260.87	16.7774
160	22 静岡 岡	株式会 社 Build East	株式会社ゆう様 就労継続支援施設 新築工事	静岡県 沼津市	児童福 祉施設 等(就労 継続支 援施設)	296.44	42.9839

161	22 静岡	鈴与建設 株式会社	(仮称)深澤様 事務所新築工事	静岡県 静岡市	事務所	99.32	16.0173
162	22 静岡	株式会社 小野田産業	ぱれっと東大曲	静岡県 静岡市	児童福祉 施設等 (入居者 の寝室無 し)放課 後等デイ サービス、 事務所	299.82	28.5795
163	22 静岡	幸和建工 株式会社	長崎センター 新築工事	静岡県 静岡市	倉庫業 を営む 倉庫の 事務所	149.04	14.1318
164	23 愛知	大日本木材 防腐 株式会社	マルサ商事 株式会社 アパート新築工事	愛知県 常滑市	長屋	650.66	124.804
165	23 愛知	フィリックス 株式会社	有限会社ワイティ ー ケイ様 アパート新築工事	愛知県 名古屋市	長屋	376.32	64.2400
166	23 愛知	フィリックス 株式会社	扶桑殖産株式会社 様 アパート新築工事	愛知県 あま市	長屋	350.86	57.6100
167	23 愛知	株式会社 日建ホームズ	ナーシングホーム 北斗江南(住宅型 有料老人ホーム)	愛知県江 南市	有料老 人ホー ム	1242.12	58.4295
168	23 愛知	株式会社 日建ホームズ	(株)エイチ様 日中サービス支援 型障がい者 グループホーム	愛知県 愛西市	障害福 祉サー ビス事 業所(共 同生活 支援・短 期入所)	481.95	34.1961
169	23 愛知	株式会社 ネイブレイン	(仮称)安城市池浦町 賃貸住宅新築工事	愛知県 安城市	長屋	333.93	69.6319

	知						
170	23 愛知	東名ホームズ 株式会社	ババヤ愛ランド	愛知県 尾張旭市	共同住宅、店舗兼用(占い屋)	196.84	47.1468
171	23 愛知	株式会社 荒川工務店	ederux(エデル) 新築工事	愛知県 豊川市	美容院	87.99	11.2796
172	23 愛知	株式会社 リビングコーポレーション	(仮称)Cherim 内田橋新築工事	愛知県 名古屋市	共同住宅	326.31	65.8639
173	23 愛知	阿部建設 株式会社	(仮称)千種3丁目 車庫新築工事	愛知県 名古屋市	自動車車庫、事務所	239.56	34.4935
174	23 愛知	株式会社 ネイブレイン	(仮称)蒲郡市三谷町 四舗賃貸住宅 新築工事	愛知県 蒲郡市	長屋	287.49	55.6766
175	23 愛知	株式会社 ワイズ	(仮称)一宮市新生 共同住宅	愛知県 一宮市	共同住宅	306.24	62.7903
176	23 愛知	株式会社 ワイズ	(仮称)中村区則武 二丁目共同住宅	愛知県 名古屋市	共同住宅	222.26	46.1913
177	23 愛知	株式会社 ワイズ	(仮称)岡崎市 菅生町共同住宅	愛知県 岡崎市	共同住宅	315.34	65.2064
178	23 愛知	株式会社 ワイズ	(仮称)知立市中町中 共同住宅	愛知県 知立市	共同住宅	202.98	44.9760
179	23 愛知	ニケンハウジング 株式会社	(仮称)山下内科婦人科 医院新築工事	愛知県 名古屋市	診療所	411.99	69.0336
180	23 愛知	松屋地所 株式会社	社会福祉法人 豊橋市福祉事業会 てんぱくホーム A 棟 新築工事	愛知県 豊橋市	障害者福祉施設(グループホーム)	178.46	25.5939

181	23 愛知	松屋地所 株式会社	社会福祉法人 豊橋市福祉事業会 てんぱくホーム B 棟 新築工事	愛知県 豊橋市	障害者 福祉施 設(グル ープホ ーム)	178.46	25.5939
182	23 愛知	HW ビルド 株式会社	(仮称)名古屋市 中川区下之一色町 グループホーム 新築工事	愛知県 名古屋市	グル ープホ ーム	478.97	78.8602
183	23 愛知	山崎建設 株式会社	家族葬のファミ ーユ刈谷広小路 新築工事	愛知県 刈谷市	公会堂 又は集 会場	296.47	42.7826
184	24 三重	大東建託 株式会社	一身田郵便局 新築工事	三重県 津市	郵便局	189.74	61.3239
185	24 三重	株式会社 ワイズ	(仮称)三重県四日市 市東富田町共同住宅	三重県 四日市	共同住宅	194.15	39.5218
186	25 滋賀	SUBLIME HOME 株式会社	daimon-cho dental clinic 新築工事	滋賀県 守山市	診療所 (患者収 容施設 のない ものに 限る)	242.74	37.1941
187	25 滋賀	株式会社 エム・ジェイ ホーム	(仮称)近江八幡市北 之庄グループホーム 新築工事	滋賀県 近江八幡市	児童福 祉施設 等(グル ープホ ーム)	463.93	71.3863
188	25 滋賀	株式会社 志水工務店	GH のぞみ 新築工事	滋賀県 大津市	寄宿舍 (グル ープホ ーム)	274.04	34.7848
189	26 京都	ナイス 株式会社	京都耳鼻咽喉音聲 手術医院 新築計画工事	京都府 京都市	診療所 (患者収 容施設 のない ものに 限る)	565.40	89.4655

190	26 京 都	タクミ建設 株式会社	東山レジデンス 長屋新築工事	京都府 京都市	長屋	283.25	19.0810
191	26 京 都	株式会社 大村工務店	(株)ベストペイント 研修施設・社員寮 新築工事	京都府 京丹後市	寄宿舍	294.89	36.2632
192	26 京 都	株式会社ケー ティアイ建設 工業	(仮称)京都市山科区 御陵鴨戸町 PROJECT	京都府 京都市	共同住宅	553.76	93.9133
193	27 大 阪	フロックス 有限会社	寝屋川市打上元町 共同住宅 新築工事	大阪府 寝屋川市	共同住宅	621.33	99.7989
194	27 大 阪	大和ハウス工業 株式会社	有限会社蛤長様(仮 称)ニチイケアセン ター住之江安立	大阪府 大阪市	寄 宿 舎 (グルー プホー ム)	563.44	77.4010
195	27 大 阪	有限会社 道端工務店	(仮称)栄町ビル 計画新築工事	大阪府 泉佐野市	共 同 住 宅(サー ビス店 舗)(自 転 車 駐 車場)	470.05	112.371
196	27 大 阪	株式会社 ケーティアイ 建設工業	(仮称)池田市石橋 1丁目 PROJECT 新築工事	大阪府 池田市	共同住宅	994.77	200.853
197	27 大 阪	アキツ工業 株式会社	株 式 会 社 HIGASHINO 倉庫Ⅱ 新築工事	大阪府 岸和田市	倉庫業 を営ま ない倉 庫	957.33	149.708
198	27 大 阪	株式会社大阪 エクセルホー ム	(仮称)大阪市住吉区 苅田5丁目ハイツ新 築工事	大阪府 大阪市	共 同 住 宅(事務 所・駐輪 場付)	540.94	81.4421
199	27 大 阪	株式会社大阪 エクセルホー ム	(仮称)松原市東新町 三丁目2期賃貸アパ ート新築工事	大阪府 松原市	共同住宅	573.49	109.601

200	27 大 阪	株式会社 崎山組	(仮称)オーシカ大阪 事業所 倉庫棟 2 期 工事	大阪府 堺市	工場(木 材加工 工場)	697.65	64.0003
201	27 大 阪	株式会社 ケーティア イ建設工業	(仮称)堺市北区百舌 鳥梅北 5 丁 PROJECT 新築工事	大阪市 堺市	共同住宅	327.55	74.5750
202	27 大 阪	株式会社 ケーティア イ建設工業	(仮称)八尾市弓削町 2 丁目 PROJECT	大阪府 八尾市	共同住宅	493.41	112.9030
203	27 大 阪	株式会社 ケーティア イ建設工業	(仮称)枚方市村野 本町 PROJECT	大阪府 枚方市	共同住宅	339.39	73.9625
204	28 兵 庫	株式会社 ツダ	ノバシステム 株式会社淡路島 保養所 新築工事	兵庫県 洲本市	寄宿舍	719.31	126.649
205	28 兵 庫	ヨリフジ建設 株式会社	(仮称)株式会社岡本 銘木店様 丹波篠山工場 新築工事	兵庫県 丹波篠山 市	工場(木 材プレ カット 工場)	5529.76	477.648
206	28 兵 庫	田中住建 株式会社	あんさんぶるせか んど新築工事	兵庫県 伊丹市	児童福祉 施設等 (入所す る者の寝 室がない ものに限 る)(障害 者支援施 設・児童 発達支援 センター)	259.42	32.7548
207	28 兵 庫	田中住建 株式会社	(仮称)荒牧 5 丁目 Y 様共同住宅 新築工事	兵庫県 伊丹市	共同住宅	636.26	107.504
208	28 兵 庫	前川建設 株式会社	株式会社 EMI 貸事務所 新築工事	兵庫県 加古川市	事務所	216.53	26.8730



209	28 兵庫 庫	大和ハウス 工業 株式会社	COCOLAN OFFICE 新築工事	兵庫県] 三木市	事務所	218.54	26.6559
210	29 奈良 良	株式会社 日本中央住販	菅原東町2丁目 共同住宅 新築工事	奈良県 奈良市	共同住宅	559.76	69.0933
211	30 和 歌 山	株式会社 創和建设	(仮称)泉谷皮フ科 新築工事	和歌山県 岩出市	診療所 (患者収 容施設 のない もの)	214.47	33.0401
212	31 鳥 取	株式会社 ホームック	株式会社エス・テ ィ商事 新社屋	鳥取県 鳥取市	事務所	261.67	25.9508
213	31 鳥 取	田中工業 株式会社	すがクリニック 新築工事	鳥取県 鳥取市	診療所 (収容施 設のな いもの に限る)	318.46	49.9145
214	31 鳥 取	大松建設 株式会社	D事務所新築工事	鳥取県 米子市	事務所・ 倉庫	662.73	64.6611
215	31 鳥 取	有限会社 まごころ	住宅型有料老人ホー ム長砂のかぜ 新築工事	鳥取県 米子市	老人ホ ーム	919.96	120.257
216	33 岡 山	ライフデザ イン・カバヤ 株式会社	岡山スイキユウ株式 会社 瀬戸内物流 センター社屋	岡山県 瀬戸内市	事務所	412.19	105.609
217	33 岡 山	株式会社 まつもと コーポレー ション	(仮称)野田ビル 新築工事	岡山県 岡山市	長屋 (事務所 付)	207.94	16.7440
218	33 岡 山	株式会社 まつもとコ ーポレーシ ョン	(仮称)野田ハイツ 新築工事	岡山県 岡山市	長屋	195.29	20.2816
219	33 株 式 会 社	株 式 会 社	草加病院託児所・	岡山県	保育所・	257.93	39.3526

	岡山	MASTER CRAFT	共同住宅新築工事	備前市	共同住宅		
220	33 岡山	株式会社 藤木工務店	カモ井加工紙 新築事務所棟工事	岡山県 倉敷市	事務所	767.30	194.284
221	34 広島	ライフデザイン・カバヤ株式会社	糸崎郵便局 新築工事	広島県 三原市	店舗(郵便局)	133.03	58.8251
222	34 広島	大之木建設株式会社	社会福祉法人三篠会 (仮称)廿日市原グループホーム 新築工事 B棟建築工事	広島県 廿日市	社会福祉施設、共同生活介助事業所、共同生活援助事業所	257.25	43.1229
223	34 広島	株式会社 マリモハウス	(仮称)三筋1丁目 アパート南館	広島県 広島市	共同住宅	603.75	28.2704
224	34 広島	アーキ・マコト株式会社	(仮称)Spa Seare 祇園 新築工事	広島県 広島市	公衆浴場	1314.40	139.6380
225	37 香川	株式会社ティ・シー・シー	ごうだ OCEAN 歯科 新築工事	香川県綾歌郡 宇多津町	歯科医院	356.53	43.4475
226	37 香川	株式会社 マリモハウス	(仮称)栗林町 AP 新築工事	香川県 高松市	共同住宅	404.33	79.5068
227	38 愛媛	株式会社 風土	(仮称)松山市天山 アパートPJ 新築工事	愛媛県 松山市	長屋	278.86	44.3021
228	38 愛媛	株式会社 安部建築	中村5丁目賃貸 新築工事 様邸	愛媛県 松山市	長屋	149.73	27.2108
229	38 愛媛	新日本建設株式会社	松山市久万ノ台賃貸 アパート新築工事	愛媛県 松山市	長屋	358.12	40.0219

230	38 愛媛	共立建設 株式会社	伊予郵便局 新築工事	愛媛県 伊予市	事務所・ 自動車 車庫	2333.93	7.3080
231	38 愛媛	株式会社 ギャラリー ハウス	北条中西外集合住宅 A棟新築工事	愛媛県 松山市	長屋	347.80	63.9012
232	38 愛媛	株式会社 ギャラリー ハウス	EARL'S COURT 木屋町 様邸	愛媛県 松山市	長屋	255.60	46.2400
233	38 愛媛	尾藤建設株 式会社	ダイナム愛媛四国 中央店 新築工事	愛媛県四 国中央市	遊技場	1346.05	79.3546
234	39 高知	北村商事 株式会社	土佐山田賃貸住宅	高知県 香美市	共同住宅	322.29	58.4938
235	40 福岡	大東建託 株式会社	宗像東郷郵便局 新築工事	福岡県 宗像市	郵便局	160.14	49.2805
236	40 福岡	大成建設 株式会 社 九州支店	(仮称)三友ボディー 古賀工場 事務所棟	福岡県 古賀市	事務所	796.80	106.403
237	40 福岡	三井ホーム 株式会社	(仮称)今宿東整形 外科 PJ 新築工事	福岡県 福岡市	診療所 (患者の 収容施 設のな いもの に限 る。)	374.50	57.7211
238	40 福岡	株式会社 アーキテッ クス	(仮称)アーキテッ クス新社屋 新築工事	福岡県 大野城市	事務所	646.83	125.114
239	40 福岡	大海建設 株式会社	住宅型有料老人ホーム いつくしの里 弐番館 新築工事	福岡県 朝倉郡 筑前町	老人ホ ーム	934.00	69.6437
240	40 福岡	有限会社 野口住建	不知火病院前 テナント新築工事	福岡県 大牟田市	日用品の 販売を主 たる目的	123.86	10.8956

					とする店舗		
241	40 福岡	三井ホーム株式会社	(仮称)中央区輝国 2丁目計画新築工事	福岡県 福岡市	福祉施設(有料老人ホーム)	1768.27	399.383
242	40 福岡	株式会社リビングコーポレーション	(仮称)Cherim 戸畑IV新築工事	福岡県 北九州市	共同住宅	332.85	43.5066
243	42 長崎	株式会社山内組	睦設計本社ビル 新築工事	長崎県 壱岐市	複合用途ビル	292.05	73.1592
244	43 熊本	世紀建設株式会社	アクシスホールディングスオフィス 新築工事	熊本県 熊本市	事務所	621.57	88.6939
245	43 熊本	大海建設株式会社	(仮称)第三つばき 新築工事	熊本県 熊本市	老人ホーム	1162.24	86.9314
246	43 熊本	株式会社TAKEMATSU	(仮称)G-Smart 光の森新築工事	熊本県 菊池郡 菊陽町	共同住宅	250.86	43.8096
247	43 熊本	株式会社シアーズホーム	熊本フットボールセンター	熊本県 上益城郡 嘉島町	管理事務所・カフェ・店舗 (スポーツ用品販売 コインランドリー)・公衆 便所・倉庫・屋外 通路	592.30	93.3411
238	44 大分	株式会社林興産アイズホーム	ボーボーキャンプ場 管理棟新築工事	大分県 竹田市 久住町	事務所	125.86	17.7789
249	45 宮	有限会社C&S	仮称(株)マキタ 運輸荷捌き倉庫棟	宮崎県 都城市	倉庫業を営む	840.00	161.232

	崎		新築工事		倉庫		
250	45 宮崎	上原林業 株式会社	日進ランバー株式 会社 事務所新築工事	宮崎県 北諸県郡 三股町	事務所	139.53	11.5532
251	45 宮崎	アイ・ホーム 株式会社	社会福祉法人明照 福祉会 有料老人ホーム	宮崎県 宮崎市	老人ホ ーム	1337.60	129.368
252	45 宮崎	株式会社 三友	H様資材倉庫新築 工事	宮崎県 宮崎市	倉庫業 を営ま ない倉 庫	134.00	16.2690
253	46 鹿児島	山佐産業 株式会社	株式会社コバルト 技建 本社新社屋 新築工事	鹿児島県 鹿児島市	事務所	496.85	66.2694
254	46 鹿児島	株式会社 有菌	(仮称)海浜薬局	鹿児島県 南さつま 市	調剤薬局	380.26	100.754
255	46 鹿児島	株式会社 住まいず	(仮)小浜ビレッジ	鹿児島県 霧島市	事務所・ 物品販売 業を営む 店舗・サ ービス業 を営む店 舗	1426.08	242.722

## (2) 実証報告書の分析

実証事業者から提出された様式6号-2の結果の分析を行った。

なお、設問の一部は自由記述での回答となっており、分析に当たっては回答者の意図を汲み取った上でカテゴリーに分けて統計処理を行っている。これらの回答には曖昧な表現も含まれるため、正確に回答者の意図を汲み取りきれていない可能性があることをお断りしておきたい。

### 2-1. ●施主に対して説明を行いましたか？（有効回答数 255 件）

回答結果は、①YES：238件(93%)、②NO：17件(7%)となり、9割以上で同意書の確認と併せて施主への説明を行っている。

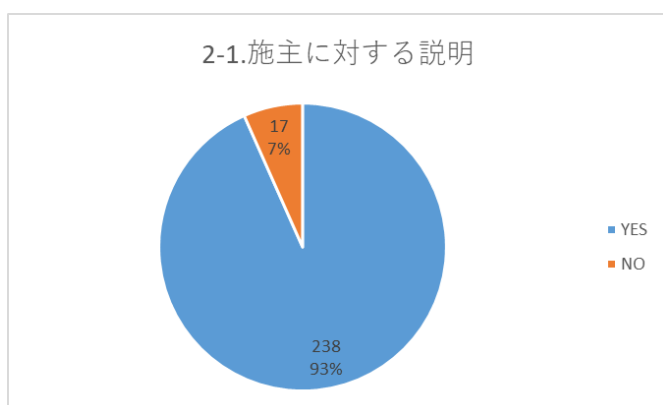
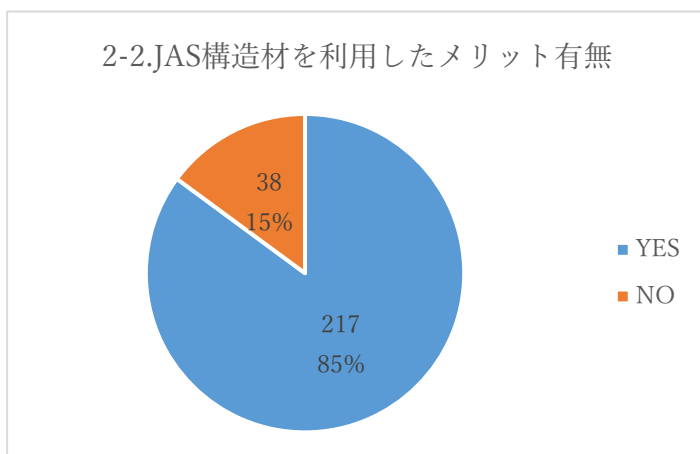


図2.3.6-1 施主に対して説明を行いましたか？（上段：回答数、下段：割合）

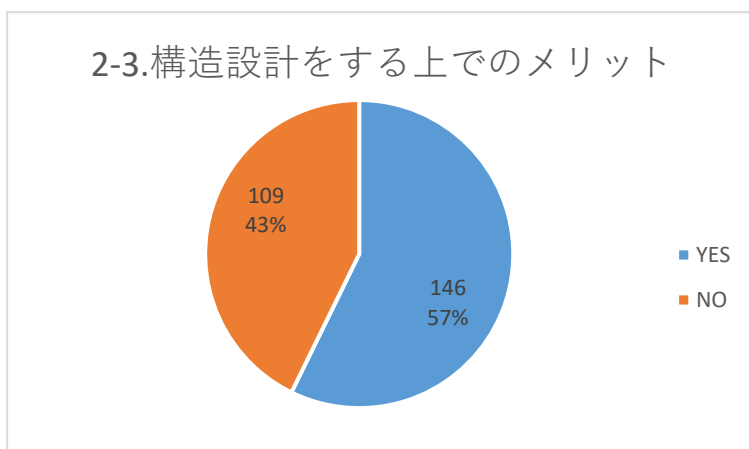
### 2-2. ●JAS 構造材を利用したメリット（有効回答数 255 件）

回答結果は、①YES：217件(85%)、②NO：38件(15%)となり、85%がメリットがあったと回答している。



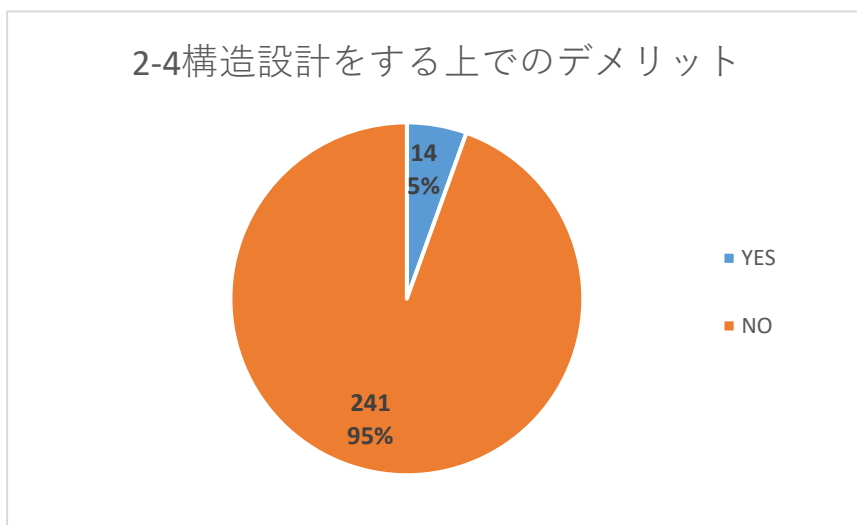
### 2-3. ●構造設計をする上でのメリット（有効回答数 255 件）

回答結果は、①YES：146 件(57%)、②NO：109 件(43%)となり、6割近くがメリットがあったと回答している。



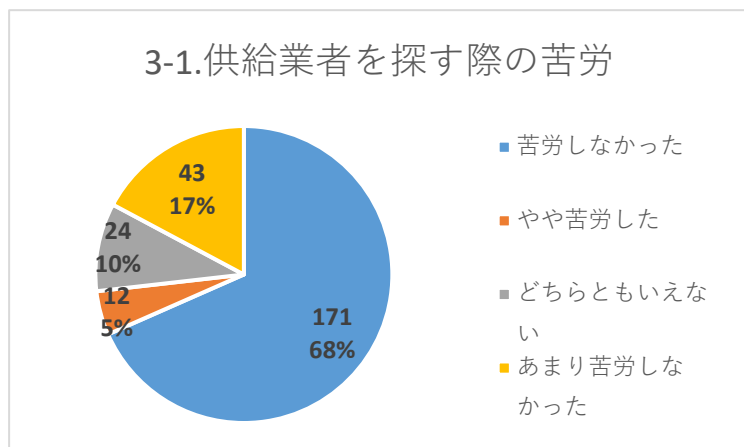
### 2-4. ●構造設計をする上でのデメリット（有効回答数 255 件）

回答結果は、①YES：14 件(5%)、②NO：241 件(95%)となり、ほとんどがデメリットはないとの回答となった。構造設計のメリットありの回答が6割近くとなった一方、デメリットありは5%のみとなっており、ほとんどの事業者が、構造設計を行うことによる問題などはないと考えていると思われる。



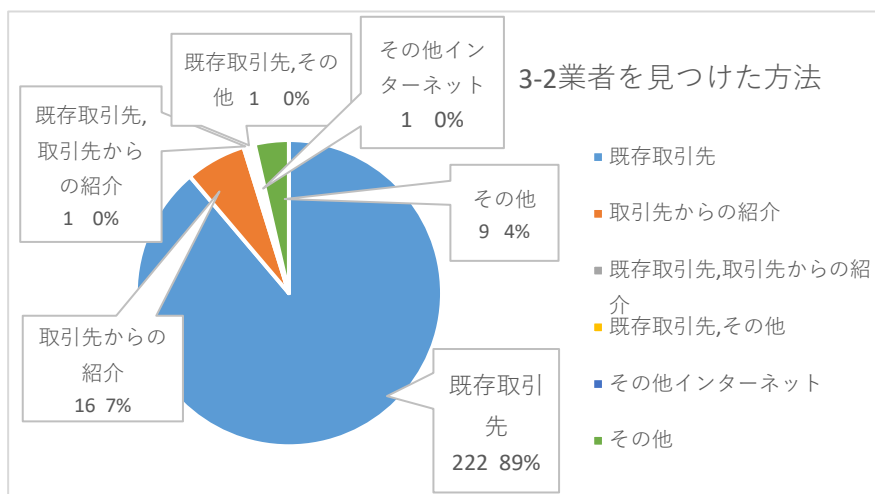
### 3-1. ●供給業者を探す際の苦勞（有効回答数 250 件）

回答結果は、①苦勞しなかった：171 件(68%)、②やや苦勞した：12 件(5%)、③どちらともいえない：24 件(10%)、④あまり苦勞しなかった：43 件(17%)であった。苦勞しなかった、あまり苦勞しなかったを合わせると 85%となり、ほとんどの事業者は、供給業者を探す苦勞がなかったと考えられる。



### 3-2. ●供給業者を見つけた方法（有効回答数 250 件）

回答結果は、①既存取引先：222 件(89%)、②取引先からの紹介：16 件(7%)、などであった。③既存取引先、取引先からの紹介：9 件(4%)を合わせるとほぼ 100%となり、ほとんどの事業者は供給業者を見つけるのに、既存取引先、取引先からの紹介によっており、何らかのつながりを使って供給業者との契約につなげている実態となっている。

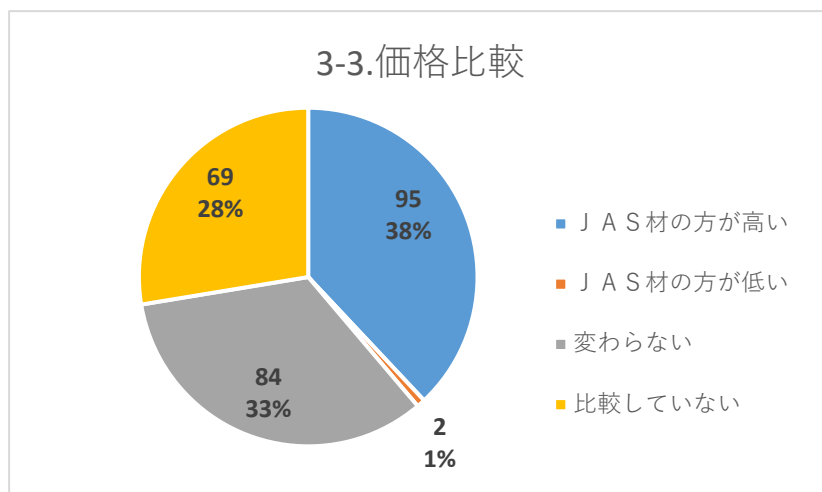


### 3-3. ●価格比較（有効回答数 250 件）

回答結果は、①JAS 材の方が高い：95 件(38%)、②JAS 材の方が低い：2 件(1%)、③変わらない：84 件(33%)、④比較していない：69 件(28%)であった。

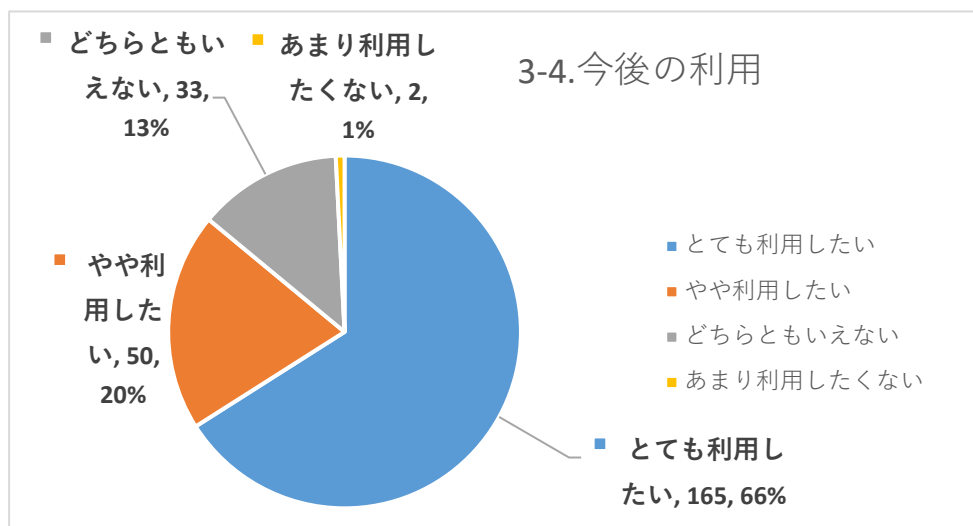


JAS材の方が低いのは1%のみであり、JAS材の方が高い38%と比べて、明確な差がつく結果となった。



### 3-4. ●今後の利用（有効回答数 250 件）

回答結果は、①とても利用したい：165件(66%)、②やや利用したい：50件(20%)、③どちらともいえない：33件(13%)、④あまり利用したくない：2件(1%)であった。とても利用したい、やや利用したいを合わせると86%と大多数となり、あまり利用したくない1%と比べると明確な差がつく結果となった。



### (3) 分析と改善方法

本事業の実施者からの報告において、JAS 構造材を利用したメリットについて回答があった255件のうち217件(85%)がYESの回答をしており、大多数の実施者がメリットがあったとしている。またデメリットがあったかについては、回答があった255件のうち241件(95%)がNOと回答しており、ほぼ全ての回答者がJAS構造材の利用において不利になるようなことはないと考えているものと思われる。

メリットの内容として、構造計算をする上でのメリットについて回答があった 255 件のうち 146 件(57%)が YES と回答している。

また、供給業者を探す際の苦勞について、回答があった 250 件のうち 171 件(68%)が苦勞しなかった、43 件(17%)があまり苦勞しなかったとの回答であり、苦勞しなかった、あまり苦勞しなかったを合わせると 85%となり、ほとんどの事業者において供給業者を探す際に苦勞がなかったと考えられる。

他方、価格比較については、回答があった 250 件のうち 95 件(38%)が JAS 材の方が高いとなり、JAS 材の方が低いのが 2 件 (1%) のみとなっているのに比べて明確な差がつく結果となった。

今回の事業実施者の回答においては、大多数の実施者が JAS 構造材利用のメリットがあったと指摘しており、メリットとしては構造計算、供給業者の探しやすさがあげられている一方で価格については「JAS 材の方が高い」が「JAS 材の方が低い」を大きく上回る結果となった。このことは、「JAS 材の方が高い」ことについて、JAS 材のデメリットととらえるほど価格差はない、ある程度 JAS 材の方が高いことも想定内、JAS 材の方が高いことを補うほど構造計算などでのメリットがあるなど、問題視するまでもないのとらえているのではないかと考えられる。

そのことを裏付けるように、今後の JAS 材の利用については、回答数 250 件のうち、とても利用したい 165 件(66%)、やや利用したいを合わせると 86%と大多数となり、あまり利用したくない 1%と比べると明確に差がつく結果となった。

事業者においては、①以前より既に建築用部材として JAS 構造材を使用してきた、②JAS 構造材実証支援事業に何度か応募しており JAS 構造材の使用は会社業務の一環として定着している、③JAS 構造材実証支援事業の助成による資金面でのプラスが大きい、といった実態・認識があることが想定される。

JAS 構造材実証支援事業について応募事業者の確実な増加や事業内容に対する認知度増加、JAS 構造材の利用に対する工務店・設計事務所等の認識の向上、JAS 構造材の利用に対する施主からの要望の増加など、これまでの JAS 構造材実証事業の成果が確実に現れているものと思われ、今後、継続しての事業実施による JAS 材の利用促進を図っていくことが求められると考えられる。

## 2.4 JAS 構造材転換実証支援事業

### 2.4.1 目的

本事業では、木材不足・価格高騰へ緊急に対応するため、住宅等の建築に当たって調達が困難になった資材を設計・施工上の工夫等を通じて代替となる木材製品へ転換する取組を支援することを目的としている。

### 2.4.2 事業内容

#### (1) 事業対象者

転換実証事業に申請できる者は、以下1、2に掲げる要件のうち申請する区分の全ての要件に加え、3に掲げる要件を満たす者とした。ただし、1、2の両方に申請を行う場合は、全ての要件を満たす者とした。

##### 1 施工実証

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）において実証事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から転換実証事業に申請する権利の委譲を受けた施工者とする。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

##### 2 設計実証

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づき都道府県知事の登録を受けた者で、転換実証事業の物件の設計者であること。

##### 3 共通

(1) 別添1に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ転換実証事業を的確に実施できる能力を有する者であること。

(2) 転換実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。

(3) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。

(4) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者（本要領において以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(5) 転換実証事業を同年度に3棟以上申請する者にあつては、3棟目の転換実証事業を申請するまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づき別添2の登録実施機関から登録を受けていることとするほか、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、同一建築物において施工実証と設計実証の双方を申請する場合も1棟として数えるものとする。

- ・ 木材 SCM 支援システム「もりんく」 (<https://molink.jp/>) の登録事業者
- ・ 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した J A S 構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をする者。

## (2) 対象とすることができる建築物

転換実証事業の対象とすることができる建築物は次の要件を満たすものとした。

- 1 建築主が国でないもの。
- 2 戸建ての居住専用住宅又は事業用併用住宅(木造と木造以外の構造の混構造を含む。)のうち階数が地上3階建てのもの、若しくは延べ床面積が500㎡以上のもの。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関(以下「補助事業実施機関」という。)が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。)が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りでない。
- 4 新築及び増改築する助成対象の床面積(非木造部分を除く。)が10㎡を超えるものであること。
- 5 助成対象において、以下の(1)又は(2)の要件を満たすもの。
  - (1) 次のアの要件を満たすものであること。その上で、羽柄材の転換も行う場合はイの要件も満たすものとする。
    - ア 建築物の横架材において、一部又は全部において、構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL を使用した、又は使用を前提とした設計を行った建築物であること。
    - イ 建築物の羽柄材において、一部又は全部において、構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL、その他の JAS 格付が行われた木材(下地用製材、造作用集成材、造作用 LVL、接着たて継ぎ材等。以下「JAS 製品」という。)を使用した、又は使用を前提とした設計を行った物件であること。
  - (2) 枠組壁工法の建築物において助成を受ける場合は、一部又は全部において、2×4工法構造用製材を使用した、又は使用を前提とした設計を行った物件であること。
- 6 横架材、羽柄材又は2×4工法構造用製材において、調達が困難になった資材から JAS 構造材又は JAS 製品に転換するに当たって行う工夫を転換実証事業申請書(様式第1号)に、また行った工夫を転換実証事業助成金交付申請書(様式第6号)にそれぞれ記載すること。
- 7 代替材となる JAS 構造材及び JAS 製品を建築物の施工現場に荷受けした写真及び施工状態がわかる写真を提出できること。
- 8 建築確認申請又は建築工事届を提出したものであること。
- 9 設計実証に申請する建築物は、発注者との契約関係等が明確で、かつ建築されることが確実なものであること。

- 10 転換実証事業の成果を林野庁及び全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したものであること。
- 11 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により転換実証事業者が炭素貯蔵量を算出するものであること。

表 2-4-2-1 助成対象となる建築物の一覧

用途記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	地上4階以上	地上4階未満	
8010	一戸建ての住宅	○	×	
8020	長屋	○	○	
8030	共同住宅	○	○	
8040	寄宿舎	○	○	
8050	下宿	○	○	
8060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○	×	
8070	幼稚園	○	○	
8080	小学校	○	○	
8082	義務教育学校	○	○	
8090	中学校、高等学校又は中等教育学校	○	○	
8100	養護学校、盲学校又は聾学校	○	○	
8110	大学又は高等専門学校	○	○	
8120	専修学校	○	○	
8130	各種学校	○	○	
8132	幼保連携型認定こども園	○	○	
8140	図書館その他これに類するもの	○	○	
8150	博物館その他これに類するもの	○	○	
8152	美術館その他これに類するもの	○	○	
8160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×	×	※1
8170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	○	○	
8180	保育所その他これに類するもの	○	○	
8190	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	○	○	
8192	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	○	○	
8210	児童福祉施設等(建令19-1に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。)	○	○	
8220	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	○	○	
8230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	○	○	
8240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	○	○	
8250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	○	○	
8260	病院	○	○	
8270	巡査派出所	○	○	
8280	公衆電話所	○	○	
8290	郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の規定により行う郵便の業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を含む。)の用に供する施設	○	○	
8300	地方公共団体の支庁又は支所	○	○	
8310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	○	○	
8320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	○	○	
8330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	○	○	※2
8340	工場(自動車修理工場を除く。)	○	○	
8350	自動車修理工場	○	○	
8360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	○	○	
8370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場	○	○	
8380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	○	○	
8390	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	○	○	
8400	ホテル又は旅館	○	○	
8410	自動車教習所	○	○	
8420	畜舎	○	○	
8430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	○	○	
8438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	○	○	
8440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	○	○	

用途記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	地上4階以上	地上4階未満
8450	飲食店(次項に掲げるものを除く。)	○	○
8452	食堂又は喫茶店	○	○
8456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○	○
8458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	○	○
8460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	○	○
8470	事務所	○	○
8480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	○	○
8490	自動車車庫	○	○
8500	自転車駐車場	○	○
8510	倉庫業を営む倉庫	○	○
8520	倉庫業を営まない倉庫	○	○
8530	劇場、映画館又は演芸場	○	○
8540	観覧場	○	○
8550	公会堂又は集会場	○	○
8560	展示場	○	○
8570	料理店	○	○
8580	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	○	○
8590	ダンスホール	○	○
8600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	×	×
8610	卸売市場	○	○
8620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	○	○
8630	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	○	○
8640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	○	○
8650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は時価販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	○	○
8990	その他	○	○

※1 本事業の対象としない ※2 国の施設は本事業の対象としない

なお、転換実証事業に申請できる一者あたりの上限は、5件までとした。

### (3) 助成対象木材及び材積

転換実証事業の助成対象は以下に定めるものとした。

- 1 転換実証事業者が行う施工実証において、上記(2)に定める要件を満たす建築物を新築、増築、改築する場合に使用される木材製品を助成対象(以下「助成対象木材製品」という。)とし、その範囲及び材積は、以下に定めるものとする。

なお、助成対象木材製品は、転換実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材製品とする。

- (1) 上記(2)の5の(1)のアの要件を満たす場合、建築物に使用された横架材の材積。
  - (2) 上記(2)の5の(1)のイの要件を満たす場合、建築物に使用された羽柄材の材積。
  - (3) 上記(2)の5の(2)の要件を満たす場合、建築物に使用された枠組材の材積。
  - (4) 建築物に使用された JAS 構造材の材積（(1)から(3)で助成対象となった木材を除く。）。
- 2 転換実証事業者が行う設計実証において、上記(2)に定める要件を満たす建築物の木造部分の設計に係る設計費を助成対象とする。

#### (4) 助成金額

助成金額は、施工実証及び設計実証の区分ごとに次のとおりとします。

##### 1 施工実証

助成金額は以下の(1)、(2)及び(3)を比較し、最も低い金額から1,000円未満の額を切り捨てた額とした。助成額は一棟の施工実証に対して、15,000,000円を上限とした。

- (1) 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、上記(3)の1の(1)、(2)、(3)及び(4)(CLT、構造用合板及び構造用パネルを除く。)の材積の合計に66,000円/m<sup>3</sup>を乗じた金額に、使用予定のCLTの材積の合計に140,000円/m<sup>3</sup>を乗じた金額並びに構造用合板及び構造用パネルの調達費に1/2を乗じた金額を加算した金額。
- (2) 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、上記(3)の1の(1)、(2)、(3)及び(4)(CLT、構造用合板及び構造用パネルを除く。)の材積の合計に66,000円/m<sup>3</sup>を乗じた金額に、使用したCLTの材積の合計に140,000円/m<sup>3</sup>を乗じた金額並びに構造用合板及び構造用パネル調達費に1/2を乗じた金額を加算した金額。
- (3) 使用した上記(3)の助成対象木材(構造用合板及び構造用パネルを除く。)の調達費の全額に、構造用合板及び構造用パネルの調達費に1/2を乗じた額を加算した金額。

##### 2 設計実証

助成金額は以下の(1)と(2)を比較し、最も低い金額から1,000円未満の額を切り捨てた額とした。

- (1) 事業申請時に申告する転換実証の対象物件の設計費に1/2を乗じた額とする。  
ただし、混構造の物件にあつては、設計費の全額を対象物件の総床面積のうちの木造部の床面積の割合を乗じた額に1/2を乗じた額とする。  
なお、一件当たりの助成額は、木造部の床面積に12,700円/m<sup>2</sup>を乗じた額に1/2を乗じた額を上限とする。
- (2) 交付申請時に申告する転換実証の対象物件の設計費に1/2を乗じた額とする。  
ただし、混構造の物件にあつては、設計費の全額を対象物件の総床面積のうちの木造部の床面積の割合を乗じた額に1/2を乗じた額とする。  
なお、一件当たりの助成額は、木造部の床面積に12,700円/m<sup>2</sup>を乗じた額に1/2を乗じた額を上限とする。

- 3 同一物件で施工実証と設計実証を申請する場合の助成金額は、1により算出した金額と2により算出した金額の合計額とした。なお、それぞれの実証についてそれぞれの上限額を超



えないものとした。

### (5) 事業の流れ

事業の流れは図2.4.2-1のとおりである。

事業の募集は、1次募集（事業申請期間：令和4年7月19日～8月19日、交付申請締切：令和4年11月30日）、2次募集（事業申請期間：令和4年10月7日～10月31日、交付申請締切：令和4年12月9日）の2回行った。

- ① 実証事業者は、様式1号の事業申請を締め切り日までに地域木材団体へ提出する。地域木材団体は内容を確認した上で事務局へ提出する。
- ② 事務局は申請受付後、様式2号を発行する。事務局は書類内容について審査を行い、問題ないと判断できた場合には様式3号の結果通知書の発行を行う。
- ③ 実証事業者は様式3号を受領した後（2次募集においては募集を開始した後）、事業を開始（木材発注や材料指示等）する。
- ④ 建て方終了後、事務局または地方木材団体は、一部業者を対象としてJAS構造材等についての使用状況の確認を行う。（2次募集においては事業採択日より前に建て方が完了した事業は不採択とした）
- ⑤ 助成対象木材の施工完了後、実証事業者は様式6号の交付申請を締め切り日までに地域木材団体へ提出する。地域木材団体は内容を確認した上で事務局へ提出する。
- ⑥ 事務局は書類内容について審査を行い、問題ないと判断できた場合には様式7号の決定通知書の発行を行う。
- ⑦ 個別実証事業者は様式8号の請求書を事務局へ提出する。
- ⑧ 事務局は助成金の支払いを行う。

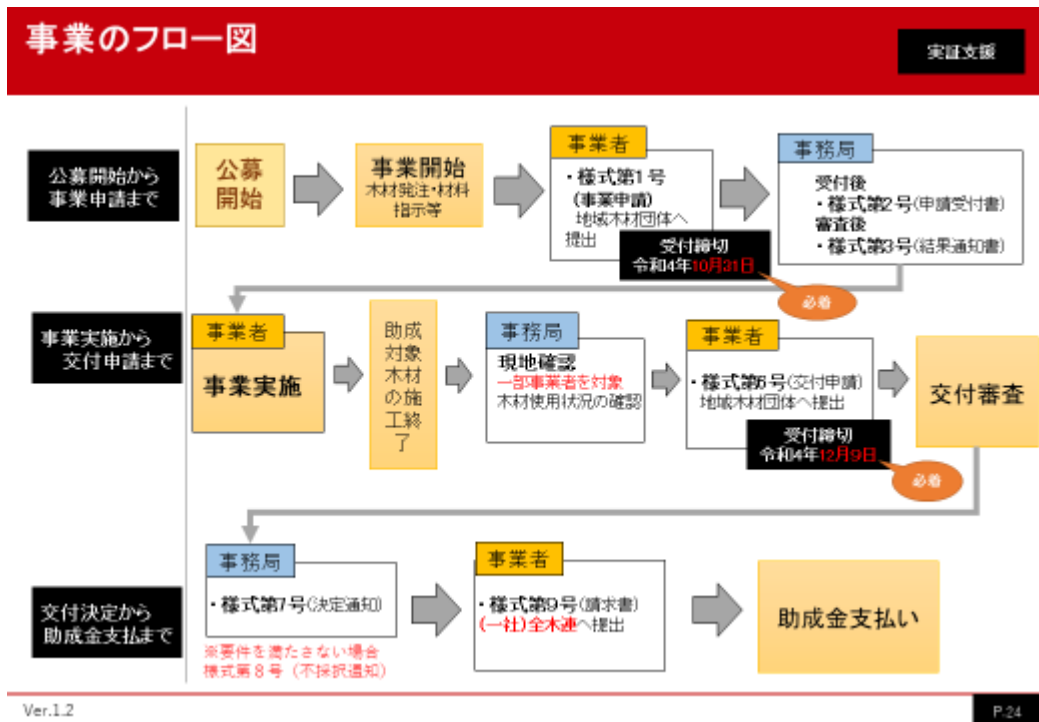


図2.4.2-1 事業の流れ(1次募集の受付締切期間)

## 2.4.3 事業申請における審査

### (1) 事業申請書様式

事業申請書は公募要領に定められた提出期限内に実証事業に申請する物件の住所にある地域木材団体へ提出するものとした。

提出書類は下記のとおりである。

ア 公募要領に規定する転換実証事業申請書及び付属資料（別添、別紙1、別紙2）

イ 施工実証にあつては、申請物件に使用される木材、JAS 構造材の使用予定量、予定調達費がわかる見積明細書等（JAS 構造材の種類ごとに数量、金額が確認できるもの。）等。設計実証にあつては、設計見積書等。

ウ 施工実証にあつては、建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し。設計実証にあつては、建築士事務所の登録の写し。

エ 建築確認申請等のコピー（受付印のあるもの）

オ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示する。）され、判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等

カ 施工者として確認できる者から JAS 構造材転換実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書及び当該物件の施工者との関係がわかる資料（契約書等）

キ 申請数が3棟以上の事業者は、クリーンウッド法に基づく登録木材関係事業者であることを示す登録証のコピー等

アの事業申請書の様式（P115-120:図2.3.3-1～図2.3.3-11）は、ホームページからエクセルデータとしてダウンロードできるものとした。

### (2) 事業申請書記載例

事業申請の書類手続きを円滑に進めるため、事業申請書の記載例を作成し（P115-120:図2.3.3-1～図2.3.3-11）、ホームページに公表した。

### (3) 事業申請審査

事務局は提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で、実証事業の採択を決定した。

事務局では書類の不備などのチェックと、内容についての審査の2段階チェックを行っている。書類の不備などのチェック表を図2.3.3-12（P121）に、書類内容についてのチェックシートを図2.3.3-13（P122）に示す。

審査後、事務局は、図2.3.3-14（P125）の審査結果通知書（様式3号）を実証事業申請者に通知した。

#### 2.4.4 現場審査

全木連及び地域木材団体は、公募要領第16に基づき、必要に応じて転換実証事業者に対し、転換実証事業の進行状況に関する報告を求めることができるものとした。

##### (1) 現地確認チェックリスト

現地確認チェックリストなどを図2.3.4-1～図2.3.4-5 (P125-127)に示す。

#### 2.4.5 交付申請における審査

##### (1) 交付申請書様式

1) 転換実証事業者は、事業完了後、転換実証事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式6号・付属資料（別添、別紙1））1部と以下に掲げる資料を添付し、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は全木連が設定した締め切り日のいずれか早い期日までに提出していただくこととした。

ア 転換実証事業で得られた代替となる木材製品の使用に関する情報等をまとめた報告書（施工実証：様式第6号—2—①（横架材等）、様式第6号—2—②（CLT）。

設計実証：様式第6号—3—①（横架材等）、様式第6号—3—②（CLT）

イ 交付金額の査定に必要となる資料（契約書、請求書、領収書、納品書等の内訳明細で、申請する建築物の木材費、木材加工費、運搬費等の詳細が記載されたもの。

施工実証にあっては過去に設計又は施工した建築物の木材費、木材加工費、運搬費等の詳細が記載されたもの、設計実証にあっては設計費の内訳明細が確認できるもの、図面等）

ウ 工事記録写真（申請する建築物の施工現場に代替材を荷受けした写真及び代替材の施工状態がわかる写真）

エ 決定通知書（様式第3号）の日付以降に材料があったことを証明する資料（発注書、材料指示書等）

オ 設計実証にあっては、全木連が設定した日付以降に設計契約等を締結したことを証明する資料

カ 申請する建築部において、代替材がどこに使われているか判別可能な平面図、軸組図、梁伏せ図等

キ 建築確認済証及び公募要領に定める付属資料において提出した建築確認申請又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請のコピー

ク クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面

ケ 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の算定シート（林野庁ホームページに掲載されている計算シートを活用し作成した計算結果）

2) 転換実証事業者は、交付申請書（様式6号）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請していただくこととした。

アの交付申請書の様式（P129-130：図2.3.5-1～図2.3.5-4）は、ホームページからエクセルデータとしてダウンロードできるものとした。

### **（2）交付申請書記載例**

交付申請の書類手続きを円滑に進めるため、交付申請書の記載例を作成し（P129-130：図2.3.5-1～図2.3.5-4）、ホームページに公表した。

### **（3）交付申請審査**

事務局は提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で、交付申請書の審査を決定した。

事務局では書類の不備などのチェックと、内容についての審査の2段階チェックを行っている。書類の不備などのチェック表を図2.3.5-5（P131）に、書類内容についてのチェックシートを図2.3.5-6（P132）に示す。

審査後、事務局は、審査結果通知書（様式7号）を実証事業申請者に通知した。（P133：図2.3.5-7）

## 2.4.6 事業成果

### (1) 転換実証支援事業の概要

本事業における転換実証物件の件数は2件、助成額は4,114千円となった。

物件の概要は次のとおりで、2件とも個人住宅の横架材、羽柄材についてNonJAS材からJAS構造材へと転換を行っている。うち1件は施工実証と設計実証を実施し、他の1件は施工実証を実施している。

#### 1) 事業内容

施工実証、設計実証

##### < 1-1 施工実証 >

##### 1-1-1) 物件名・用途

「Y様邸新築工事」 (一戸建て住宅)

##### 1-1-2) 所在

新潟県妙高市

##### 1-1-3) 事業申請者 施工者主・申請者(所在)

株式会社 オンダ建築デザイン事務所(新潟県妙高市)

##### 1-1-4) 施主

個人(新潟県妙高市)

##### 1-1-5) 物件概要

地上3階、新築、延べ床面積119.44㎡ うち助成対象面積(木造部分)107.02㎡

##### 1-1-6) 助成対象木材

横架材：(転換前)ベイマツ 梁・桁 NonJAS 4000×120×330等

→ (転換後)ベイマツ 梁・桁 JAS構造材 4000×120×330等 9.3924㎡

羽柄材：(転換前)アカマツ、ホワイトウッド NonJAS製品 野縁 3000×36×36 間柱  
3000×30×120等

→ (転換後)スギ JAS構造材 野縁 3000×36×36 間柱 3000×30×120等  
9.6824㎡

##### 1-1-7) 工法の転換

なし

##### 1-1-8) 助成金額

2,578千円(施工実証、設計実証の合計)

##### < 1-2 設計実証 >

##### 1-2-1) 物件名・用途

「Y様邸新築工事」 (一戸建て住宅)

##### 1-2-2) 所在

新潟県妙高市

1-2-3) 事業申請者 施工者主・申請者(所在)

株式会社 オンダ建築デザイン事務所(新潟県妙高市)

1-2-4) 施主

個人(新潟県妙高市)

1-2-5) 物件概要

地上3階、新築、延べ床面積 119.44 m<sup>2</sup> うち助成対象面積(木造部分)107.02 m<sup>2</sup>

2-6) 転換取組

横架材：(転換前)ベイマツ 梁・桁 NonJAS 4000×120×330 等

→ (転換後)ベイマツ 梁・桁 JAS 構造材 4000×120×330 等 9.3924 m<sup>3</sup>

羽柄材：(転換前)アカマツ、ホワイトウッド NonJAS 製品 野縁 3000×36×36 間柱  
3000×30×120 等

→ (転換後)スギ JAS 構造材 野縁 3000×36×36 間柱 3000×30×120 等  
9.6824 m<sup>3</sup>

2-7) 工法の転換

なし

2-8) 助成金額

2,578 千円(施工実証、設計実証の合計)

図2-3-6-1 (物件概要1)



- Y様邸
- ア) 新築工事 ✓
  - イ) 令和4年11月28日 ✓
  - ウ) 建て方 ✓
  - エ) 2階柱 ✓
    - ・その他のJAS構造材 ✓
    - JAS構造用集成材 ✓
    - ・2階横架材 ✓
  - JAS構造材：JAS目視等級製材 ✓
  - JAS構造材：JAS構造用集成材 ✓



- Y様邸
- ア) 新築工事 ✓
  - イ) 令和4年11月28日 ✓
  - ウ) 建て方完了 ✓
  - エ) 全景A ✓



- Y様邸
- ア) 新築工事 ✓
  - イ) 令和4年11月28日 ✓
  - ウ) 建て方完了 ✓
  - エ) 全景A (黒板なし) ✓



- Y様邸**
- ア) 新築工事 ✓
  - イ) 令和4年11月28日 ✓
  - ウ) 建て方完了 ✓
  - エ) 全景B ✓



- Y様邸**
- ア) 新築工事 ✓
  - イ) 令和4年11月28日 ✓
  - ウ) 建て方完了 ✓
  - エ) 全景B (黒板なし) ✓



## 2) 事業内容

### 施工実証

#### < 2-1 施工実証 >

##### 2-1-1) 物件名・用途

「I 様邸新築工事」 (一戸建て住宅、自動車車庫 (1階の一部))

##### 2-1-2) 所在

愛媛県松山市

##### 2-1-3) 事業申請者 施工者主・申請者(所在)

Ottoman 株式会社

##### 2-1-4) 施主

個人(愛媛県松山市)

##### 2-1-5) 物件概要

地上3階、新築、延べ床面積 119.62 m<sup>2</sup> うち助成対象面積(木造部分)119.62 m<sup>2</sup>

##### 2-1-6) 助成対象木材

横架材：(転換前)ベイマツ NonJAS 105×105～330

→ (転換後)レッドウッド集成材 105×180～360 JAS 構造用集成材

杉 KD105×105～330 JAS 機械等級製材 8.3574 m<sup>3</sup>

羽柄材：(転換前)ベイマツ 105×105～330 NonJAS 製品

→ (転換後)スギ JAS KD 目視等級製材 45×60、45×90、105×30・45

5.3383 m<sup>3</sup>

(その他に、JAS 構造材 6.1615 m<sup>3</sup>、構造用合板 4.0070 m<sup>3</sup>が助成対象)

##### 2-1-7) 工法の転換

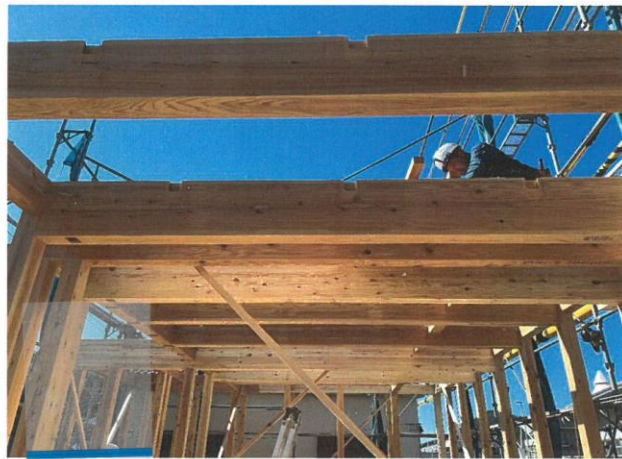
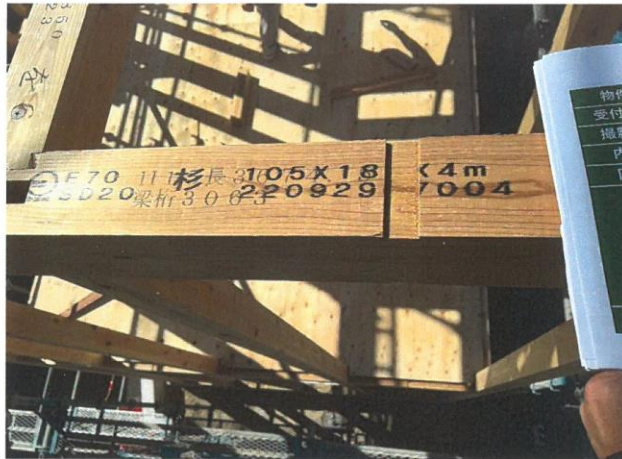
なし

##### 2-1-8) 助成金額

1,536 千円

図 2-3-6-2 (物件概要 2)

◆ 施工現場記録写真



- ・ 1 [redacted] 様邸 ✓
- ・ 令和4年10月26日 ✓
- ・ 現場場所：愛媛県松山市高浜町5丁目2259-12 ✓
- ・ 3F床梁：杉材=JAS機械等級製材 ✓

P.27

◆棟上げ後4方向記録写真（看板なし）



・北面



・南面

- 工
- ・ [redacted] 様邸 ✓
- ・ 令和4年10月26日 ✓
- ・ 現場場所：愛媛県松山市高浜町5丁目2259-12 ✓
- ・ 建て方完了 ✓

P.01

## (2) 転換実証報告書の分析

転換実証事業者から提出された様式6号-2の回答結果を報告する。部材転換報告2件、設計転換報告1件なので、計3件の報告について回答をそのまま記載した。このうち設計転換報告1件の<2-2-1 設計転換報告(1)>については、<2-1-1 部材転換報告(1)>と同一の申請者である。

<2-1-1 部材転換報告(1)>

●今回の転換実証事業において、どのような部材でどのような木材製品へ転換をしたか。また転換した際の工夫を記入して下さい。

### ●部材の詳細

横架材：(転換前)ベイマツ 梁・桁・床梁・胴差・小屋梁 NonJAS 4000×120×330等

→ (転換後)ベイマツ 梁・桁・床梁・胴差・小屋梁 JAS 構造材 4000×120×330等

・新たに木材の調達先を開拓しました。これにより、JAS材はもちろん、合法木材、CW法に適合した木材の入手ルートが確保できました。

羽柄材：(転換前)アカマツ、ホワイトウッド NonJAS 製品 野縁 3000×36×36 間柱 3000×30×120等

→ (転換後)スギ JAS 構造材 野縁 3000×36×36 間柱 3000×30×120等  
9.6824 m<sup>3</sup>

・新たに木材の調達先を開拓しました。これにより、JAS材はもちろん、合法木材、CW法に適合した木材の入手ルートが確保できました。

### ●工法の転換

・工法の転換はしない

### ●転換した材に国産材を使用しましたか？

・一部使用した

(良かった点)

調達面：新しく木材に精通した仕入れルートが開拓できたこと。

品質確保：国産材 JAS 機械等級の材を使用することで、品質確保ができたこと。

施工作业：国産材の加工性がとても良かったこと。

(苦労した点)

調達面：どの材料をどこから仕入れたら良いかから取り組んだこと。

品質確保：JAS材、合法木材、クリーンウッド法適合木材など改めて勉強したこと。

施工作业：凹み等が生じないように気を付けたこと。

(工夫した点)

調達面：従来の調達先を変更したこと。

品質確保：JAS材、合法木材、クリーンウッド法適合を使用したこと。

施工作业：国産材の優れた耐久性をいかしたこと。

- ・「一部使用した」「使用しなかった」を選択された方は、国産材以外を使って施工する際に、調達、品質確保や施工作业面において、「良かった点」、「苦労した点」、「工夫したこと」について記入して下さい。

(良かった点)

調達面：従来通りのルートで調達できたこと。

品質確保：信頼できるルートで調達することで、品質を確保できたこと。

施工作业：従来通りの施工作业ができたこと。

(苦労した点)

調達面：供給が少ないベイマツなどの外材を探したこと。

品質確保：供給が少ない中、求める品質のものを確保したこと。

施工作业：採用する部分に間違いのないよう確認等したこと。

(工夫した点)

調達面：従来の調達先を変更したこと。

品質確保：JAS材を選択したこと。

施工作业：従来通りの施工作业ができたこと。

- ・「一部使用した」「使用しなかった」を選択された方は、国産材以外を使用した理由について記入して下さい。

横架材においては、ベイマツのドライビームを使用することで強度が得られ、梁成を抑えることができ、住宅の天井高を確保でき、快適な居住空間を提供することができた。

- JAS 構造材・JAS 製品に転換する取組について、施主に対して説明した内容及び施主の反応・評価について伺います。

- ・どのような説明を行ったかを具体的に記入して下さい。

どこの産地の木材を伐採して製材・乾燥し、プレカットして組み立てたか、説明することにより木材製品に対して安心を与えることができました。

- ・品質面、価格面、地球温暖化防止面、社会課題面での施主の反応・評価について具体的に記入して下さい。

木材価格の高騰により資金的な負担が大きくなるため、補助金などより手厚くしてほしい。

- 今後取り組む物件について、この事業で取り組んだ国産材等への転換を継続しますか。

継続したい

- ・それはなぜですか？選択した理由を具体的に記入してください。

SDGs の観点からも、日本の森林から伐採された木材を住宅に使うことで二酸化炭素の固定化になり、植林することにより二酸化炭素を吸収することにもなるので、このサイクルの一役を担いたいです。

- 本事業について、良かった点や改善すべき点がありましたら記入して下さい。

期間の猶予がもう少しあると助かります。お客様に薦める時間が必要です。

#### < 2-1-2 部材転換報告 (2) >

●今回の転換実証事業において、どのような部材でどのような木材製品へ転換をしたか。また転換した際の工夫を記入して下さい。

##### ●部材の詳細

横架材：(転換前)ベイマツ 梁・桁・床梁・胴差・小屋梁 NonJAS 105×105～330 等

→ (転換後)杉 KD レッドウッド集成材 梁・桁・床梁・胴差・小屋梁 JAS 構造材 105×105～330 等

・材料手配を行う予定についてウッドショック状況を踏まえ、事前相談を行い材料納期予定を共有することで建築計画をスムーズに進められるよう対策を行いました。

羽柄材：(転換前) NonJAS 製品 スギ 間柱 30・45×105、ベイマツ 筋交い 45×90、垂木 ベイマツ 45×55 等

→ (転換後)スギ KD 間柱 30・45×105、スギ KD 筋交い 45×90、スギ KD45×60 垂木 等

・材料転換の上で転換都合上サイズ変更が必要な部材についてはプレカット加工可能寸法を確認した上で変更を行い、スムーズな加工可能な状況としました。

##### ●工法の転換

・工法の転換はしない

##### ●転換した材に国産材を使用しましたか？

・一部使用した

(良かった点)

調達面：信頼の高い JAS 製品を使用することで、なおかつ国産材なので更にお施主様にも喜んでいただけた。

品質確保： JAS 品ですので品質は信頼できるため、安心できた。

施工作业：国産材の加工性がとても良かったこと。

(苦労した点)

調達面：国産 JAS 製材品を確保するために納期が問題になることが多く、事前相談を行った。

品質確保： 特になし。

施工作业：国産だからではないが、やはり木材なので雨濡らし等、水への配慮を行った。

(工夫した点)

調達面：日頃任せきりの材料調達について取引先と納期含めて事前打合せを行った。

品質確保： 特になし。

施工作业： 特になし。

・「一部使用した」「使用しなかった」を選択された方は、国産材以外を使って施工する際に、調達、品質確保や施工作业面において、「良かった点」、「苦労した点」、「工夫したこと」について記入して下さい。

(良かった点)

調達面：特になし。

品質確保：特になし。

施工作业：特になし。

(苦労した点)

調達面：特になし。

品質確保：特になし。

施工作业：特になし。

(工夫した点)

調達面：特になし。

品質確保：特になし。

施工作业：特になし。

- ・「一部使用した」「使用しなかった」を選択された方は、国産材以外を使用した理由について記入して下さい。

3階建て物件のため、構造計算上理由にて集成材を使用する必要があったため。

●JAS 構造材・JAS 製品に転換する取組について、施主に対して説明した内容及び施主の反応・評価について伺います。

- ・どのような説明を行ったかを具体的に記入して下さい。

日頃は使用していない JAS 製材品について説明し、その信頼性について理解していただき今回の物件への使用について確認を行ったところ、是非使用してほしいとの答えを得られた。

- ・品質面、価格面、地球温暖化防止面、社会課題面での施主の反応・評価について具体的に記入して下さい。

品質の信頼度について高い評価を頂きました。そのため価格が通常の場合とは違うことについて理解いただきました。

●今後取り組む物件について、この事業で取り組んだ国産材等への転換を継続しますか。

継続したい

- ・それはなぜですか？選択した理由を具体的に記入してください。

今回活用してみて、JAS 製材品の材料の品質信頼性等考えると、これからの建築基準法改正等を考えると、より信頼性の高い材料を使用していく必要があると思われるからです。

●本事業について、良かった点や改善すべき点がありましたら記入して下さい。

申請書類の簡素化ができると助かります。

< 2-2-1 設計転換報告 (1) >

●今回の転換実証事業において、どのような部材でどのような木材製品へ転換をしたか。また転

換した際の工夫を記入して下さい。

●部材の詳細

横架材：(転換前)ベイマツ 梁・桁・床梁・胴差・小屋梁 NonJAS 4000×120×330 等

→ (転換後)ベイマツ 梁・桁・床梁・胴差・小屋梁 JAS 構造材 4000×120×330 等

・構造計算が必要な物件のため、品質が明確な JAS 構造材を採用したことで計算をスムーズに進めた。それに伴って国産材、JAS 構造材を採用したことで、施主に対して安心感を与えられた。

羽柄材：(転換前)アカマツ、ホワイトウッド NonJAS 製品 野縁 3000×36×36 間柱 3000×30×120 等

→ (転換後)スギ JAS 構造材 野縁 3000×36×36 間柱 3000×30×120 等  
9.6824 m<sup>3</sup>

・品質が明確な JAS 構造材を採用したことで、施主に対して安心感を与えられた。

●工法の転換

・工法の転換はしない

●転換した材に国産材を使用しましたか？

・一部使用した

(良かった点)

設計面：品質の高い国産材を使用できたこと。

構造安全面：耐久性が高い国産材を使用できたこと。

(苦労した点)

設計面：木材価格が高騰している中、予算に見合う木材を探したこと。

構造安全面：木材価格が高騰している中、予算に見合う木材を探したこと。

(工夫した点)

設計面：横架材にベイマツを採用したこと。

構造安全面：負担の大きな部材にはベイマツの集成材など採用したこと。

・「一部使用した」「使用しなかった」を選択された方は、国産材以外を使って施工する際に、調達、品質確保や施工作業面において、「良かった点」、「苦労した点」、「工夫したこと」について記入して下さい。

(良かった点)

設計面：長いスパンをとばす際、ベイマツ材を採用し材寸を抑えることができたこと。

構造安全面：曲げ強度の強い外材を採用できたこと。

(苦労した点)

設計面：木材価格が高騰している中、予算に見合う木材を探したこと。

構造安全面：木材価格が高騰している中、予算に見合う木材を探したこと。

(工夫した点)

設計面：部材によってベイマツなどを採用し材寸を抑え、天井高を確保したこと。

構造安全面：曲げ強度の強い外材を採用できたこと。



- ・「一部使用した」「使用しなかった」を選択された方は、国産材以外を使用した理由について記入して下さい。

横架材においては、ベイマツのドライビームを使用することで強度が得られ、梁成を抑えることができ、住宅の天井高を確保でき、快適な居住空間を提供することができた。

- JAS 構造材・JAS 製品に転換する取組について、施主に対して説明した内容及び施主の反応・評価について伺います。

- ・どのような説明を行ったかを具体的に記入して下さい。

どこの産地の木材を伐採して製材・乾燥し、プレカットして組み立てたか、明明する「ことにより木材製品に対して安心を与えることができました。

- ・品質面、価格面、地球温暖化防止面、社会課題面での施主の反応・評価について具体的に記入して下さい。

木材価格の高騰により資金的な負担が大きくなるため、補助金などより手厚くしてほしい。

- 今後取り組む物件について、この事業で取り組んだ国産材等への転換を継続しますか。

継続したい

- ・それはなぜですか？選択した理由を具体的に記入してください。

SDGs の観点からも、日本の森林から伐採された木材を住宅に使うことで二酸化炭素の固定化になり、植林することにより二酸化炭素を吸収することにもなるので、このサイクルの一役を担いたいです。

- 本事業について、良かった点や改善すべき点がありましたら記入して下さい。

期間の猶予がもう少しあると助かります。お客様に薦める時間が必要です。

### (3) 分析と改善方法（国産材への転換）

#### <部材転換>

部材転換の2件については、いずれも、部材は横架材と羽柄材の転換、工法の転換はしない、転換した材の一部に国産材を使用となっている。

国産材の使用の良かった点として、新しい仕入れルートの開拓、品質確保、加工性が良かった、信頼性が高く施主にも喜んでもらえたといった内容であった。

また、苦勞した点では、どこから仕入れたら良いかから取り組んだ、凹み等が生じないよう気を付けた、納期が問題になることが多く事前相談を行ったといったことがあげられた。

施主への説明については、どこの産地の木材かなど説明し安心感を与えることができた、JAS 製材品について説明しその信頼性を理解いただいたといった内容となった。

今後、国産材等への転換を継続するかについては、2申請者とも継続したいの回答であり、SDGsの観点からも日本の森林からの伐採木材を住宅に使う二酸化炭素固定のサイクルの一役を担いたい、JAS 製材品の材料の品質信頼性等考えるとより信頼性の高い材料を使用していく必要があるといった回答となっている。

#### <設計転換>

設計転換の1件については、部材転換のうちの1件と同一建築物であり、部材は横架材と羽柄材の転換、工法の転換はしない、転換した材の一部に国産材を使用となっている。

国産材の使用について、設計面・構造安全面から、良かった点として、品質の高い国産材を使用できた、耐久性が高い国産材を使用できたとされ、苦勞した点では、木材価格高騰の中で予算に見合う木材を探したことがあげられた。

施主への説明については、どこの産地の木材を伐採し製材・乾燥し、プレカットとして組み立てたか説明できたといった内容となった。

今後、国産材等への転換を継続するかについては、建築転換の回答と同様で、継続したい、SDGsの観点からも日本の森林からの伐採木材を住宅に使う二酸化炭素固定のサイクルの一役を担いたいとの回答であった。

建築転換、設計転換を合わせてみると、国産材使用については、新たな仕入れルートの開拓、品質や信頼性をメリットとし、施主の安心感もあげられている一方で、苦勞した点として仕入れルートの取組、凹み・水など技術面での対応、予算面での折り合いといったことがあげられている。

総じて、品質・信頼性・安心の面において国産材使用がメリットとしてとらえられているものの、新たなルートとして開拓する場合や技術面での対応苦慮があげられており、これらの点については、事例紹介、情報提供、相談対応といったことで地道に不安や懸念の払しょくに努めていくことが必要であると考えられる。

一方で今後の国産材使用については、SDGsのような持続可能性、環境配慮といった観点、JAS 製材品の品質信頼性といった点から継続したいとの回答となっている。

国産材、JAS 材については環境配慮、信頼性、安心感といった観点から継続して使用することに対して認識ができており、そのようなプラスの認識、イメージをより身近に事業ベースの取組として取り扱う工務店、設計事務所等が増えていくよう、関心をもっている利用者層に対して、こちらについても事例紹介、情報提供、相談対応といったことが求められるものと考えられる。

## 2.5 普及啓発活動

JAS 構造材実証支援事業について、普及啓発活動の事例を3件掲載する。

### <事例1>

全国木材組合連合会が建築専門誌と連携し、建築関係のイベントにおいて JAS 製材の木造建築、都市の木造建築に関するセミナーを開催した。

#### 【セミナーの概要】

令和4年10月26日(水)～28日(金)に東京ビックサイトで開かれた「ジャパンホーム&ビルディングショー2022」において、建築専門誌が木造建築に関する一連の実務セミナーを開催した。

その中で、10月28日、当該建築専門誌と連携してアトリエフルカワー級建築士事務所の古川泰司氏を講師として「森と一緒に考える、JAS 製材の木造建築」と題するセミナーを行った。

非住宅建築の木造化が進み、公共建築物、民間建築物を問わず木造が採用されている中、地域産材を使った木造建築の設計に関するノウハウは今後、よりクローズアップされると予想される。セミナーにおいては、「森林の恵みを最大限に生かすには、“製材（JAS 製材）”で設計を行うのが理想的」で、その実現のために設計者は、林業や製材業についての知見を高め、木材の調達や木造の設計を行う必要があるとして、“製材（JAS 製材）”による木造建築について説明、解説をいただいた。

また、同日の当該実務セミナーにおいては、東京大学生産技術研究所教授の腰原幹雄氏を講師として「みんなの都市木造を考える」とのセミナーも実施した。

非住宅の木造化が建築の大きなトレンドになっており、中高層建築、いわゆる“都市木造”を実現するためには、「大断面 JAS 集成材の調達と計画敷地（都市部）にスムーズに搬入する計画」、「S 造や RC 造との混構造という選択肢を踏まえた、木造の中高層化の建築に見合う合理的な構造計画」などのノウハウが求められ、将来的には技術を標準化し、多くの人が“都市木造”に関わるようにする必要がある。セミナーにおいては、“都市木造”の具体化・普及に向けて、“都市木造”を設計・施工するためのノウハウと、“都市木造”のあるべき未来について説明、解説をいただいた。

### <事例2>

石川県木材産業振興協会において、地元の農林漁業まつりに出展し、県産材の紹介、合法木材、JAS 構造材についての普及・啓発などを行った。

#### 【事業の概要】

令和4年10月15日(土)～10月16日(日)、石川県産業展示館で開催された「石川の農林漁業まつり」に出展し、能登ヒバによる遊具の製作・設置、木のモザイクアートの製作・設置、木工の実施、JAS 構造材の普及用ポスターの製作・設置などを行った。

県民に広く定着している「石川の農林漁業まつり」に出展し、一般消費者へ県産材を紹介する

ほか、林業ひろばでは、家族で木に触れる機会として木の良さやあたたかさを感じてもらい、また、家を求める際に必要な知識として、合法木材や JAS 構造材を PR し、積極的に利用する機運を高めることなどを目的として取り組んだ。

会場には、コロナ感染が落ち着いたこともあり予想をはるかに上回る人出があり、また、出展ブースには絶えず集客があり、林業ひろばにおいても、モザイクアートが注目を集めて一緒に写真を撮るなど賑わいを見せ、一連の普及活動を効果的に実施することが出来た。



会場での JAS 構造材の PR

### <事例 3>

広島県木材組合連合会において、協議会の総会に合わせて、中規模木造建築物の設計施工事例や JAS 材のメリットなどを学ぶ講演会を開催した。

#### 【事業の概要】

令和 4 年 7 月 27 日（水）、サテライトキャンパスひろしまにおいて、森林・林業・木材産業の川上から川下の関係者で木材利用の推進を協議する「ひろしま木づかい推進協議会」の総会を開催したことに合わせて、「県産材を利用した魅力ある建物造り ～観音マリーナ管理棟を事例として」をテーマに設計者、施工者が講演を行った。

講演会は、川上から川下の関係者が中規模木造建築物の設計施工事例や JAS 材のメリットなどを学ぶことにより課題やその解決策等の共有を図ることを目的に開催し、施工時の具体的な課題や解決策を示されたことで、より分かりやすく理解を深めやすい講演となった。講演においては、JAS 材の紹介として、含水率が明確な JAS 材の利用が運搬時の養生の軽減にもつながり環境対策上もメリットがあることなどにも触れられ、JAS 材の利用についての普及啓発となった。



講演会の様子（JAS 材の紹介）

## I : 事業申請

実証支援

**■ 提出先**

申請する物件の住所にある地域木材団体

**■ 提出物**

- ① 様式第1号、別添、別紙1、別紙2  
JAS構造材実証支援事業申請書
- ② 建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し
- ③ 建築確認申請書のコピー(受付印があること)
- ④ 申請物件の助成対象となるJAS構造材  
が判別可能な配置図・平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等
- ⑤ 助成金算定表(エクセルデータ)及び見積書  
(JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料)  
**なお、発注済の場合、発注書(明細書を含む。)**
- ⑥ 助成金振込先の銀行口座情報
- ⑦ 申請数が3件以上の事業者は、  
クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証のコピー
- ⑧ 申請数が3件以上の事業者は、「もりんく」の登録情報  
又は安定供給協定の締結等に関する資料及び共同申請

※申請者が委譲を受けた者の場合、委譲書及び当該物件の施工者との関係がわかる資料(契約書等)

様式第1号  
JAS構造材実証支援事業申請書 (三次募集)

一般社団法人全国木材団体の会  
会長 山野 厚利 氏 (注) 住所等別記  
会長 山野 厚利 氏 (注) 住所等別記  
会長 山野 厚利 氏 (注) 住所等別記

※注1は、JAS構造材実証支援事業実施要綱第10条第1項に基づき、下記物件について  
必要の資料を添付して先記の団体事務局に申請します。

※注2は、JAS構造材実証支援事業実施要綱第10条第2項に基づき、下記物件について  
必要の資料を添付して先記の団体事務局に申請します。

1. 物件の概要

1. 物件の名称	
2. 物件の所在地	
3. 事業計画の名称・区分	
4. 事業計画の建設内容	ア
5. 申請物件の建設内容	
6. 建設内容の名称 (別添)	※注1のJAS構造材の名称を記載してください。

2. 行旅費情報

建設地の住所

受付締切  
令和4年10月31日(必着)

(図2.3.3-1)

## I : 事業申請一別添

実証支援

様式  
JAS構造材実証支援事業申請書別添資料

1. 事業計画 (建設業許可証に記載の名称を記載してください。)

2. 所在地

3. 建設内容 (建設内容の概要を記載してください。)

4. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

5. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

6. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

7. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

8. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

9. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

10. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

11. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

12. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

13. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

14. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

15. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

16. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

17. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

18. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

19. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

20. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

21. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

22. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

23. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

24. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

25. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

26. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

27. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

28. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

29. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

30. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

31. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

32. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

33. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

34. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

35. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

36. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

37. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

38. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

39. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

40. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

41. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

42. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

43. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

44. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

45. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

46. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

47. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

48. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

49. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

50. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

51. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

52. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

53. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

54. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

55. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

56. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

57. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

58. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

59. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

60. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

61. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

62. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

63. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

64. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

65. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

66. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

67. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

68. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

69. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

70. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

71. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

72. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

73. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

74. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

75. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

76. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

77. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

78. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

79. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

80. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

81. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

82. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

83. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

84. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

85. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

86. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

87. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

88. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

89. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

90. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

91. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

92. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

93. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

94. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

95. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

96. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

97. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

98. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

99. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

100. 建設内容の概要 (建設内容の概要を記載してください。)

(図2.3.3-2)

※助成金算定表の数値と整合するように作成してください。

使用する全ての木材の材積を記入する

JAS構造材の種類別の材積を助成対象階ごとに仕分けして材積を計上する

構造用製材からCLTまでは上の2の表から転記されるので、構造用合板と構造用パネルについて「調達費算定表」により算出した調達費を木材費、木材加工費、運搬費に分けて記入する

(1)の算定額を千円未満切り捨てて転記する。ただし(2)の上限額を上回る場合は該当する上限額を記載する。

(図2.3.3- 3)

申請する物件について、**建築主**に建築費に対する**補助金の利用の有無を確認**していただくとともに、**実証事業の結果の利用・公表や現地確認のための立入等について同意**いただいた**確認及び同意書**(本様式に建築主が記入し**署名・押印**したものを**事業申請者あて**に提出していただき、**事業申請者はその写しを全木連に提出**する。(原本は事業申請者が保管しておく。)

(図2.3.3- 4)

構成第1号 (共同申請) 共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名
共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名
共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名	共同申請者 連絡先 登記申請書% 事業計画 代表取締役・氏名

3件以上申請する事業者で安定供給協定の締結による場合は、JAS構造材の生産者と本様式により共同申請してください。  
(それ以外の場合は必要ありません。)

Ver.1.2 (図2.3.3- 5)

④ 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

- 軸組構造 平面図の例> (※軸組壁工法もこれに準ずる)
- JAS構造材：軸組等造形材 Hノ4E90
- JAS構造材：柱梁等造形材 Kノ3E1E 9020

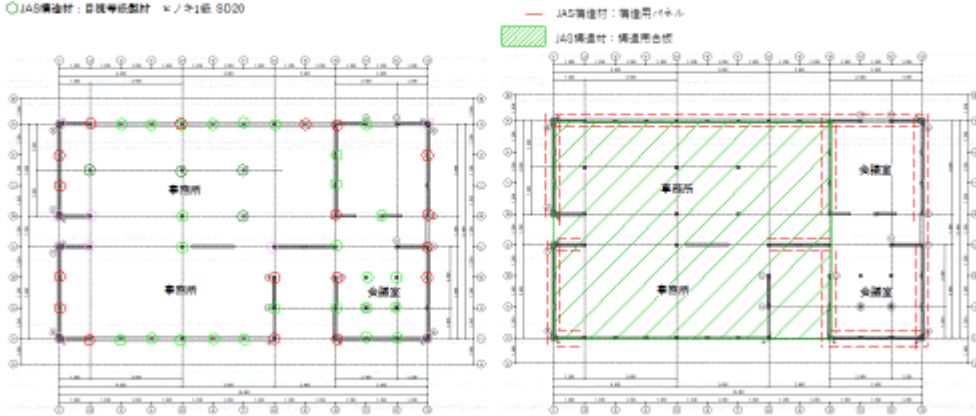


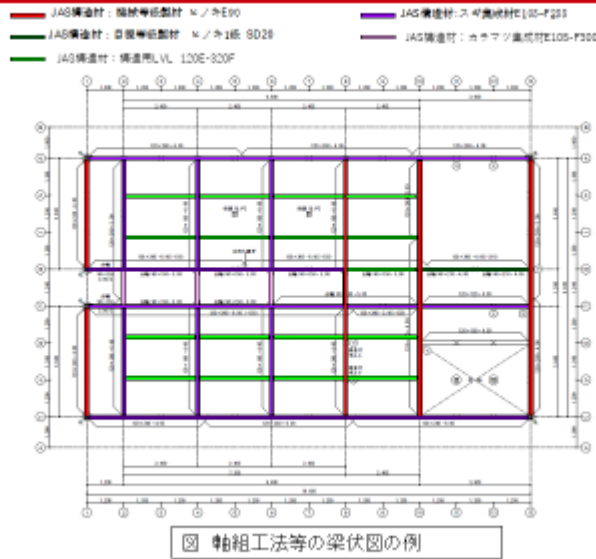
図 軸組工法等の平面図の例

(図2.3.3- 6)



# I : 事業申請: 提出図面(伏せ図の場合)

実証支援



Ver.1.2

(図2.3.3- 7)

P.32

# I : 事業申請: 見積書

実証支援

## ⑤ 見積書 (去紙と明細を合わせて提出する。)

見積書

令和4年4月1日

JAS構造材建設株式会社

下記の仕材と見積を申し上げます。

物件名: 全木建構事務所 新築工事

期: 別途打ち合わせ

見積有効期間: 令和4年4月末

目視等級については乾燥処理の表示が必要です。

株式会社 全木ノカト  
埼玉県●●●●●●●●  
〒042-●●●●-●●●●

金額 ¥ 3,800,000 (税込)

- 【記入項目】
- ☆は必須
- ☆部位
- ☆樹種
- ☆階数
- ☆JASの区分
- ☆JASの等級
- ☆寸法
- ☆数量
- ☆金額
- ☆材積

番号	名称	仕様	規格・仕様	寸法(mm)	数量(1区)	単価(円/区)	金額(円)	材積(m <sup>3</sup> )	備考
1	1階柱	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 100 × 3700	28	8,000	224,000	0.00	JAS構造材
2	1階柱	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 100 × 3700	8	8,000	64,000	0.00	JAS構造材
3	1階柱	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 100 × 3700	13	8,000	104,000	0.00	JAS構造材
4	1階柱	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 100 × 3400	3	8,000	24,000	0.00	JAS構造材
5	1階柱	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 100 × 3700	18	8,000	144,000	0.00	JAS構造材
6	土留	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 100 × 3000	50	8,000	400,000	0.00	JAS構造材
7	1階梁	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 110 × 3900	40	8,000	320,000	0.00	JAS構造材
8	1階梁	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 110 × 4000	08	8,000	64,000	0.00	JAS構造材
9	1階梁	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 120 × 3500	07	8,000	56,000	0.00	JAS構造材
10	1階梁	ヒノキ	JAS構造用製材材/100	100 × 120 × 4000	07	8,000	56,000	0.00	JAS構造材
11	大引梁	ヒノキ	製材/無等級	100 × 100 × 3000	1	8,000	8,000	0.00	JAS構造材
12	大引梁	ヒノキ	製材/無等級	100 × 100 × 3000	1	8,000	8,000	0.00	JAS構造材
00	造作欄干	ラーク	JAS構造用製材材/100	100 × 110 × 11	140	8,000	1,120,000	0.00	JAS構造材
00	造作欄干	ラーク	JAS構造用製材材/100	100 × 110 × 11	4	8,000	32,000	0.00	JAS構造材
00	引込み材				1区	8,000	8,000	0.00	
01	構造材ノカト費				1区	8,000	8,000	0.00	
02	引込み材ノカト費				1区	8,000	8,000	0.00	
03	送料				1区	8,000	8,000	0.00	
04	引込み				1区	8,000	8,000	0.00	
合 計							3,800,000		

・JASであること、JASの等級を明示してください。

Ver.1.2

(図2.3.3- 8)

P.33



書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定 ※	W チェック	補足チェック 問題点・指摘事項	是正 ※
チェック表	提出書類	—	該当する全ての項目にチェックあり。対応する書類の添付あり。				
様式1号	申請日付	宣言登録リスト	活用宣言の登録日以降で、5月28日(一次募集は5月14日)以前の日にてである。				
	宣言事業者No.	宣言登録リスト	活用宣言登録リストの番号と符合し、施工者として登録。				
	申請者	確認申請書	第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」である。			・委譲の場合: 委譲書チェック欄へ ・工事届の場合: 工事内容が記載された書類(建て主との請負契約書等)の添付	
		建設業の許可	建築工事または大工工事業の登録で、登録者と有効期間が適切。				
	1. 物件名	確認申請書	第二面【9.備考】記載と同じ。国主体の事業でない。				
	2. 所在地	確認申請書	第三面 □【1.地名地番】または□【2.住居表示】と一致する				
様式1号別添	5. 3件以上を申請する者	CW法登録認定証	クリーンウッド登録番号、登録日の記載があり、認定書と整合する。				
		安定供給協定書	締結ありでは、協定者が活用宣言登録され共同申請者として記載あり。			・活用宣言事業者 No ・共同申請 ・協定書の内容が適切である。 ・安定調達に係る資料の添付あり。	
	6. 用途	確認申請書	第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途なら第四面(建築物別)第五面(階別)も確認	
			08160(宗教施設)、08600(個室付浴場業等)のどちらでもない			・工事届では、主要用途44、46国家公務でない。	
			3階建て以下の08010(一戸建ての住宅)又は08060(住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの)でない			・工事届では3階建て以下の居住専用建築物又は居住産業併用建築物でない。 ・JAS構造材を使用した階が3以下であれば対象建物とならないので注意。	
	7. 階数	確認申請書	第三面【13.建築物の高さ等】の【ロ.階数】と一致する。				
	8. 延床面積	確認申請書	第三面【11.延べ面積】申請部分の床面積と一致。10㎡を超える。			・第三面【12.建築物の数】が複数又は複合用途ならば、第四面、第五面も確認する。	
	9. JAS構造材の種類	別紙1-2	材積を計上された構造材と同じ材にチェックが入れている。				
	10. 建て方完了予定日	—	書類受付日以降、11月30日(一次募集は8月31日)以前である。旬の欄にチェックあり。				
	11. 共同申請者の有無	—	「あり」では、様式1号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3件以上の申請: 安定供給協定事業者との共同申請	
委譲書	記載内容押印	様式1号	委譲書の締結者、工事名が正しく委譲元の押印がある。			・申請者が施工することが判る書類(工事受注書等)の添付。	
建築確認申請書	建築主	—	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体			・確認申請書 第1面~6面がある。 ・上記の表紙: 受付印または引受書の添付あり(基礎から上部で国から助成を受けていない)	
備考							

調達費 算定表 (入力 データ シート)	見積書ごとの値 引き率	見積書	見積書と総額、値引き額が同じ。			
	材料費(木材の み)		助成の区分、単価、JAS品目区分が正しい。			
	加工費		見積書又は請求書番号ごとに適切に仕 分けされているか。			
	運搬費		見積書の加工名称、加工費と一致			
調達費 算定表 (出力結 果シ ート)	見積書ごとの集 計値	見積書	見積書番号ごとの材積、材料費、加工 費、運搬費の合計が見積書等と整合して いる。			
	助成額		その他林産物の上限材積判定が「OK」 か			
	材料ごとの内訳		材積の合計がJASの種類ごとに一致す る。 材料費の合計がJASの種類ごとに一致す る。			
見積書	鑑・明細	様式1号	工事名、宛先(施工者)、発行者、見積日 が適切。			※申請者作成の場合、証明書として発行。調達先との関係を 示す資料も必要
			品目ごとにJASであることが明記されて いる。			・「JAS相当品」や「規格適合品」等の表示に注意。
			JASの区分が適切に表示されているか。			・機械等級製材と機械等級集成材の区別、目視等級製材と 機械等級製材の区別、構造用合板と構造用パネルの区別が ついていない場合がある。 ・「E70」や「EW」、「4×4」など、単体の名称では区別が曖昧 なものもあるのできちんとした表示を促す。
			目視等級製材を構造材として助成の場 合、乾燥処理材の記載あり。			・SD15 ・SD20/・D15 ・D20/・D25
			JAS構造材の構造用集成材は、 「中断面 75×150」以上である。			
			部材名が適切に記載されているか。			・柱材、梁材、土台材など
様式1号 別紙1	各数値	—	記入漏れなく、正しく切り捨て			
	1.木材使用量	調達費 算定表	総量、JAS使用量が整合する。 国産材使用量が妥当である。			・林産物JASの合計＝ ・上記の国産材 ≥リスト2、3の国産材合計
	2. 助成対象 となる階…	—	区分：助成となる階に応じた材積が記 入されている。			
	2. JAS構造材 使用量	調達費 算定表	JAS構造材、その他林産物JASが、 別紙2、3に正しく分けられる。			
		調達費 算定表	JAS構造材の使用量が、出力シートの材 積と同じ 構造用製材(目視等級)をJAS構造材と する場合に、構造用製材(機械等級)も JAS構造材に入っているか。 国産材使用量が記入されている。			
	2. その他JAS 上限値	調達費 算定表	上限材積量が正しい。			・調達費算出シートの自動計算値と一致する。
3.その他林産物 JAS内訳	調達費 算定表		品目が正しくチェックされ、出力シートの 材積と同じ。			※は指定構造部以外にしか使われない構造材。
			上限値(b)が別紙1-2と同じで、助成対 象となる材積が整合する。			
平面図 立面図 ・ 梁伏図 軸組図 ・ 配置図	凡例 および 図面表記	—	JAS構造材、その他林産物JASの区別、表記、 使用箇所が明確に識別できる			凡例： ・助成材の表記 ・着色 構造材： ・JAS ・品目 ・材種 その他林産物： ・JAS ・品目 ・材種
		—	JAS構造材は、「構造耐力上主要 な部分」に使われている。			・土台 ・柱 ・梁/桁等 ・小屋組 ・壁 ・床版 ・屋根版 ・斜材(単独なら不適)
		別紙 申請書記 入例： 階数の 考え方	その他林産JASはJAS構造材が使われて いない階では含まれていない。			
		—	3階建以下の場合、居住専用建築物又 は居住産業併用建築物でない(平面 図で部屋名も確認)。			・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。
		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。			
備考						

## Ⅱ：事務局からの通知

実証支援

### ■ 様式第2号 JAS構造材実証支援事業受付書

様式第2号  
JAS構造材実証支援事業受付書

受付番号  
申請者  
代表者

JAS構造材実証支援事業事務局  
代表者

提出日より申請が完了してJAS構造材実証支援事業申請書の受理が完了したことを通知します。  
なお、採択の結果については、様式3号にて通知いたします。

受付日

事業申請を受け付けたことを  
地域木材団体から通知いたします。  
採択の結果については、様式3号で  
連絡します。

### ■ 様式第3号 JAS構造材実証支援事業採択通知書

様式第3号  
JAS構造材実証支援事業採択通知書

採択番号  
採択者  
代表者

一般財団法人全国木材協会  
会長 菅野 啓 郎

採択より提出されたJAS構造材実証支援事業申請書の内容について、委員会が定める基準に適合する旨を通知いたしますので、通知します。  
なお、JAS構造材実証支援事業の採択については、JAS構造材実証支援事務局の決定が最終となります。

なお、採択より申請されたJAS構造材実証支援事業にのみ対応して、委員会が定める基準に適合する旨を通知いたしますので、通知します。

採択者  
実証事業

採択結果の通知になります。

Ver.1.2

(図2.3.3- 11)

P.34

## Ⅲ：施工中、施工終了後 やるべきこと

実証支援

### ■ 写真撮影(※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照ください。)

#### ① 荷受け検収写真

材料を現場に荷受けした際の写真  
検収ごと(トラックでの搬入の場合はトラックごと)に撮影

#### ② 施工写真

助成対象木材の写真撮影  
・JAS構造材の種類ごと、部材種ごと(柱、  
梁、壁、床 等)に撮影  
JASマークのあるものは、JASマークが  
わかるようにアップのものも撮る  
・施工状態がわかるように、内観の全体  
図がわかるような写真を、黒板無しで  
撮影

写真により確認できない  
部材は助成できない場合  
があります。

ア) 工事名  
イ) 撮影日時  
ウ) 位置  
エ) 部材名称  
JAS構造材は、その  
種類と部材名記載



Ver.1.2

P.35

(図2.3.4- 1)

### Ⅲ：施工中、施工終了後 やるべきこと

実証支援

#### ■写真撮影(※)

③建て方完了後に建物の全景写真(2方向から) 黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影

※ i～iiiのかかれた黒板とともに撮影  
(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種

#### ■交付申請書の書類作成

建て方終了後ではなく、揃えられる書類は事前に作成する。



写真 建物の全景写真の例

(図2.3.4- 1)

Ver.1.2

P.36

### Ⅲ：施工中、施工終了後 現地確認

実証支援

事務局および地方木材団体は、

一部の実証支援事業において、  
現地で建て方完了後のJAS構造材の利用状況を  
確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、  
事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、  
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

Ver.1.2

P.37

(図2.3.4- 2)

(図2.3.4- 3)

現地確認チェックリスト			
番号	(J90)	)	
申請者/物件名	( / )	)	
	チェック者	( )	
チェック項目	○・×・-	判定後の措置	
<b>様式1号と現地の確認</b>			
申請書の物件住所と現地の住所が合致しているか(スマホの所在地、番地の看板、周囲の環境等から判断)		×→支援対象外	
申請書の申請者と現地の建築工事確認表示板の工事施工者名と一致しているか		×→支援対象外	
申請時の図面と施工現場が一致しているか(変更があれば届出がなされているか)		×→支援対象外	
申請時の図面に記載の住宅部と施工現場が一致しているか(支援対象が住宅部となっていないか)		×→支援対象外	
助成対象としているすべての階でJAS構造材の使用が確認できるか?		×→支援対象外	
<b>JAS構造材の利用状況の確認(概ね全体使用予定量の半数以上について下記事項について確認)</b>			
構造用製材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	機械等級のJAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	柱・梁桁・トラス・土台	○無し →支援対象外
	目視等級は機械等級と同じ階での使用のみか。		
	目視等級のJAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	柱・梁桁・トラス・土台	
	目視等級は乾燥処理されたものか	柱・梁桁・トラス・土台	未乾燥材はその他JASで支援対象
表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正	
2×4製材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	横架材、縦枠・下枠・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他( )	○無し →支援対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部の壁、床、屋根のいずれかに使用されているか。		
集成材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	横架材、縦枠・下枠・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他( )	○無し →支援対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	図面どおりでない場合、断面は中断面以上か。		×→その他JASでの支援
	一部は構造部の横架材に使用されているか。		その他JASでの支援
LVL	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	横架材、縦枠・下枠・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他( )	○無し →支援対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部の横架材に使用されているか。		その他JASでの支援
CLT	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	層構成、寸法、材の種類が図面どおりか。		
	構造材として使用されているか。(金物の種類、使われ方から判断)		×→図面を修正 または支援対象外

様式1号と現地の確認			
その他林産物 JAS	JAS材料名を記入。		
	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。		
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
その他林産物 JAS	JAS材料名を記入。		
	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。		
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
その他林産物 JAS	JAS材料名を記入。		
	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。		
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
その他林産物 JAS	JAS材料名を記入。		
	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。		
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
その他林産物 JAS	JAS材料名を記入。		
	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。		
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
<b>図面のチェック方法</b>			
JAS表示の確認ができた箇所については図面の当該箇所に◎、表示がなくても寸法や材の種類が適正と思われるものについては○を記入。			
<b>撮るべき写真の種類</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の外観を撮影</li> <li>・建築工事確認表示板</li> <li>・部材種ごとに1枚以上。</li> <li>・JASマーク(できれば部材種ごと)</li> <li>・CLTは接合部(接合金物)を撮影。</li> </ul>			



## IV : 助成金交付申請

実証支援

### ■ 提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

### ■ 提出物

- ① 様式6号 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書  
別添 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料  
別紙 助成対象木材の明細及び交付申請書  
様式6号-2 JAS構造材実証支援事業報告書  
様式6号(共同申請) 3件以上の申請の場合
- ② 助成対象JAS構造材の実調達費がわかる資料  
(請求書、領収書及びその内訳が記載された明細書等)
- ③ 助成金算定表(エクセルデータ)  
林産物JASの使用量及び調達額がわかる資料
- ④ 公募を開始した日付以降に材料発注がされたことがわかる資料  
(発注書(明細書を含む。)、材料指示書等。発注請求書では代用できません。)
- ⑤ 合法伐採木材であることがわかる資料
- ⑥ 建築確認済証及び事業申請時に提出した建築確認申請又は建築工事届に変更があった場合、変更後の建築確認申請又は建築工事届の写し

Ver.1.2

P.38

(図2.3.5-1)

## IV : 助成金交付申請

実証支援

- ⑦ 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図、平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等(変更があった場合は明記すること)
- ⑧ 工事記録写真
  - a. 材料荷受け時の検収写真(検収毎)
  - b. 助成対象木材のJAS構造材の種類ごと、部材種ごとの写真(JAS構造材の種類ごと、部材種ごとに1枚以上)
  - c. 建て方終了時に建物の全景写真(2方向から)
  - d. 施工状態がわかるように、各階の内観の全体像がわかる写真
 (について(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種を記載した黒板と共に撮影したもの)
- ⑨ 建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面
- ⑩ その他事務局が助成金の査定に必要な資料  
工程表

Ver.1.2

P.39

(図2.3.5-2)

## IV : 助成金交付申請

実証支援

※助成金算定表の数値と整合するように作成してください。

様式1号別紙1の申請時データを転記し、それと同じ要領で算定した実績データを記入

表3の(1)、(2)、(3)を比較して最も低い金額を千円未満切り捨てて記載する。ただし、上限額を上回る場合は該当する上限額を記載する。

Ver.1.2

P.40

(図2.3.5-3)

## IV : 助成金交付申請

実証支援

※合法伐採木材の証明書の記載例

事業者に作成してください。

グリーンウッド法の認証木材関連事業者であれば登録番号、品目認証の認定取替番号等、林野庁ガイドラインの認証を受けた事業者は認定番号も記載する。該当なしの場合無記入。

3件以上申請する場合で、安定供給協定による場合は、共同申請の書類も提出してください。

株式会社A (法人)		株式会社B (法人)	
品目認証番号	品目認証番号	品目認証番号	品目認証番号
登録番号	登録番号	登録番号	登録番号
認定取替番号	認定取替番号	認定取替番号	認定取替番号
事業者名	事業者名	事業者名	事業者名
代表取締役・氏名	代表取締役・氏名	代表取締役・氏名	代表取締役・氏名

Ver.1.2

P.41

(図2.3.5-4)

(図2.3.5-5)

JAS転換支援事業（事業申請）事務局用チェック表						
						確認① ( )
	事業No. : JT4	-				確認② ( )
	事業者名 :					確認③ ( )
【事業申請】						
提出書類有・無	チェック内容	確認① ○・×	確認② ○・×	確認③ ○・×	指摘事項	結果
1 用途の区分	<input type="checkbox"/> 08010 又は 08060					
2 様式1号	<input type="checkbox"/> 申請日付の記載があるか 会社名、住所、代表者氏名の記載があるか 施工実証、設計実証が○印で選択されているか（両方○印でもOK） ☆ 施工実証申請者【（1）】に全て記載があるか ☆ 設計実証申請者【（2）】に全て記載があるか 契約は令和3年12月20日以降であるか 共同申請者の有無。「あり」の場合、様式1号（共同申請）が必要					
3 様式1号 別添 (転換事業申請書付属資料)	<input type="checkbox"/> ☆ 施工実証【1.施工実証】に全て記載があるか ☆ 設計実証【2.設計実証】に全て記載があるか 助成対象は地上3階建てか又は床面積が500㎡以上のものか 新築及び増改築する助成対象の床面積（非木造部分を除く）が10㎡を超えるものか 建て方完了日が11/30より前か（交付申請≠切=11/30） 施工実証する部材等に羽柄材がある場合が横架材も使用となっているか					
イ 添付資料について	<input type="checkbox"/> ☆（施工実証）過去の資料の添付はあるか（又は当該物件のJAS転換前の見積書等はあるか） ☆（施工実証）今回の資料の添付はあるか 発注はまだなされていないか ☆（設計実証）過去の資料の添付はあるか（又は当該物件のJAS転換前の見積書等はあるか） ☆（設計実証）今回の資料の添付はあるか ☆（設計実証）転換に係る工夫は記入されているか					
3棟以上の申請の場合 (同一申請者が3棟目になった時)	<input type="checkbox"/> (1) クリーンウツの添付はあるか (2) もりんく」の登録又は宣言業者との共同申請はあるか 急ぎのメモ等あった場合は、設計チームに確認 ※指摘は設計チームに一任					
4 様式1号 別紙1 (助成対象の明細)	<input type="checkbox"/> 記載されているか エクセルデータ（算定表）がメールで届いているか ※設計担当チェック後に再度 助成金額を確認					
5 建築業または大工工事業の許可証のコピー ※部材転換のみ必要	<input type="checkbox"/> 建設業許可証は期限内か、申請者名義か ※「許可開始日」の場合は開始から5年以内 許可種類に建築工事業もしくは大工工事業が含まれているか					
6 建築確認申請書または建築工事届のコピー	<input type="checkbox"/> 確認申請受領印（本受付）があるか ※仮受書、事前見積書、事前審査願いは不可 (ない場合は受理書等が必要) 第一面から第六面まであるか 施工者が申請者と同じか ※異なる場合は、工事請負契約書等+委嘱書の書類が添付されているか、または、確認申請書の変更届等が添付されているか 第二面 6.工事施工者が未定ではないか 木造 or 木造とその他構造との混構造 かどうか 設計者が申請者と同じか（設計実証申請のみ） ※異なる場合は、発注者との契約関係が明確+建築が確実な資料が必要 建築工事届（受付印のあるもの 第1面から第3面）でも OK					
7 建築士事務所登録の写し ※設計転換のみ必要	<input type="checkbox"/> 転換実証事業の物件の設計者であること					
8 様式1号 別紙2 (同意書)	<input type="checkbox"/> すべて「はい」にチェックがあるか 事業申請者の名称・代表者氏名が記載されているか 同意書に建築主の住所・氏名・押印があるか 物件の名称が建築確認申請と同じか コピーであるか(原本の場合は返却要) ※他の補助事業を併用する場合は国費が含まれないことを確認した資料が必要					
9 図面	<input type="checkbox"/> 図面がそろっているか（平面図、立面図、軸組図、伏図、配置図） 図面上に木材の色分けがあるか 代替材名称(種類)が記載されているか 設計実証 <input type="checkbox"/> 設計見積書等					
10 振込口座情報と通帳該当ページのコピー	<input type="checkbox"/> 振込口座の情報及びその情報が確認できる通帳の該当ページのコピー 口座情報が様式1号の申請者と相違がないか					

令和3年 JAS個別実証 6号 交付申請書チェックシート

(図2.3.5-6)

事業No.					確認者1 ( )
事業者名					確認者2 ( )
現場名					
書類名称(有無をチェック)	確認事項	○/×	問題点・指摘事項	確認結果	
1 様式6号	<input type="checkbox"/> 申請日付の記載があるか 物件名・物件住所は申請と同じか ※6号リストで確認				
2 別紙1 (助成対象木材の明細)	<input type="checkbox"/> 別紙1-1~3が記入されているか				
3 別紙2 (交付申請額)	<input type="checkbox"/> 別紙2-1~3が記入されているか 別紙2-1が事業申請採択の金額と同じか → 交付申請額は別紙2-1~3の内一番低い金額か				
4 報告書(アンケート)	<input type="checkbox"/> 助成対象木材のアンケートがあるか				
5 算定表	<input type="checkbox"/> Excelデータ 紙媒体 <input type="checkbox"/> 金額が出力シートに反映されているか				
6 請求書	<input type="checkbox"/> 宛先が調達先から申請者宛か 請求明細書があるか <input type="checkbox"/> JAS区分、材積、金額の記載があるか ※記載がない場合のみ指摘し内容には触れない 算定表と矛盾がないか(設計にて指摘。事業者には指摘不要)				
7 注文書(材料発注書)	<input type="checkbox"/> 材料発注とわかる書類か 宛先が申請者から調達先か 日付が1号の決定通知書以降か →				
8 合法伐採証明書	<input type="checkbox"/> 申請者自身の名義で作成されているか <input type="checkbox"/> 木材明細・証拠となる書類が添付されているか。				
9 確認済証	<input type="checkbox"/> 「○」の場合は1号書類を確認し、6号書類へ移動する。 →				
10 図面	<input type="checkbox"/> 図面上に木材の色分けがあるか 上記の凡例があるか				
11 写真	<input type="checkbox"/> 物件名、撮影日時、位置、部材名称が記載されているか				
※事務方で指摘不要項目で、不備に気が付いた指摘箇所があったら、適宜メモを付けること					

事業Noを入力すると、事業者名・物件名が表示されます。  
※1号リストを参照しています。

調達費 算定表 (出力結 果シート)	請求書ごとの集 計値	請求書 (領収書)	請求書番号ごとの材積、材料費、加工 費、運搬費の合計が見積書等と整合して いる。				
	助成額		その他林産物の上限材積判定が「OK」 か				
	材料ごとの内訳		材積の合計がJASの種類ごとに一致す る。 材料費の合計がJASの種類ごとに一致す る。				
請求書 または 領収書	鏡・明細	様式6号	工事名、宛先(施工者)、発行者、発行日 が適切。		※申請者が作成なら、証明書として発行。調達先との関係を 示す資料も必要		
		—	品目ごとにJASであることが明記されてい る。		・「JAS相当品」や「規格適合品」等の表示に注意。		
		—	JASの区分が適切に表示されているか。		・機械等級製材と機械等級集成材の区別、目視等級製材と 機械等級製材の区別、構造用合板と構造用パネルの区別が ついていない場合がある。 ・「E70」や「EW」、「4×4」など、単体の名称では区別が曖昧 なものもあるのできちんとした表示を促す。		
		調達費算定 表	材積と金額の明細が確認できるか。		・加工費、運搬費の根拠あり。 ・工事総額、値引きが整合する。 ・合計金額に変更がなく、事業申請時の見積どおりと記載さ れた場合は確認を省略可能		
		様式6号 別紙1	目視等級製材を構造材として助成の場合、 乾燥処理材の記載あり。		・SD15 ・SD20/・D15 ・D20/・D25		
		様式6号 別紙1	JAS構造材の構造用集成材は、 「中断面 75×150」以上である。				
			部材名が適切に記載されているか。		・柱材、梁材、土台材など		
様式6号 別紙1	各数値	—	記入漏れなく、正しく切り捨て				
	1.木材使用量	調達費 算定表	総量、JAS使用量が整合する。 国産材使用量が妥当である。		・林産物JASの合計＝ ・上記の国産材 ≧リスト2、3の国産材合計		
	2.助成対象 となる階、、	—	区分：助成となる階に応じた材積が記 入されている。				
	2. JAS構造材 使用量	請求書 図面	JAS構造材、その他林産物JASが、 リスト2、3に正しく分けられる。				
		調達費 算定表	JAS構造材の使用量が、出力シートの材 積と同じ				
			構造用製材(目視等級)をJAS構造材と する場合に、構造用製材(機械等級)も JAS構造材に入っているか。 国産材使用量が妥当である。				
2. その他JAS 上限値	調達費 算定表	上限材積量が正しい。		・調達費算出シートの自動計算値と一致する。			
3.その他林産物 JAS内訳	調達費 算定表	品目が正しくチェックされ、①材積： その 他林産物JASの各値と同じ。 上限値(b)が別紙1-2と同じで、助成対 象となる材積が整合する。		※は指定構造部以外にしか使われない構造材。			
様式6号 別紙2	1. 事業申請時の JAS構造材の使用 材積に単価を乗じ た金額	事業申請時の 調達費算定表	事業申請時の調達費算定表の金額と一 致する。		・事業申請時の調達費で助成額が決まってしまう場合は、使 用材積に単価を乗じた金額とする。		
	2. JAS構造材の 実際の実績に単 価を乗じた金額	別紙1	別紙1と材積が一致する。				
	3.調達費	調達費 算定表	調達費算定表の値引き後の金額が一致 する。				
	交付申請額	—	1, 2, 3を比較して一番低い額になってい る。				

様式6号 -2 (共通)	①~⑧	-	記述欄の記載事項について具体的に書かれているか。		・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。
	②	添付平面図等	変更後の構造が添付図面等と一致しているか。		
	⑨	-	国が行う事業との重複が無いか。ある場合は基礎から上の部分かを確認する。		・県や市町村の事業であっても元々の財源が国である場合は重複となる。 ・森林環境譲与税を財源とする場合は重複にならない。
様式6号 -2-① (機械等級 構造用製 材ほか)	①	-	JAS構造材の種類のいずれかに○が付いているか。		
	①~④	-	記述欄の記載事項について具体的に書かれているか。		・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。
様式6号 -2-② (CLT)	①~⑤	-	記述欄の記載事項について具体的に書かれているか。		・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。
	構造の工法		軸組構造、2×4工法、CLTパネル工法、RC造、S造等の構造種別を代表する名称が記載されているか。●●構法などの商品名は不可。		
	設計ルート		壁量計算等、許容応力度設計、保有水平耐力設計、ルート1、ルート2、ルート3、限界耐力計算、時刻歴応答解析等の構造計算等の名称が書かれているか。		
	使用したCLTの 規格・数量等	-	単価は、単位が記入されているか。 - 強度等級／構成は正しく記入されているか。		
工事記 録写真	写真全般		工事名、撮影日時、位置、部材名称が明確に記載されているか。		※写真内に記載が無い場合にはやむを得ないので、写真張り付ける台紙の余白への記載を指示する。
			撮影日時は、発注書等の日付以降～交付申請書の日付間になっているか。		
	材料検収写真		助成対象木材の全ての種類が揃っているか。		建築現場着の写真。トラックに積んだ状態or荷下ろしされた積みされたもの。
	助成対象木材 の写真		助成対象木材の全ての部材が揃っているか。		・原則としてJASマークを写す
	CLT接合部の 写真		想定される接合部の種類が一通りそろっているか。		・耐力壁の場合は壁頭部・壁脚部の写真、水平構面(床・屋根)の場合はパネルの継ぎ目部分の写真。耐力壁と水平構面の接合部
建て方終了後 の全景写真		2方向からの写真が撮られているか。			
発注書、 材料指 示書等	鏡・明細	様式6号	工事名、宛先(施工者)、発行者が適切。		
		様式3号 様式6号	発注日が様式3号の発行日以降、建て方完了月以前。		
		-	JASであることが明記されている。		
クリーン ウッド法 に基づき 合法性 を証明で きる資料	鏡・明細	-	申請者名義となっているか。		
		-	合法性を確認した木材であることが明記されているか。		
		別紙1-2	明細が明記されているか。 別紙1-2の2と材積が一致する。		
建築確 認済証	-	-	確認済証の有無		
建築 確認 申請書	建築主	※確認申請書の提出があった場合にチェックを行う。	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体		・確認申請書 第1面～6面がある。 ・表紙に受付印または引受書の添付あり (基礎から上部で国から助成を受けていない)

平面図 立面図 ・ 梁伏図 軸組図 ・ 配置図	凡例 および 図面表記	—	JAS構造材、その他林産物JASの区別、表記、使用箇所が明確に識別できる		凡例：・助成材の表記 ・着色 構造材：・JAS ・品目 ・材種 その他林産物：・JAS ・品目 ・材種	
		—	JAS構造材は、「構造耐力上主要な部分」に使われている。		・土台 ・柱 ・梁／桁等 ・小屋組 ・壁 ・床版 ・屋根版 ・斜材(単独なら不適)	
		見積書等の表記含む	<b>製材</b> は、JAS構造材の機械等級、目視等級(乾燥材)に区別されている <b>2×4材</b> は、JAS枠組壁工法構造用製材(及びたて継ぎ材)である		・機械等級製材と 集成材の混同がない。	
			構造用 <b>集成材</b> は、JAS構造材の「中断面 <b>75×150</b> 」以上である。			
			構造用 <b>LVL</b> は、JAS構造材の単板積層材である。			
			<b>CLT</b> は、JAS構造材である。 注：Jパネル t36は非JASで対象外			
		別紙 申請書記入例：階数の考え方	その他林産物JASはJAS構造材が使われていない階では含まれていない。			
		—	3階建以下の一戸建の住宅でない(平面図で部屋名も確認)。			
		別紙 申請書記入例：階数及び住宅部分の考え方	3階建以下の併用住宅の住居部は、非住宅部分と区別・除外されている 住宅／非住宅のJAS構造材・その他林産物JASが正しく区別されている		・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。	
確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。					
備考						





I : 事業申請
転換実証支援

**■ 提出先**  
申請する物件の住所にある地域木材団体

**■ 提出物**

(1) 施工実証

- ① 転換実証事業申請書  
様式第1号、別添、別紙1、別紙2(施主への確認・同意書)
- ② 見積書(助成対象木材の予定使用量、予定調達額がわかる資料)及び助成金算定表(エクセルデータ)
- ③ 建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し
- ④ 建築確認申請書のコピー(設計図があること)
- ⑤ 申請物件の助成対象となるJAS構造材等が判別可能な配置図・平面図・立面図・柱網図・梁伏せ図等
- ⑥ 申請者が委譲を受けた者の場合、委譲書及び当該物件の施工者との関係がわかる資料(契約書等)
- ⑦ 申請数が3件以上の事業者は、  
・ クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証のコピー  
・ 事業者は、「もりんく」の登録情報又は安定供給協定の締結等に関する資料及び共同申請
- ⑧ 助成金振込先の銀行口座情報

(2) 設計実証

上記の(1)の②については、設計見積書等、③については、建築士事務所の登録の写し、④については、令和3年12月20日以降に設計契約等を締結したことを証明する資料とするほかは(1)に準ずる。

Ver.1.2

(図2.3.3-1)

P.19

I : 事業申請一別添
転換実証支援

## 1. 施工実証

- 申請する建築物の情報を記入する
- 施工実証する部材等を記入する
- 建て方が完了する予定の時期
- 申請者が申請の要件を満たしているかの確認を申告する

Ver.1.2

(図2.3.3-2)

P.20

### 1. 施工実証

2. 3棟以上申請する場合は、次欄も記載する。

(1) クラウドクラウド建築業者： 登録申請： 無 有 日

(2) ① 本材料が対象のシステム「もろもろ」の登録済

② 認定申請済の認定申請した11種登録もろもろ認定済の認定申請済との関係申請

※ (1) ①は必ずかつ (2) ①②は、②のいずれかを選択する項目に記入し、該当することを証明する資料を添付する。

3. 転換の転換の理由

(1) 設計の転換

ア 転換設計について ① 該当する欄にチェックを入れ、転換の理由を記載

部材等	転換前の仕様・製品の仕様・サイズ等	転換後の仕様・製品の仕様・サイズ等
<input type="checkbox"/> 構造材		
<input type="checkbox"/> 設備材		
<input type="checkbox"/> 2×4工法構造用部材		

※：サイズは11種の認定申請済の仕様を記載

イ 設計事項について

認定申請済の仕様・製品の仕様・サイズ等又は仕様書、令状の申請物件の仕様・製品、仕様書又は仕様書

(2) 工法の転換

転換前の工法	転換後の工法
	<input type="checkbox"/> 工法の転換しない
	<input type="checkbox"/> 構造材、設備材を転換した( )工法
	<input type="checkbox"/> 2×4工法

- 3棟以上申請する場合は記入する
- 施工実証する部材等を記入する  
記入例  
「JAS構造材、RW集材材105×105×4m  
→JAS構造材、スギ機械等級製材105×120×4m」
- 部材転換がわかる資料を添付する  
(過去の施工物件については、令和元年度～令和2年度に実施したものを添付。又は、本事業への申請にあたり、JAS材を使用するものに部材転換した場合は、転換する前の資料でも良い。)

(図2.3.3-3)

### 2. 設計実証

2. 設計実証

1. 事業計画 申請書添付欄(事業計画書添付欄に併記します。)

2. 事業計画

3. 物件名

4. 物件の所在地

5. 設計実証する物件の概要

用途区分： 用途：

6. 物件の階数

7. 転換の理由

8. 転換に用いる部材・構造

構造材  
 設備材  
 申請書添付欄の申請材

9. 設計実証する物件

ア 物件名  名称  種別

イ 所在地(市町村) (申請区分)  市  区  町  村

ウ 設計開始年月日 年 月 日

10. 設計実証する物件の完了予定日

令和 年 月 日  上  中  下 号

11. 申請の要件を満たす確認事項

(1) 設計実証(第4の2項)

建築士等の建築士事務所との契約を受けています  はい

(2) 高度(第3の2項)

ア 交付後指定図に定める事項を行う必要及び具体的な計画を有し、事業全体の目的を達成できる能力を有しています  はい

イ 高度事業計画に定める事項及びその他の事項について、適切な管理体制及び計画能力を有しています  はい

ウ 「計画書添付」に基づき関係法令又は関係法令を遵守していません  はい

エ 関係法令に基づき関係法令を遵守していません  はい

- 申請する建築物の情報を記入する
- 施工実証する部材等を記入する
- 建て方が完了する予定の時期
- 申請者が申請の要件を満たしているかの確認を申告する

(図2.3.3-4)

2. 設計実証

2. 主要以上申請する場合は、各欄も記載する。

(1) 3次元CADの図面取得等  取得方法: 協 定

(2) 3次元図面データが「もろもろ」の取得等

※(1) 又は(2)又は(3)又は(4)のいずれか1つ以上の取得方法を記載する。取得方法を記載する資料を添付する。

3. 転換の実証の取組

(1) 取組の取組

ア 転換取組について (該当する欄にチェックを記入し、具体的な内容を記載)

取組名	転換前の仕様	転換後の仕様
<input type="checkbox"/> 構造材		
<input type="checkbox"/> 設備材		
<input checked="" type="checkbox"/> その他(転換後取組)		

イ 取組の取組について (過去の設計物件について) (過去の設計物件の取組は転換前、今回の設計物件の取組は転換後の取組)

(2) 3次元図面

取組前の仕様	取組後の仕様
<input type="checkbox"/> 3次元図面なし	<input checked="" type="checkbox"/> 3次元図面あり
<input type="checkbox"/> 構造材、設備材を別々に	<input checked="" type="checkbox"/> 3次元図面あり
<input type="checkbox"/> 3次元図面あり	<input checked="" type="checkbox"/> 3次元図面あり

- 3棟以上申請する場合は記入する
- 設計実証する部材等を記入する  
記入例  
「JAS構造材、RW集材材105×105×4m  
→JAS構造材、スギ機械等級製材105×120×4m」
- 部材転換がわかる資料を添付する  
(過去の設計物件については、令和元年度～令和2年度に実施したものを添付。又は、本事業への申請にあたり、JAS材を使用するものに部材転換した場合は、転換する前の資料でも良い。)

(図2.3.3-5)

※助成金算定表の数値と整合するように作成してください。

1. 使用する全ての木材の材積を記入する

2. 助成対象となる木材の種類別の転換の有無と木材使用量を記載する。

3. 構造用合板と構造用パネルについて「調達費算定表」により算出した調達費を木材費、木材加工費、運搬費に分けて記入する

(1)の算定額を千円未満切り捨てて転記する。ただし(3)の上限額を上回る場合は該当する上限額を記載する。

(図2.3.3-6)



## I : 事業申請 : 提出図面・平面図の場合

転換実証支援

### ④申請物件の助成対象となるJAS構造材及びJAS製品が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等 (転換したJAS構造材等を図示)

<軸組工法 平面図の例> (前掲組壁工法もこれに準ずる)

- JAS構造材 : 橋脚等鉄製材 ヒノキE90
- JAS構造材 : 目視等級製材 ヒノキ1級 SD20

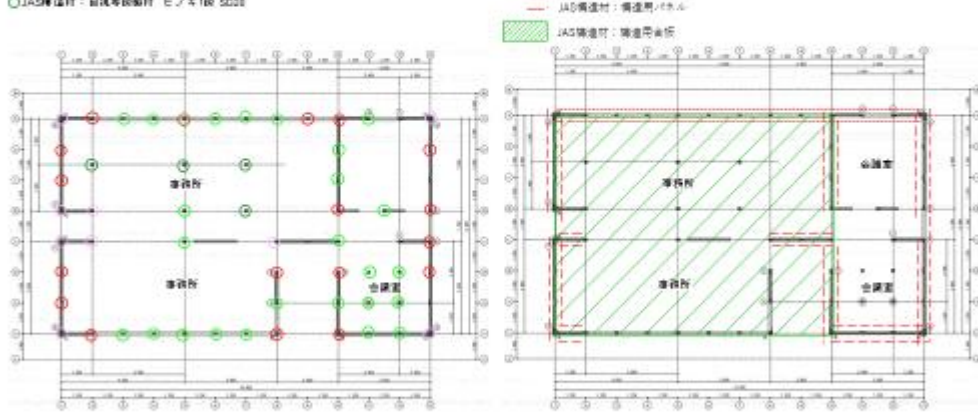


図 軸組工法等の平面図の例

Ver.1.2

P.27

(図2.3.3-9)

## I : 事業申請 : 提出図面(梁伏せ図の場合)

転換実証支援

- JAS構造材 : 橋脚等鉄製材 ヒノキE90
- JAS構造材 : スチール製材 E183-F208
- JAS構造材 : 目視等級製材 ヒノキ1級 SD20
- JAS構造材 : コナラ製材 E105-F300
- JAS構造材 : 橋脚用LVL 120E-320F

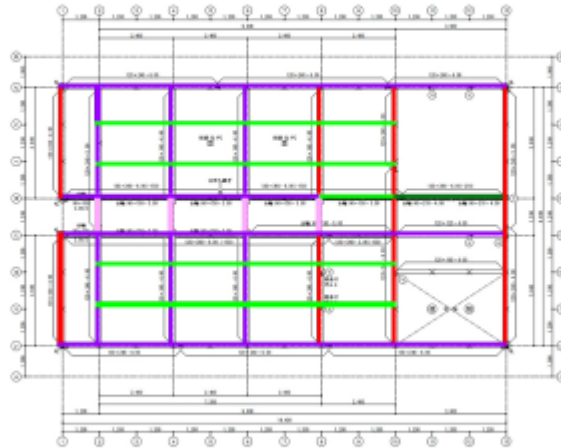


図 軸組工法等の梁伏せ図の例

Ver.1.2

P.28

(図2.3.3-10)

# I : 事業申請:見積書

転換実証支援

## ⑤見積書 (表紙と明細を合わせて提出する。)

見 積 書

令和2年4月1日

JAS構造材建設株式会社 御中

下記の材料数量が押上げます。

地 址 名: 国土建業院 新築工事

積 累: 別添付書合わせ

見積有効期間: 令和2年4月末

目視等級については乾燥  
処理の表示が必要とな  
ります。

株式会社 国土建業院

埼玉県●●●●●●●●●●

TEL 042-●●●●-●●●●

金 額 ￥ 3,800,000 (税込)

- 【記入項目】
- ☆は必須
- ☆部位
- ☆樹種
- ☆JASの区分
- ☆JASの等級
- ☆寸法
- ☆数量
- ☆金額
- ☆材積
- ☆転換した部材  
(手書きで可)

番号	名称	樹種	規格・寸法	寸法(mm)	数量 (個)	単価 (円/個)	金額 (円)	材積 (m <sup>3</sup> )	備考
1	1階柱	ヒノキ	JAS構造用乾燥材/200	105 × 105 × 2720	28	高	高	高	JAS構造材
2	1階柱	ヒノキ	JAS構造用乾燥材/250	105 × 105 × 3350	8	高	高	高	JAS構造材
3	1階柱	ヒノキ	JAS構造用乾燥材/300	105 × 105 × 3950	19	高	高	高	JAS構造材
4	1階柱	ヒノキ	JAS構造用乾燥材/350	105 × 105 × 4400	3	高	高	高	JAS構造材
5	1階柱	ヒノキ	JAS構造用乾燥材/110番2000	105 × 105 × 3700	18	高	高	高	JAS構造材
6	土柱	ヒノキ	JAS構造用乾燥材/110番2000	105 × 105 × 3050	50	高	高	高	JAS構造材
7	1階梁	スギ	JAS構造用乾燥材/150-F325	105 × 110 × 3500	40	高	高	高	JAS構造材
8	1階梁	スギ	JAS構造用乾燥材/150-F325	105 × 110 × 4000	08	高	高	高	JAS構造材・乾燥
9	1階梁	スギ	JAS構造用乾燥材/150-F325	105 × 120 × 3500	07	高	高	高	JAS構造材
10	1階梁	スギ	JAS構造用乾燥材/150-F325	105 × 120 × 4000	07	高	高	高	JAS構造材・乾燥
11	土間壁	ヒノキ	特等/無等級	105 × 105 × 3050	1	高	高	高	乾燥処理済
12	土間壁	ヒノキ	特等/無等級	105 × 105 × 3050	1	高	高	高	乾燥処理済
13	柱頭継ぎ	ラワン	JAS構造用乾燥材/特等1番0-C	100 × 110 × 11	140	高	高	高	JAS構造材
14	柱頭継ぎ	ラワン	JAS構造用乾燥材/特等1番0-C	100 × 110 × 11	4	高	高	高	JAS構造材
15	プレキャスト部				1式	高	高	高	
16	構造材プレキャスト				11	高	高	高	
17	設備材プレキャスト				15	高	高	高	
18	部材				1式	高	高	高	
19	部材				1式	高	高	高	
20	部材				1式	高	高	高	
合 計						高	高	高	

\* JASであること、JAS  
の等級を明示してくだ  
さい。

Ver.1.2

P.29

(図2.3.3-11)

JAS転換支援事業（交付申請） 事務局用チェック表									
									確認① ( )
	事業No. : JT4	-							確認② ( )
	事業者名 :								確認③ ( )
【事業申請】									
	提出書類有・無		チェック内容	確認① ○・×	確認② ○・×	確認③ ○・×	指摘事項	結果	
1	チェックシート	<input type="checkbox"/>							
2	様式6号	<input type="checkbox"/>	交付申請日付の記載があるか 会社名、住所、代表者氏名の記載があるか 施工実証、設計実証が○印で選択されているか（両方○印でもOK） ☆ 施工実証申請者【(1)】に全て記載があるか ☆ 設計実証申請者【(2)】に全て記載があるか 共同申請者の有無。「あり」の場合、様式6号（共同申請）が必要						
3	様式1号 別添 (転換事業申請書付属資料)	<input type="checkbox"/>	☆ 施工実証【1.施工実証】に全て記載があるか（事業申請時の内容は相違ないか） ☆ 設計実証【2.設計実証】に全て記載があるか（事業申請時の内容は相違ないか） 助成対象は地上3階建てか又は床面積が500㎡以上のものか 新築及び増改築する助成対象の床面積（非木造部分を除く）が10㎡を超えるものか 建て方完了日が11/30より前か（交付申請〆切=11/30） 施工実証する部材等に羽柄材がある場合が横架材も使用となっているか						
	イ 添付資料について	<input type="checkbox"/>	☆ (施工実証) 過去の資料の添付はあるか（又は当該物件のJAS転換前の見積書等はあるか） ☆ (施工実証) 今回の資料の添付はあるか 発注はまだなされていなか ☆ (設計実証) 過去の資料の添付はあるか（又は当該物件のJAS転換前の見積書等はあるか） ☆ (設計実証) 今回の資料の添付はあるか 発注はまだなされていなか ☆ (設計実証) 転換に係る工夫は記入されているか						
	3棟以上の申請の場合 (同一申請者が3棟目になった時)	<input type="checkbox"/>	(1) グリーンウッドの添付はあるか (2)「もりんく」の登録又は宣言者との共同申請はあるか 急ぎのメモ等あった場合は、設計チームに確認 ※指摘は設計チームに一任						
4	様式1号 別紙1 (助成対象の明細)	<input type="checkbox"/>	記載されているか エクセルデータ（算定表）がメールで届いているか ※設計担当チェック後に再度 助成金額を確認						
5	様式6-2	<input type="checkbox"/>	対象転換木材の報告書は全て記入されているか						
	様式6-3	<input type="checkbox"/>	対象転換木材の報告書は全て記入されているか						
6									
7									
8									
9	図面	<input type="checkbox"/>	図面がそろっているか（平面図、立面図、軸組図、伏図、配置図） 図面上に木材の色分けがあるか 代替材名称(種類)が記載されているか						
	設計実証	<input type="checkbox"/>	設計見積書等						
10									

(図2.3.3-12)

JAS転換実証事業申請書チェックシート(2次)

受付No.	JT4	-0	物件名:	
			記入者(藤原)	( ) 最終チェック者( )

※青字は部材転換、赤字は設計転換、黒字は両者に共通するチェック項目。

※欄: 適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「-」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定 ※	W チェック	補足チェック 問題点・指摘事項	是正 後 ※	
チェック表	提出書類	-	該当する全ての項目にチェックあり。対応する書類の添付あり。					
様式1号	申請日付		10月7日(2次募集)以前の日にちである。					
	申請者	様式1号 1. 申請者の概要	部材転換または設計転換の申請者と同一の法人である。					
	1(1)施工実証の申請者	確認申請書	第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」である。			・委譲の場合: 委譲書チェック欄へ ・工事届の場合: 工事内容が記載された書類 (建て主との請負契約書等)の添付		
		建設業の許可	建築工事業または大工工事業の登録で、登録者と有効期間が適切。					
	1(2)設計実証の申請者	確認申請書	第二面【3.設計者名】の欄に記載の「法人」である。			・意匠設計者または構造設計者が該当する。		
		建築士事務所登録の許可	登録者と有効期間が適切。 2級建築士事務所の場合、業務範囲が適切か。			・2級建築士事務所の業務範囲: 木造の場合、特定建築物と、1,000m <sup>2</sup> 超え且つ2階以上の一般建築物は設計できない。混構造の場合は別途確認すること。		
(1)(2) 3.共同申請者の有無	-		施工実証と設計実証の両方を申請する場合、施工者と設計者の共同申請になっているか。			・設計者と施工者の法人が同一の場合においては共同申請不要		
	-		「あり」では、様式1号(共同申請)に社名記載、押印あり					
様式1号 別添	3. 物件名	確認申請書	第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。					
	4. 物件の住所		第三面 □【1.地名地番】または□【2.住居表示】と一致する					
	5. 建築確認申請の物件の用途	確認申請書	第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。 08010(一戸建ての住宅)又は08060(住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの)であること			・複合用途なら第四面(建築物別)第五面(階別)も確認 ・工事届では居住専用建築物又は居住産業併用建築物であること。		
	6. 物件の階数	確認申請書	第三面【13.建築物の高さ等】の【ロ.階数】と一致する。					
	7. 延べ床面積	確認申請書	第三面【11.延べ面積】申請部分の床面積と一致。10㎡を超える。			・第三面【12.建築物の数】が複数又は複合用途ならば、第四面、第五面も確認する。		
	6. 物件の階数 7. 延べ床面積		3階建て、若しくは延べ床面積が500m <sup>2</sup> 以上のどちらかであること					
	8.施工実証する部材・構法/転換に取り組む部材・構法	-		羽柄材にチェックが入っている場合には横架材にもチェックが入っていること。				
		別紙1-2		転換の有無にチェックされた部材と同じ材にチェックが入れている。				
	9.実証する物件	確認申請書		ア. 新築・増改築の種別が一致する。 イ. 助成対象の木造部分が10㎡を超える。				
		-		設計転換のオ.契約年月日が令和3年12月20日以降であること。			・施主と申請者が同一会社である場合は、設計業務の開始日とする。(交付申請時に業務を開始したことを証明する資料(内部決裁書等)を添付してもらう旨を伝えること)	
10.建て方完了予定日	-		書類受付日以降、12月9日(2次募集)以前である。旬の欄にチェックあり。					
			建て方完了予定日以前に事業採択通知を発行可能(と思われる)か。			・間に合う見込みがなければ、事業担当者に相談の上、申請者に通知する。(取り下げや工期延長を念頭に) ・申請者のレスポンスが悪い場合には注意喚起すること。		



様式1号 別添	1～10	—	施工実証と設計実証の両方の申請の場合は、1～10の内容に齟齬が無いか。		1. 施工実証1～10と2. 設計実証1～10を相互確認する。		
	11.申請の要件を満たす確認情報	—	部材転換の(1)、(2)の全ての「はい」にチェックが入っている。				
		—	設計転換の(1)、(2)の全ての「はい」にチェックが入っている。				
	11.申請の要件を満たす確認情報(申請が3棟目以降の場合のみ)	CW法登録認定証	(1) クリーンウッド登録番号、登録年月日の記載があり、認定書と整合する。				
		証明する書類	(2)①～②のいずれかにチェックが入っており、証明する資料が添付されている。				
	11.申請の要件を満たす確認情報(申請が3棟目以降の場合のみ)	CW法登録認定証	(1) クリーンウッド登録番号、登録年月日の記載があり、認定書と整合する。				
		証明する書類	(2)①～②のいずれかにチェックが入っており、証明する資料が添付されている。				
	12.(1)ア転換部材について	—	転換前の部材は、転換後と樹種や断面寸法等が異なる部材か。 または、ノンJASからJASへの転換か。				
		過去物件の納品書または木拾い表	(1)ア表の記載内容と転換前の部材の内容が一致する。			転換前の樹種・製品の種類が符合すること サイズは樹種・製品の種類の組み合わせごとに代表的なものの1点以上で良い。	
		調達費算定表	(1)ア表の記載内容と転換後のJAS材の内容が一致する。			転換後の樹種・製品の種類が符合すること サイズは樹種・製品の種類の組み合わせごとに代表的なものの1点以上で良い。	
—		施工実証と設計実証の両方の申請の場合は、両者に齟齬が無いか。					
12.(2)工法の転換	—	転換後の工法でいずれかにチェックがあること					
	—	図面と照合し、転換前後の工法が一致していること。					
委譲書	記載内容押印	様式1号	委譲書の締結者、物件名が正しく委譲元の押印がある。		・部材転換の申請者が施工することが判る書類(工事受注書等)の添付。		
建築確認申請書	表紙	—	受付印または引受書があること		・確認申請書 第1面～6面がある。		
	建築主	—	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体		(基礎から上部の躯体工事は本事業以外に国から助成を受けていない)		
調達費算定表(入力データシート)	見積書ごとの値引き率	木材調達の 見積書	見積書と総額、値引き額が同じ。				
	材料費(木材のみ)		助成の区分(横架材、羽柄材、2×4材、その他×JAS構造材、JAS製品、ノンJAS等)、単価、JAS品目区分が正しい。			・横架材から土台が除かれているか。	
	加工費		見積書番号ごとに適切に仕分けされているか。				
	運搬費		見積書の加工名称、加工費と一致			加工費はプレカット加工や養生塗装費。組立費や図面作成費は含まれない。	
調達費算定表(出力結果シート)	見積書ごとの集計値	木材調達の 見積書	見積書番号ごとの材積、材料費、加工費、運搬費の合計が見積書等と整合している。				
	材料ごとの内訳		材積の合計がJASの種類ごとに一致する。				
			横架材、羽柄材、2×4材のJASの材積がノンJASより多い。			・JAS<ノンJASの場合は、「JAS材転換による助成が目的の事業であり、このままでは審査に落ちるので、少なくとも後〇〇m3はJASにしてください。」と誘導する。 ・場合によっては林野庁と協議。	
木材調達の見積書	様式1号	工事名、宛先(施工者)、発行者、見積日が適切。			※申請者作成の場合、証明書として発行。調達先との関係を示す資料も必要		
		品目ごとにJASであることが明記されている。			・「JAS相当品」や「規格適合品」等の表示に注意。		
		転換する品目が明示されている。			・手書きでも可。		
木材調達の見積書	鑑・明細	JASの区分が適切に表示されているか。			・機械等級製材と構造用集成材の区別、目視等級製材と機械等級製材の区別、構造用合板と構造用パネルの区別がっていない場合がある。 ・「E70」や「EW」、「4×4」など、単体の名称では区別が曖昧なものもあるのできちんとした表示を促す。 ・羽柄材は、JAS構造材かJAS製品か、区別できること。		
		目視等級製材を構造材として助成の場合、乾燥処理材の記載あり。	123		・SD15 ・SD20/ ・D15 ・D20/ ・D25		
		部材名が適切に記載されているか。			・横架材(梁桁、母屋など)、羽柄材(筋かい材、垂木など)、2×4材等が区別できること。		

設計の見積書等	鑑・明細	—	施工現場名、施主名等が一致する			
		—	意匠設計費、構造設計費が明示されている。			
発注書、材料指示書等	鏡・明細	—	※提出がない場合には、申請日以前に発注してないか。			・申請者にメールか電話で確認すること。
		様式1号	工事名、宛先(施工者)、発行者が適切。			(提出があった場合のみ)
		様式1号別添	発注日が10月3日以降、建て方完了月以前。			(提出があった場合のみ)
		—	JASであることが明記されている。			(提出があった場合のみ)
様式1号 別紙1	各数値	—	記入漏れなく、正しく切り捨て			
	1.木材使用量	調達費算定表	総量が整合する。			・林産物JASの合計＝ ・設計実証のみであっても書いてもらう
	2. 助成対象となる木材	—	横架材、羽柄材、2×4材の転換の有無にチェックが入っていること			
		調達費算定表	助成対象材の使用量が、出力シートの材積と同じ			・設計実証のみの場合には、なるべく書いてもらう。「書けない」と言われた場合のみ、空欄でも良い。
	3. 事業申請時に算定する助成金額	調達費算定表	構造用合板、構造用パネルの調達予定費が算定表と一致する。			
		設計の見積書等	設計実証算定額が算定表と一致する。			設計費の内訳明細は提出不要だが、申請者の手元に根拠を残しておくことを伝えること(指示内容をメールやメモで記録に残す)。根拠とは、例えば社内決裁で設計費を決定した経緯が分かる資料。
—	—	事業申請時の算定額が算定表と一致する。				
様式1号 別紙2	建築主の住所・氏名等	確認申請書	第二面【1.建築主】の住所、氏名と一致し、押印がある。			・共同申請の場合、事業申請者のみでよい。
—	1～4	—	1～4の全ての「はい」にチェックが入っている。			
平面図 立面図 ・ 梁伏図 軸組図 ・ 配置図	凡例 および 図面表記	—	助成対象材の区別、表記、使用箇所が明確に識別できる			凡例：・助成材の表記 ・着色 転換材：横架材、羽柄材、2×4材 JAS構造材：・JAS ・品目 ・材種 JAS製品：・JAS ・品目 ・材種
		様式1号別添	助成対象材は、「横架材」、「羽柄材」、「枠組壁工法の枠組材」に使われており、別添の8項にチェックのある部材・工法と一致している。			
		—	3階建、若しくは500m <sup>2</sup> 超えの居住専用建築物又は居住産業併用建築物であること。			
		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。			
備考						

### ■ 様式第2号 転換実証事業申請受付書

事業申請を受け付けたことを地域木材団体から通知いたします。  
採択の結果については、様式第3号で連絡します。

### ■ 様式第3号 転換実証事業審査結果通知書

採択結果の通知になります。

(図2.3.3-14)

## Ⅲ：施工中、施工終了後 やるべきこと

### ■ 写真撮影(※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照ください。)

- ① 荷受け検収写真  
材料を現場に荷受けした際の写真  
検収ごと(トラックでの搬入の場合はトラックごと)に撮影
- ② 施工写真  
助成対象木材の写真を撮影  
・JAS構造材等の種類ごと、部材種ごと(柱、梁、壁、床等)に撮影  
JASマークのあるものは、JASマークがわかるようにアップのものも撮る  
・施工状態がわかるように、内観の全体図がわかるような写真を、黒板無しで撮影

※転換の工夫点がわかるように撮影すること

写真により確認できない部材は助成できない場合があります。

ア) 工事名  
イ) 撮影日時  
ウ) 位置  
エ) 部材名称  
JAS構造材は、その種類と部材名記載



写真 施工写真の例

(図2.3.4-1)

■写真撮影(※)

- ③建て方完了後に建物の全景写真(2方向から)黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影

※ i～iiiのかかれた黒板とともに撮影  
(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種

■交付申請書の書類作成

建て方終了後ではなく、揃えられる書類は事前に作成する。



写真 建物の全景写真の例

(図2.3.4-2)

事務局(全木連)及び地方木材団体は、

一部の転換実証事業において、  
現地で建て方完了後のJAS構造材等の利用状況を確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

(図2.3.4-3)

(図2.3.4-5)

JAS転換実証 現地確認チェックリスト			
番号	(JT4 )		
申請者/物件名	( / )		
	チェック者( )		
チェック項目	○・×・-	判定後の措置	
<b>様式1号と現地の確認</b>			
申請書の物件住所と現地の住所が合致しているか(スマホの所在地、番地の看板、周囲の環境等から判断)		×→支援対象外	
申請書の申請者と現地の建築工事確認表示板の工事施工者名と一致しているか		×→支援対象外	
申請時の図面と施工現場が一致しているか(変更があれば届出がなされているか)		×→支援対象外	
申請時の図面どおり、3階建てもしくは500m <sup>2</sup> を超える住宅か。		×→支援対象外 面積は厳密に確認する必要はない	
工法の転換の場合は様式1号(別添)に記載の工法か。		×→支援対象外	
助成対象としているすべての階でJAS構造材の使用が確認できるか?		×→支援対象外	
<b>JAS構造材の利用状況の確認(概ね全体使用予定量の半数以上について下記事項について確認)</b>			
構造用製材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	機械等級のJAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	柱・梁桁・トラス・土台	○無し →支援対象外
	目視等級のJAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	柱・梁桁・トラス・土台	
	目視等級は乾燥処理されたものか	柱・梁桁・トラス・土台	未乾燥材はその他JASで支援対象
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
様式1号(別添)に記載の転換部材が確認できるか。サイズを変更した転換の場合には可能な限り寸法を計測する。できた部材名に○をチェック	横架材・羽柄材	○無し ×→助成対象外 ※工法転換を除く	
2×4製材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	横架材、縦枠・下枠・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他( )	○無し →支援対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	様式1号(別添)に記載の転換部材が確認できるか。サイズを変更した転換の場合には可能な限り寸法を計測する。		×→助成対象外 ※工法転換を除く
集成材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	柱、横架材、縦枠・下枠・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他( )	○無し →支援対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	様式1号(別添)に記載の転換部材が確認できるか。サイズを変更した転換の場合には可能な限り寸法を計測する。できた部材名に○をチェック	横架材・羽柄材	○無し ×→助成対象外 ※工法転換を除く
LVL	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	柱、横架材、縦枠・下枠・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他( )	○無し →支援対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	様式1号(別添)に記載の転換部材が確認できるか。サイズを変更した転換の場合には可能な限り寸法を計測する。できた部材名に○をチェック	横架材・羽柄材	○無し ×→助成対象外 ※工法転換を除く

CLT	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	層構成、寸法、材の種類が図面どおりか。		
構造用合板	パネルの配置が図面どおりか。		
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	壁・床・屋根 その他( )	
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	中国産JAS合板(ベンベンマオ・ニューマテリアル製)でない。		×→助成対象外
構造用パネル	パネルの配置が図面どおりか。		
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック	壁・床・屋根 その他( )	
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
<b>図面のチェック方法</b>			
JAS表示の確認ができた箇所については図面の当該箇所に◎、表示がなくても寸法や材の種類が適正と思われるものについては○を記入。			
<b>撮るべき写真の種類</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の外観を撮影</li> <li>・建築工事確認表示板</li> <li>・転換した部材(部材種ごと)</li> <li>・部材種ごとに1枚以上。</li> <li>・JASマーク(できれば部材種ごと)</li> <li>・CLTは接合部(接合金物)を撮影。</li> </ul>			

## IV : 助成金交付申請

転換実証支援

### ■ 提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

### ■ 提出物

#### (1) 転換実証

① 様式第6号 転換実証支援事業助成金交付申請書

別添 転換実証事業助成金交付申請書付属資料

別紙1 助成対象木材の明細及び交付申請額

様式第6号-2 転換実証のうち部材転換報告書

様式第6号(共同申請)

② 助成対象部材の実調費がわかる資料

(請求書、領収書及びその内訳が記載された明細書等)

③ 助成金算定表(エクセルデータ)

助成対象木材の使用量及び調達額がわかる資料

④ 工事記録写真

a. 材料荷受け時の検査写真(検査紙)

b. 助成対象木材のJAS構造材の種類ごと、部材種ごとの写真

(JAS構造材の種類毎、部材種ごと1枚)

c. 建て方終了時に建物の全景写真(2方向から)

d. 施工状態がわかるように、各階の内観の全体像がわかる写真  
について、(i) 工事名、(ii) 撮影日時、(iii) 部材種 を記載した黒板とともに  
撮影したもの

様式第6号 令和 年 月 日

転換実証事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材団体の連合会  
会長 事務 長

会務長 (共同申請の場合は代表者名)  
姓 氏  
代表者役職名・氏名

当団は、転換実証支援事業助成金交付申請書に基づき、申請物件における「施工実証→設計実証」  
に当たって、必要な費用を償還して助成金の交付を申請します。  
申請書に提出するものは以下のとおりです。

記

1. 申請書の複製 (添付するメニュー10-10にて複製)

(1) 施工実証の実績書

1. 事業団(当団)の名称・氏名	
2. 事業団(当団)の住所	〒
住所1	
Tel:	Fax:
E-mail:	
3. 申請対象となる部材の種類 (JAS) 申請(交付)の種別、「構造用木材(国産材)」又は「構造用木材(国産材)等」	□ 国産材
4. 交付申請書で添付した写真の枚数(枚)	□ 枚
日付(年/月/日)	
※WebサイトのURLの記入は必須ではありません。	

(2) 設計実証の実績書

1. 事業団(当団)の名称・氏名	
2. 事業団(当団)の住所	〒
住所1	
Tel:	Fax:
E-mail:	
3. 申請対象となる部材の種類 (JAS) 申請(交付)の種別、「構造用木材(国産材)」又は「構造用木材(国産材)等」	□ 国産材
4. 交付申請書で添付した写真の枚数(枚)	□ 枚
日付(年/月/日)	
※WebサイトのURLの記入は必須ではありません。	

受付締切  
令和4年11月30日(必着)

P.34

(図2.3.5-1)

## IV : 助成金交付申請

転換実証支援

⑤ 審査結果通知書の日付以降に材料発注がされたことがわかる資料  
(発注書、材料指示書等。発注請求書では代用できません。)

⑥ 申請物件の助成対象となるJAS構造材等が判別可能な配置図、平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等(変更があった場合は明記すること)

⑦ 建築確認済証及び事業申請時に提出した建築確認申請又は建築工事届に変更があった場合、変更後の建築確認申請又は建築工事届の写し

⑧ 合法伐採木材であることがわかる資料

⑨ 建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面  
<https://www.rinya.maff.go.jp/mokusan/mienka.html>

⑩ その他事務局が助成金の査定に必要な資料

#### (2) 設計実証

① 上記(1)の①のうち様式第6号-2の代わりに、様式第6号-3 転換実証のうち設計転換報告書(設計)

その他は、上記(1)に準ずる。

Ver.1.2

(図2.3.5-2)

P.35

# IV : 助成金交付申請

転換実証支援

※助成金算定表の数値と整合するように作成してください。

→ 様式第1号別紙1の申請時データを転記し、それと同じ要領で算定した実績データを記入

→ 表3の(1)、(2)、(3)を比較して最も低い金額を千円未満切り捨てで記載する。ただし、上限額を上回る場合は該当する上限額を記載する。

Ver.1.2

P.36

(図2.3.5-3)

# IV : 助成金交付申請

転換実証支援

※合法伐採木材の証明書の記載例

合法伐採証明

GREEN WOOD CO., LTD.

GREEN WOOD CO., LTD.  
代表取締役社長 田中 健太郎  
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

（申請した内容）を証明した下記証は、当該事業者が合法伐採した木材に関する証明となります。当該証を提出した木材です。

（申請した内容）を証明した下記証は、当該事業者が合法伐採した木材に関する証明となります。

合法伐採木材の証明は、全ての申請者が提出する必要があります。

→ 事業者申請者名義で作成してください。

→ グリーンウッド社の合法伐採認定事業者であれば申請番号、森林認証の認定取得番号、林野庁認定ダイヤルの団体認定を受けた事業者が認定番号を記載する。該当なしの場合は申請番号を記入

様式第1号（高付申請）

申請者情報 申請者 申請者住所 申請者電話番号 代表取締役名・氏名	申請者情報 申請者 申請者住所 申請者電話番号 代表取締役名・氏名	申請者情報 申請者 申請者住所 申請者電話番号 代表取締役名・氏名
申請者情報 申請者 申請者住所 申請者電話番号 代表取締役名・氏名	申請者情報 申請者 申請者住所 申請者電話番号 代表取締役名・氏名	申請者情報 申請者 申請者住所 申請者電話番号 代表取締役名・氏名

3棟以上申請する場合で、安定供給協定による場合は、共同申請の書類も提出してください。

Ver.1.2

P.37

(図2.3.5-4)



(図2.3.5-5)

JAS転換支援事業（交付申請） 事務局用チェック表						
事業No: JT4 -						確認① ( )
事業者名:						確認② ( )
【事業申請】						確認③ ( )
提出書類有・無	チェック内容	確認① ○×	確認② ○×	確認③ ○×	指摘事項	結果
1 チェックシート	<input type="checkbox"/>					
2 様式6号	<input type="checkbox"/>					
	交付申請日付の記載があるか					
	会社名、住所、代表者氏名の記載があるか					
	施工実証、設計実証が○印で選択されているか（両方○印でもOK）					
	☆ 施工実証申請者【(1)】に全て記載があるか					
	☆ 設計実証申請者【(2)】に全て記載があるか					
	共同申請者の有無。「あり」の場合、様式6号（共同申請）が必要					
3 様式1号 別添 (転換事業申請書付属資料)	<input type="checkbox"/>					
	☆ 施工実証【1.施工実証】に全て記載があるか（事業申請時の内容は相違ないか）					
	☆ 設計実証【2.設計実証】に全て記載があるか（事業申請時の内容は相違ないか）					
	助成対象は地上3階建てか又は床面積が500㎡以上のものか					
	新築及び増改築する助成対象の床面積（非木造部分を除く）が10㎡を超えるものか					
	建て方完了日が11/30より前か（交付申請月切=11/30）					
	施工実証する部材等に羽柄材がある場合が横架材も使用となっているか					
イ 添付資料について	<input type="checkbox"/>					
	☆（施工実証）過去の資料の添付はあるか（又は当該物件のJAS転換前の見積書等はあるか）					
	☆（施工実証）今回の資料の添付はあるか 発注はまだなされていないか					
	☆（設計実証）過去の資料の添付はあるか（又は当該物件のJAS転換前の見積書等はあるか）					
	☆（設計実証）今回の資料の添付はあるか 発注はまだなされていないか					
	☆（設計実証）転換に係る工夫は記入されているか					
3棟以上の申請の場合 (同一申請者が3棟目になった時)	<input type="checkbox"/>					
	(1) クリーンウッドの添付はあるか					
	(2)「もりんく」の登録又は宣言業者との共同申請はあるか					
	急ぎのメモ等あった場合は、設計チームに確認 ※指摘は設計チームに一任					
4 様式1号 別紙1 (助成対象の明細)	<input type="checkbox"/>					
	記載されているか					
	エクセルデータ（算定表）がメールで届いているか					
	※設計担当チェック後に再度 助成金額を確認					
5 様式6-2	<input type="checkbox"/>					
	対象転換木材の報告書は全て記入されているか					
様式6-3	<input type="checkbox"/>					
	対象転換木材の報告書は全て記入されているか					
6						
7						
8						
9 図面	<input type="checkbox"/>					
	図面がそろっているか（平面図、立面図、軸組図、伏図、配置図）					
	図面上に木材の色分けがあるか					
	代替材名称(種類)が記載されているか					
設計実証	<input type="checkbox"/>					
	設計見積書等					
10						

(図2.3.5-6)

交付申請書チェックシート

受付No.	J -0	物件名:	
		記入者( 済口)( 済口 最終チェック者( 済口)	

※欄: 適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「-」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定 ※	W チェック	補足チェック 問題点・指摘事項	是正 後 ※
チェック表	提出書類	-	該当する全ての項目にチェックあり。対応する書類の添付あり。				
様式6号	申請日付	-	11月30日以前の日にてである。				
	実証事業No.	様式1号	様式1号の番号と符合するか。				
	申請者		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」である。			・委譲の場合: 委譲書チェック欄へ ・工事届の場合: 工事内容が記載された書類 (建て主との請負契約書等)の添付	
	1. 物件名	①様式1号 ②確認申請書	①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。				
	2. 所在地	※②は確認申請書の提出があった場合にチェックを行う。	①様式1号の記載と同じ。 ②第三面 □【1.地名地番】または□【2.住居表示】と一致する				
	3、4.事業担当者		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】に記載の法人に所属。住所、TELが正しい。				
5.共同申請者の有無	-	「あり」では、様式6号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3件以上の申請:安定供給協定事業者との共同申請		
様式6号別紙1	4. 用途	①様式1号 ②確認申請書	①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途なら第四面(建築物別) 第五面(階別)も確認	
	5. 階数	※②は確認申請書の提出があった場合にチェックを行う。	①様式1号の記載と同じ。 ②3階建て以下の一戸建て住宅でない			・工事届では、主要用途44、46国家公務でない。	
	6. 延床面積		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【13.建築物の高さ等】の【□.階数】と一致する。			・工事届では3階建て以下の居住専用建築物でない。	
	7. JAS構造材の種類	別紙1-2	材積を計上された構造材と同じ材にチェックが入れている。			・図面の凡例とも一致する。	
	8.建て方完了日	-	書類受付日以降、11月中旬以前である。				
	6. 延床面積		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【11.延べ面積】申請部分の床面積と一致。10㎡を超える。			・第三面【12.建築物の数】が複数又は複合用途ならば、第四面、第五面も確認する。	
	7. JAS構造材の種類		材積を計上された構造材と同じ材にチェックが入れている。			・図面の凡例とも一致する。	
調達費算定表(入力データシート)	請求書ごとの値引き率	請求書(領収書)	請求書と総額、値引き額が同じ。				
	材料費(木材のみ)		助成の区分、単価、JAS品目区分が正しい。 請求書番号ごとに適切に仕分けされているか。				
	加工費		請求書の加工名称、加工費と一致				
	運搬費		請求書の運搬名称、運搬費と一致				

## V : 交付決定・交付請求

転換支援

様式第7号	令和 年 月 日
転換支援事業助成金交付決定通知書	
会社名	
代表者名	
	一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 印
<p>御社より申請がありました転換支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。</p> <p>なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。</p>	
支援事業No.	
建設物名	
助成金交付決定額	

様式第9号	令和 年 月 日
転換支援事業助成金交付請求書	
会社名	
代表者名	
	一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿
	会社名 代表者名
<p>建設物木材の転換支援事業助成金交付決定に基づき、下記転換支援事業の助成金を請求します。</p>	
支援事業No.	
建設物名	
交付決定通達日	
請求金額	

事務局での交付申請確認後、  
交付決定通知書で助成額を  
お知らせします。

交付決定通知書に記載された金額を記  
入して、(一社)全国木材組合連合会に  
送付してください。

(図2.3.5-7)

<参考3> 現地調査報告書の写真等（抜粋）

全木連が行った現地調査報告書からの写真等の抜粋を示す。

No. 1

調査日時	令和4年8月19日(金) 10:00~11:30		
申請者	松井建設株式会社		
名称	(仮称) 松井ビル ANNEX 新築工事		
所在地	東京都中央区新川 1-17-22		
用途	事務所		
階数	地上	2 階	延べ床面積 173.99 m <sup>2</sup>
使用 JAS 構造材	構造用集成材（中断面以上）、構造用 LVL、CLT、構造用合板		
総木材	62.7264 m <sup>3</sup>	内国産材	40.7033 m <sup>3</sup>
JAS 構造材	62.7264 m <sup>3</sup>	内国産材	40.7033 m <sup>3</sup>

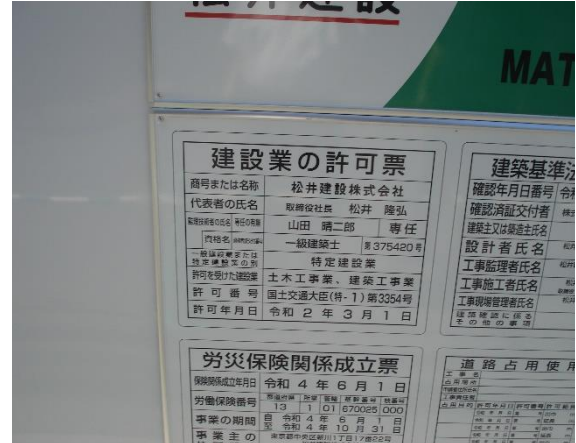


工事場所：東京都中央区新川 1-17-22

スマホで現在地確認



建築基準法による確認済



建設業の許可票



北面外観



仮囲い：建築確認表示板、防災・建設業許可票、道路占用使用許可証



X7 通り正面 1階柱：JAS 構造用集成材  
1階壁：CLT



Y5 通り 2階床梁：LVL、JAS 構造用集成材  
1階壁：CLT





X7 通り 2 階床見上 床梁：LVL・JAS 構造用集成材



X5-Y2 通り 1 階柱：JAS 構造用集成材 120×450 金物固定



X5-Y2 通り 1 階柱：JAS 構造用集成材 2 階床梁：LVL



X1-Y5 通り 1 階壁：CLT 厚 120 2 階床梁：LVL・JAS 構造用集成材



X1-Y3 通り 1 階 柱：JAS 構造用集成材 1 階壁：CLT 2 階梁：JAS 構造用集成材



X3-Y5 通り 1 階柱：JAS 構造用集成材、壁：CLT 下部金物固定



X3-Y4 通り 1階柱：JAS 構造用集成材



X3-Y4 通り 2階柱：JAS 構造用集成材 120×330



X6-Y5 通り 2階梁：JAS 構造用集成材  
1階柱：JAS 構造用集成材



X6 通り 2階壁：CLT 厚 120



X6-Y5 通り 2階柱：JAS 構造用集成材  
JAS マーク



X6-Y5 通り 2階柱：JAS 構造用集成材 120×450





X5,X3,X2 通り R 階梁 : JAS 構造用集成材 (内観)



X6-Y1 通り 2 階柱 : JAS 構造用集成材 (内観)



Y5-X5 通り 2 階柱 : JAS 構造用集成材 220×220  
2 階床 : CLT



Y5-X5 2 階柱 : JAS 構造用集成材 220×220



X1、X2 R 階梁 : JAS 構造用集成材 壁 : CLT  
上部金物取付 屋根 : CLT



Y1-X2 通り 2 階柱 : JAS 構造用集成材 JAS マーク  
2 階床 : CLT





X1-Y1 2階 CLT 壁：R 階梁 JAS 構造用集成材に金物により取付



2階内観



X6-Y1 2階床：CLT



X7-Y6 R 階梁：JAS 構造用集成材



Y1 通り 2階柱：JAS 構造用集成材 梁：JAS 構造用集成材 屋根：CLT

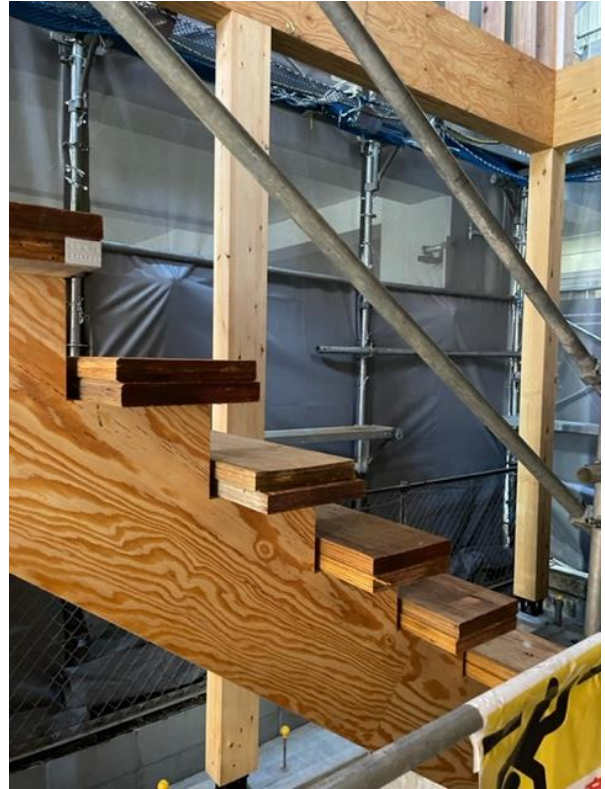


JAS 構造用合板 JAS マーク





2階 SGEC マーク貼付け



X8-Y3 1階階段ささら桁 側面 LVL 150×450



X8-Y5 2階梁ささら桁受け梁 : LVL



X8-Y5 1階階段ささら桁 : LVL150×450





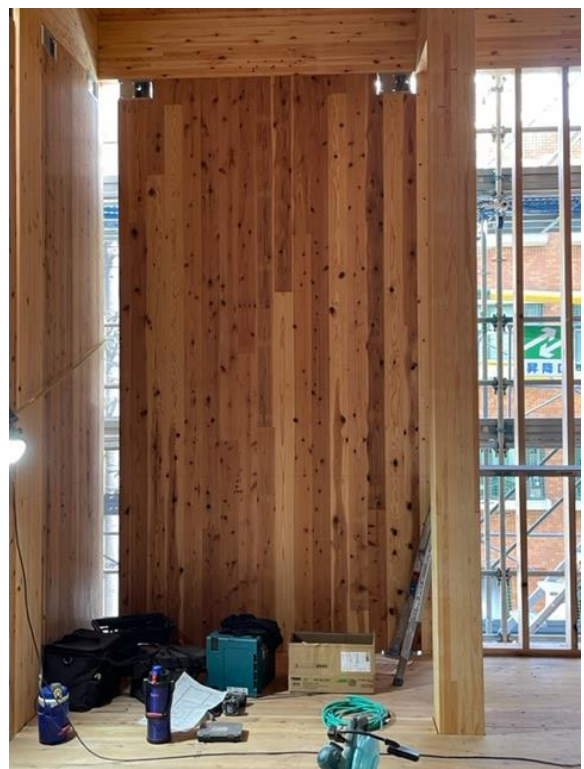
階段全景



1階 CLT 基礎部分接合金物



2階床 CLT 版の接合部の構造用合板のスプライン



2階壁 CLT コーナー部

No. 2

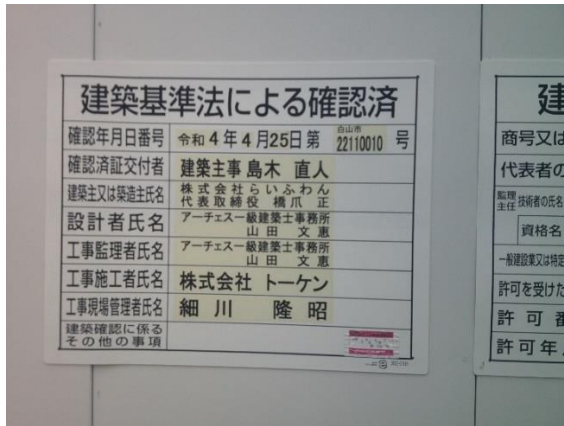
調査日時	令和4年9月1日(木) 13:50~14:45		
申請者	株式会社トーケン		
名称	(株)らいふわんディサービスセンター		
所在地	石川県白山市宮丸町 1143 の一部、1144 の一部、1145-1 の一部、1146-1 の一部、1147-1 の一部、29 の一部、他 3 筆		
用途	老人福祉施設		
階数	地上	2 階	延べ床面積 698.75 m <sup>2</sup>
使用 JAS 構造材	集成材×CLT		
総木材	154.7293 m <sup>3</sup>	内国産材	154.7293 m <sup>3</sup>
JAS 構造材	132.6802 m <sup>3</sup>	内国産材	132.6802 m <sup>3</sup>



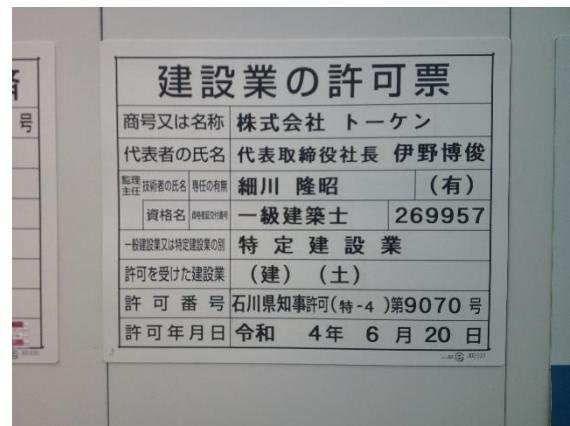
工事場所：石川県白山市宮丸町 1143 の一部  
他 8 筆

スマホで現在地確認





建築基準法による確認済



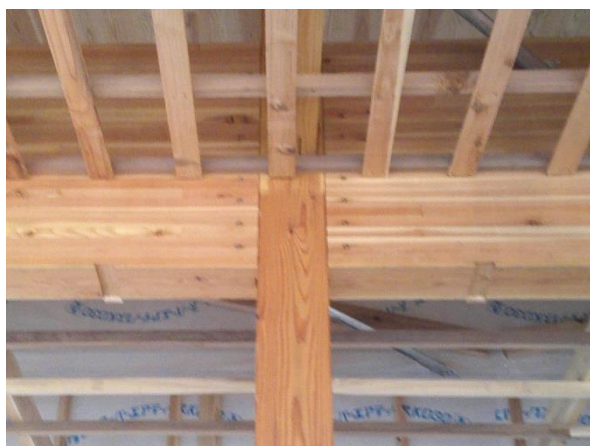
建設業の許可票



仮囲い：建築確認表示板、建設業許可票、労災保険関係成立票



1階車寄せ：天井下地全景



1階車寄せ：X7-Y1 柱 C6-170×170 梁 B9-150×750 JAS 構造用集成材



1階車寄せ：柱 C6 JAS 構造用集成材 170×170 寸法測定





1階エントランス：天井下地 梁：B12-120×150 JAS 構造用集成材



1階風除室 X1-Y3 柱 C1 スギ JAS 構造用集成材 120×120 金物固定



1階食堂 X8-Y8 通り 1階柱 C2：JAS 構造用集成材 120×120



1階脱衣室 X18-Y8 通り 柱 C3：JAS 構造用集成材 120×150 JAS マーク



1階脱衣室 X18-Y9 通り 柱 C4：JAS 構造用集成材 120×180 JAS マーク



同左 柱 C4：構造用集成材 120×180 寸法測定





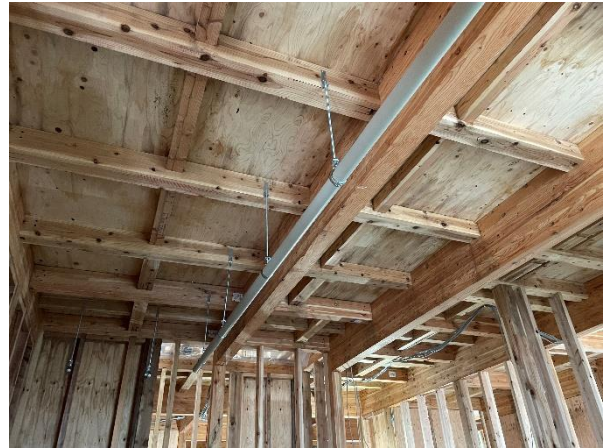
1階食堂 X14-Y7 通り 柱 C5 : JAS 構造用集成材 150×150



1階機能訓練室 X3-Y10 通り 梁 B2 : JAS 構造用集成材 120×210



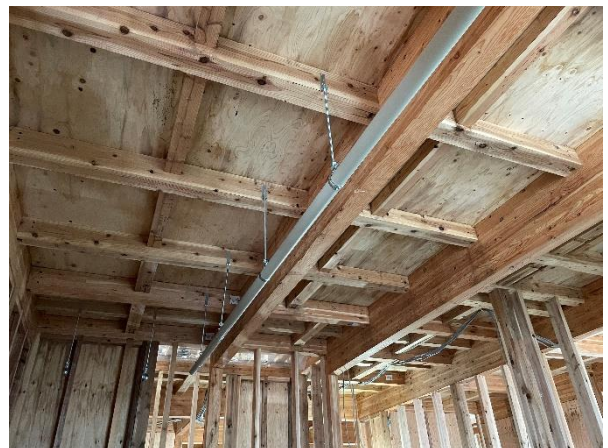
1階機能訓練室 X3 通り 梁 B7 : 120×600、B12 : 120×150 両方共 JAS 構造用集成材、束 : 120×120 杉一等



1階利用者用トイレ Y6 通り 梁 B6 : 120×420 JAS 構造用集成材、B11:120×120、B12 : 120×150 両方共杉甲種 2 級



1階食堂 X13 通り 梁 B8 : 150×600、B1:120×180、母屋 : 120×210 JAS 構造用集成材



1階食堂 X14 通り 屋根 CLT : 厚 90 ジョイント部





2階事務室 X15 通り 柱 C1:120×120 JAS 構造用集成材 JAS マーク



同左 JAS マーク拡大



2階事務室 小屋梁 B4:120×300、B5:120×330、B12:120×150 JAS 構造用集成材



2階社長室 X16 小屋梁 B5:120×330、B12:120×150 JAS 構造用集成材 屋根 CLT 厚 90



2階会議室 X16、小屋梁 B5:120×330 JAS 構造用集成材 JAS マーク



2階会議室 Y8 小屋梁 B6:120×420、B5:120×330 JAS 構造用集成材、束:杉一等 120×120





1階内観 浴室



1階内観 休憩室



1階内観 静養室



1階内観 機能訓練室兼食堂





2階内観 社長室 床：JAS 構造用合板 厚 24mm



2階内観 会議室



2階内観 屋根：CLT 厚 90



2階内観 給湯室、廊下の壁



外観1 北側



外観2 西側



No. 3

調査日時	令和4年9月1日(木) 11:40-12:50		
申請者	株式会社 家元		
名称	新社屋様邸 新築工事		
所在地	石川県金沢市問屋町1丁目27番地1		
用途	事務所・飲食店		
階数	地上 2階	延べ床面積	473.52 m <sup>2</sup>
使用 JAS 構造材	構造用集成材、構造用合板		
総木材	85.3244 m <sup>3</sup>	内国産材	85.3244 m <sup>3</sup>
JAS 構造材	66.5888 m <sup>3</sup>	内国産材	66.5888 m <sup>3</sup>



案内図



工事看板



外観（南面）



外観（北面）





1階 Q11-R4 通り柱 唐松 JAS 構造用集成材 E-95-F315



1階 同左 JAS マーク



1階 R3-Q4~6 通り柱 (C2A) 3本 能登ヒバ JAS 構造用集成材 E95-F315



1階 R5 通り柱 唐松 JAS 構造用集成材 E95-F315





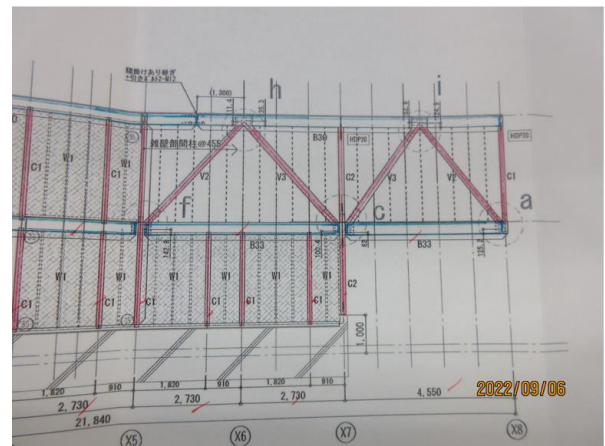
1階 Q3 通り柱脚ホールダウン金物



1階 Q4 通り見上げ B33 と B18 取り合い 唐松 JAS 構造用集成材 E105-F300



1階 X7 から X8 通り見上げ X8 通りまで 4.55 m の持ち出し (2 階未施工の為単管にて仮受) B33, B30 唐松 JAS 構造用集成材 E105-F300



同左納まり図面 2階梁と筋かいにて緊結させ下部の持ち出し梁の剛性を保つ構造

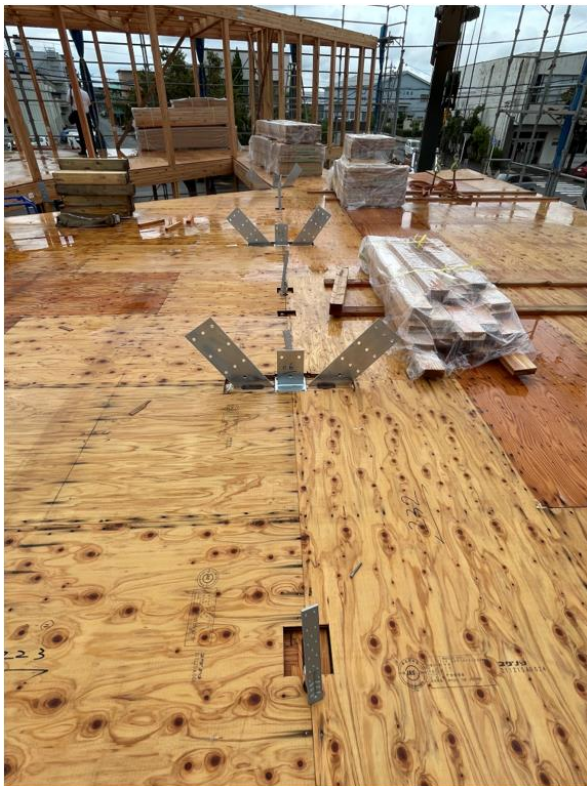




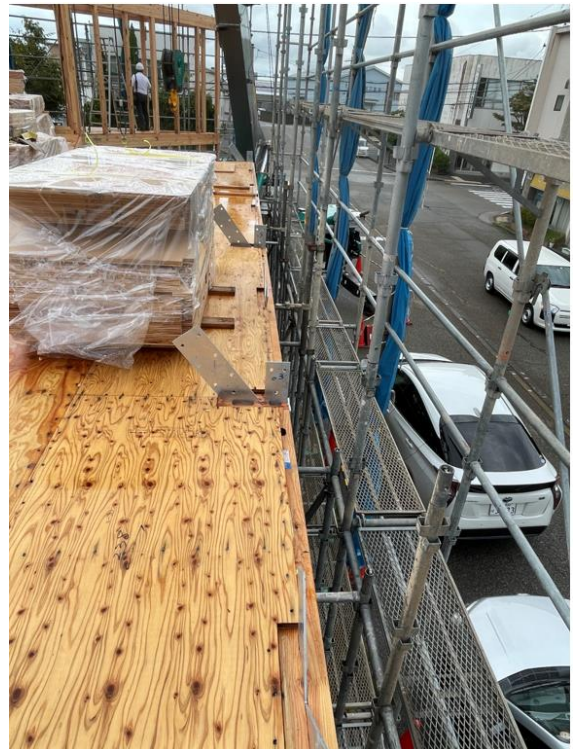
1階 Y1 通り柱 JAS 構造用集成材の JAS マーク



1階 X7 通りから X8 通り持ち出し梁



2階 X7 通り筋かい緊結金物 (筋かい未施工)  
床: JAS 構造材 構造用合板



2階 X8 通り筋かい緊結金物





2階 Q11 通り付近柱 唐松 JAS 構造用集成材 E95-F315



2階 R5 通り付近柱 唐松 JAS 構造用集成材

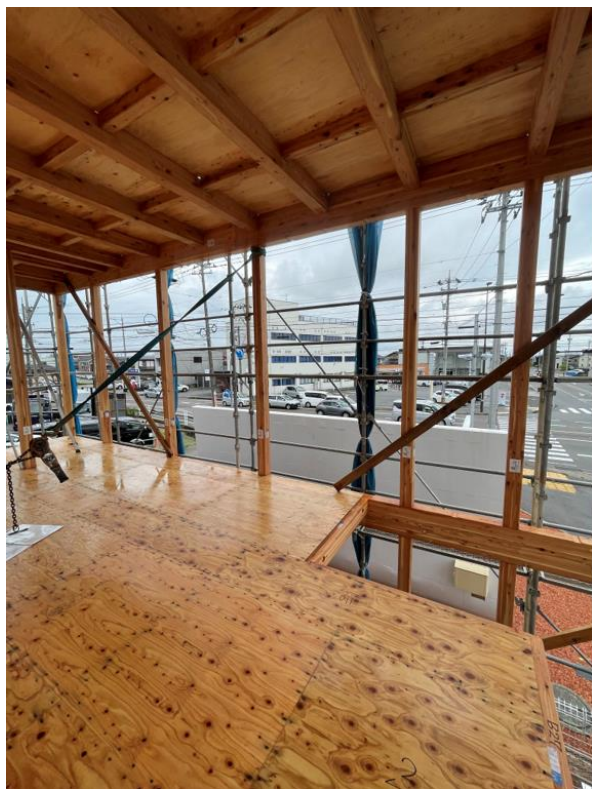


2階 Z3 通り付近 建方未了



2階 Q3~Q4 通り 柱、梁取り合い JAS 構造用集成材 E105-F300

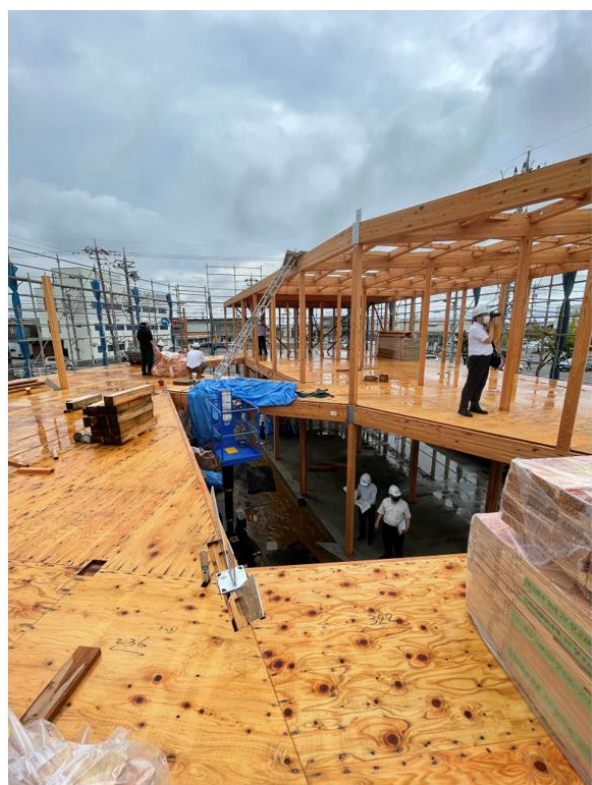




2階 Q1 通り柱、梁 唐松 JAS 構造用集成材



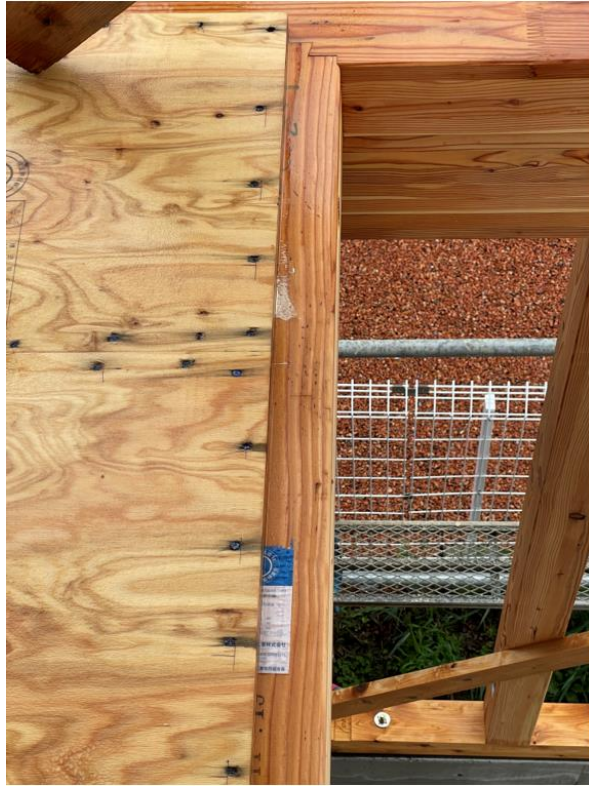
2階 全景 (建方未了)



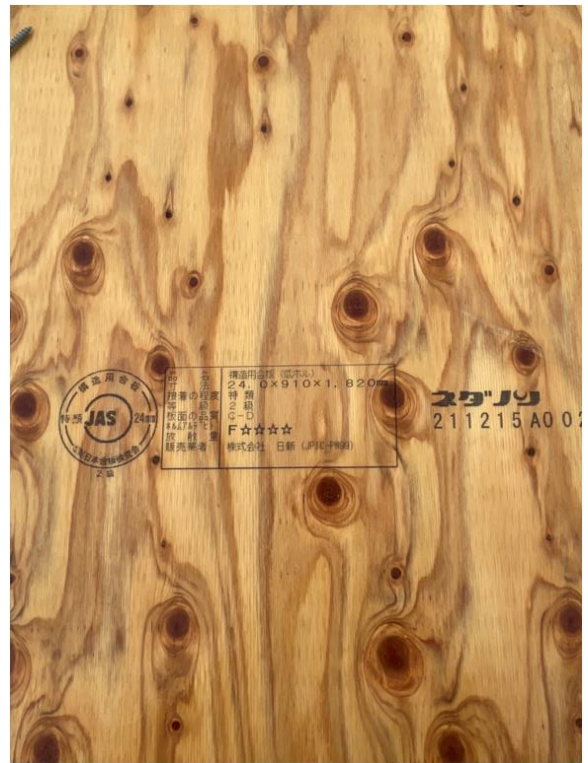
2階 全景 (建方未了)



2階 Q3~Q4 通り柱、梁 JAS 構造用集成材



2階 床 唐松 JAS 構造用集成材 E105-F300  
JAS マーク



2階 床合板 JAS 構造用合板 JAS マーク

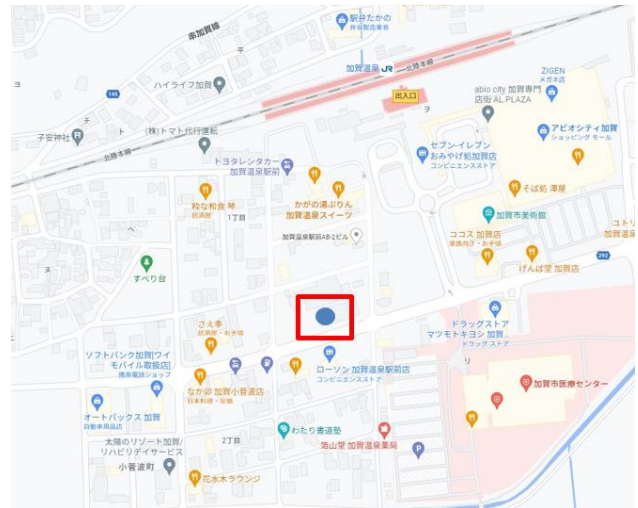


No. 4

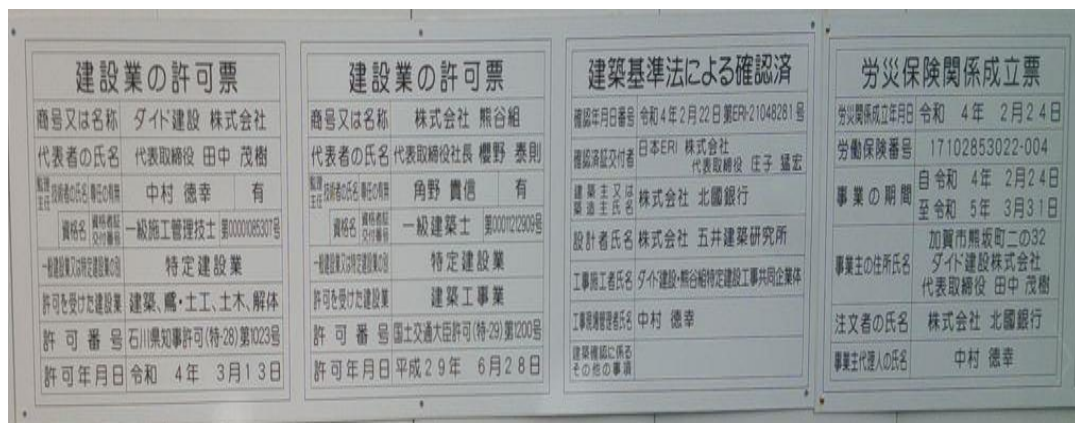
調査日時	令和4年9月1日(金) 9:50-10:30		
申請者	ダイド建設株式会社		
名称	(仮称) 加賀温泉駅前ビル新築工事		
所在地	石川県加賀市小菅波町 1-129 外 8 筆 (一部を含む)		
用途	事務所		
階数	地上 2 階	延べ床面積	2982.31 m <sup>2</sup>
使用 JAS 構造材	CLT		
総木材	83.2365 m <sup>3</sup>	内国産材	83.2365 m <sup>3</sup>
JAS 構造材	83.2365 m <sup>3</sup>	内国産材	83.2365 m <sup>3</sup>



Google 地図における石川県加賀市小菅波町  
1-129 外 8 筆の内



Google 地図に石川県加賀市小菅波町広域図



工事看板

● 4階建ての2階床部分のみ CLT 使用



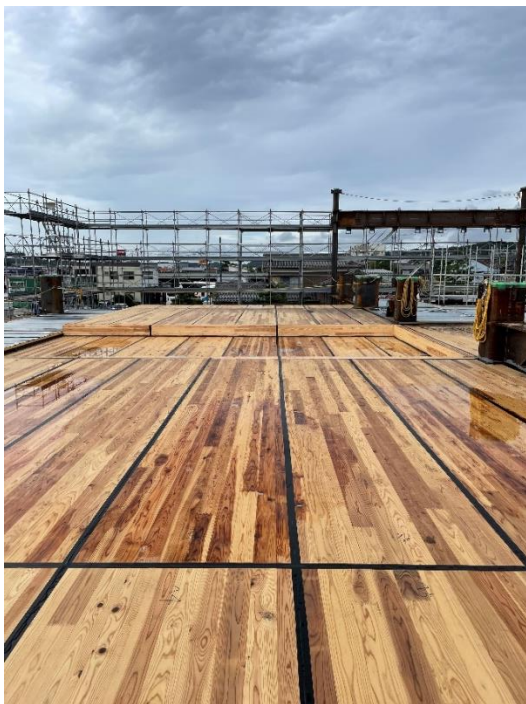
建物西面外観



建物南西面外観



建物東南面外観



X5 通り西面方向 CLT



変更部分\_段差部分





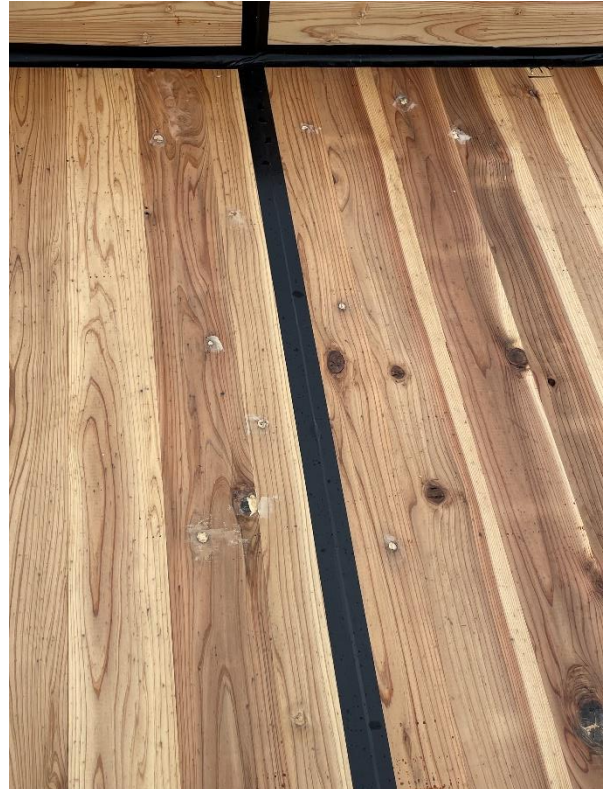
Y3 通り 床\_面部分 CLT



Y3 通り 床\_断面部分/寸法 CLT



CLT 留めビス、パテ埋め跡



CLT 留めビス、パテ埋め跡





1階より CLTジョイント部分(鉄骨で見えず)

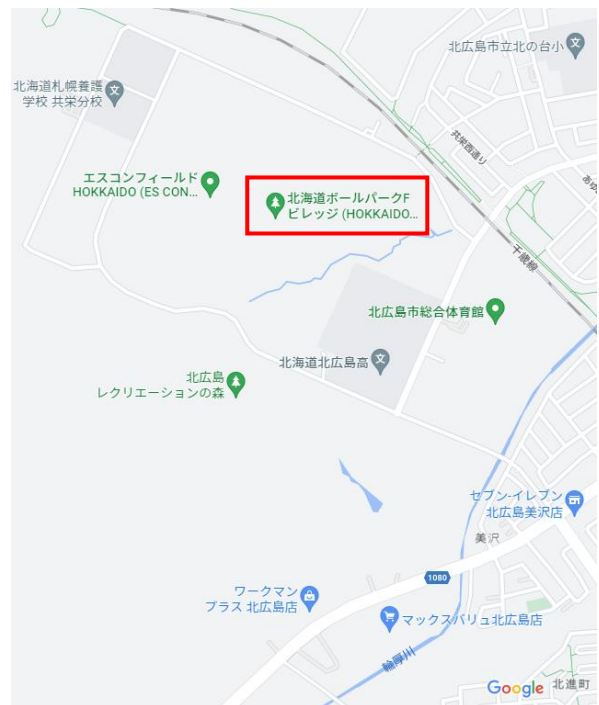


No. 5

調査日時	令和4年9月8日(木) 13:30-15:00		
申請者	株式会社 三五工務店		
名称	北海道ボールパーク (仮称) 建設計画 商業棟 (J401-013)		
所在地	北海道北広島市共栄 228 番 1		
用途	物販販売業を営む店舗		
階数	地上 2 階	床面積	982.92 m <sup>2</sup>
使用 JAS 構造材	構造用集成材、構造用合板		
総木材	330.1716 m <sup>3</sup>	内国産材	176.9276 m <sup>3</sup>
JAS 構造材	246.3578 m <sup>3</sup>	内国産材	172.2584 m <sup>3</sup>



スマートフォンで現在地確認



Google 地図における  
北広島市共栄 228 番 1

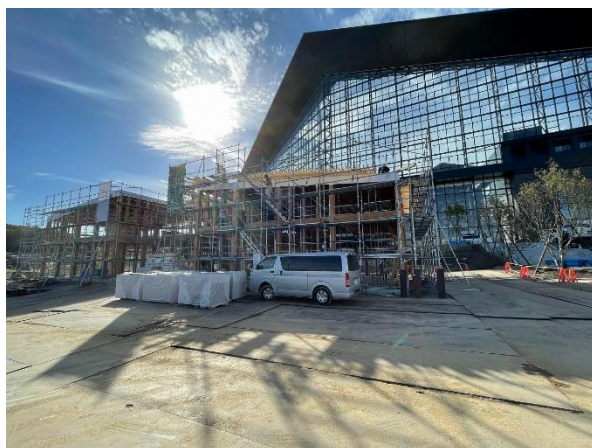


建築基準法による確認済	
確認年月日	令和4年5月24日 BCG22本建確031
確認済交付者	一般財団法人日本建築センター
建築主又は 建築主氏名	株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント
設計者氏名	株式会社三五工務店 一級建築士 石塚 亜紀彦
工事施工者氏名	株式会社三五工務店 代表取締役 田中裕基
工事現場管理者名	株式会社三五工務店 一級建築士 相原 淳
建築確認に係る その他の事項	-

建築基準法による確認済表示板

建設業の許可票	
商号又は名称	株式会社三五工務店
代表者の氏名	代表取締役 田中 裕基
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業
許可を受けた建設業	建築工事業
許可番号	北海道知事許可(特-3)石第19356号
許可年月日	令和3年11月7日

建設業の許可票等



外観

球場東側の木造商業棟



外観 全景

北東角より撮影



外観 東面

左半分



外観 東面

中央入口部分





外観 東面  
右半分



外観  
建物後方 西面、球場側



1階 10~26 通×れ~や通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 カラマツ



1階 14 通×や通 JAS 構造用集成材  
150×360 合せ柱 カラマツ



1階 14 通×や通 JAS 構造用集成材  
150×360 合せ柱 カラマツ



JAS マーク 構造用集成材  
150×360 合せ柱 カラマツ





1階 8~11 通×ゐ~や通



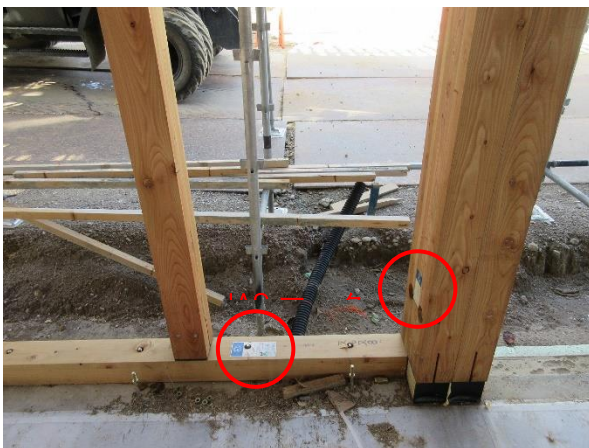
1階 10~11 通×ゐ通 JAS 構造用集成材  
120×120 土台 ヒノキ  
150×240 合せ柱 カラマツ



1階 8 通×ゐ~や通 JAS 構造用集成材  
120×120 土台 ヒノキ



1階 1~11 通×け~も通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 カラマツ



1階 8~10 通×も通 JAS 構造用集成材  
120×120 土台 ヒノキ  
150×240 合せ柱 カラマツ



JAS マーク 構造用集成材  
120×120 土台 ヒノキ





JAS マーク 構造用集成材  
150×240 合せ柱 カラマツ



1階 吹抜け 1~14 通×け~も通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 カラマツ



1階 8~14 通×や~わ通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 カラマツ



1階 18~26 通×や~わ通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 カラマツ



1階 22 通×や~の通 JAS 構造用集成材  
120×120 柱 カラマツ



1階 22 通×お通 JAS マーク  
構造用集成材 120×120 柱 カラマツ





1階 1~9 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



1階 4 通×や~こ通 JAS 構造用集成材  
120×390 梁 カラマツ



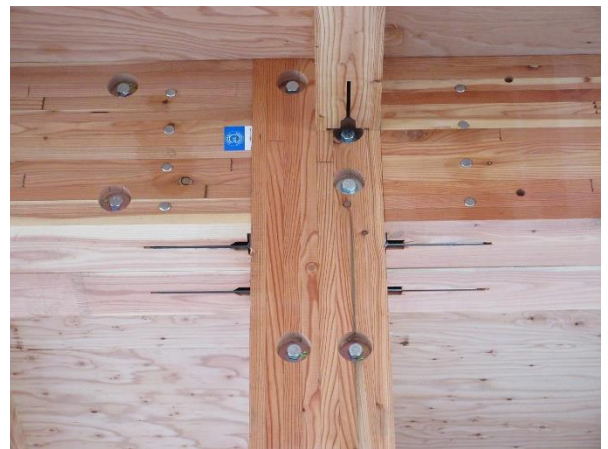
1階 22~26 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



1階 24 通×や~こ通 JAS 構造用集成材  
120×270 梁 カラマツ



1階 8~14 通×や~な通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



1階 8~14 通×み通 JAS 構造用集成材  
150×390 合せ梁 カラマツ





1階 17~22 通×や~な通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



1階 19~22 通×み通 JAS 構造用集成材  
150×390 合せ梁 カラマツ



1階 19~22 通×な通 エレベーターシャフト  
JAS 構造用集成材 合せ梁 カラマツ



1階 19~22 通×な通 JAS 構造用集成材  
150×390 合せ梁 カラマツ



1階 8~18 通×や~な通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



1階 14~22 通×や/お通 JAS 構造用集成材  
150×600 合せ梁 カラマツ





壁面 JAS 構造用合板  
荷受け写真



野地板 JAS 構造用合板  
荷受け写真



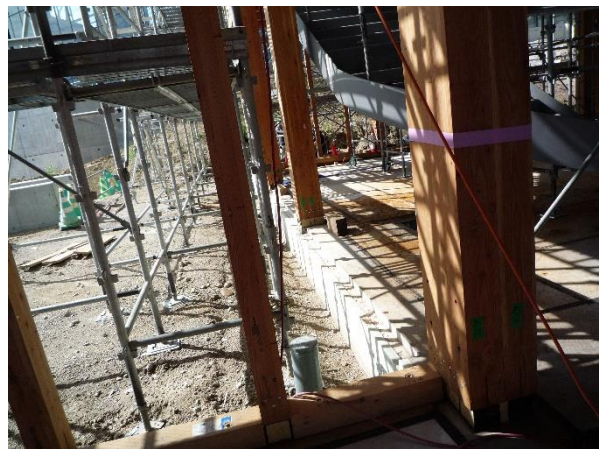
1階 い・11 通柱土台 JAS 構造用集成材



1階 う通柱 JAS JAS 構造用集成材



1階 は・4 土台 JAS 構造用集成材



1階 わ・14 通柱土台 JAS 構造用集成材





1階 梁 JAS 構造用集成材マーク



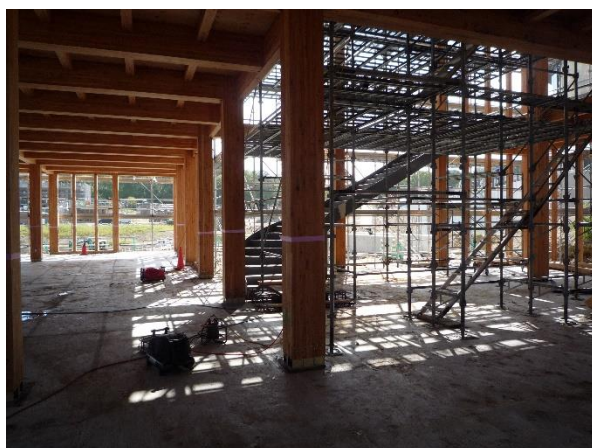
1階 い通り南方向柱・梁 JAS 構造用集成材



1階 い通り南西方向柱・梁 JAS 構造用集成材



1階 東南面 柱・梁・土台 JAS 構造用集成材



1階 南面 柱・梁 JAS 構造用集成材



1階 8通り方向 柱・梁 JAS 構造用集成材





1階 れ通南西面 柱・梁 JAS 構造用集成材



ラーメン工法（商品名：SE 構法）用の接合金物



1階 ヒノキ土台 JAS 構造用集成材 マーク



1階 オウシュウアカマツ 柱・梁 JAS 構造用集成材 マーク



1階 JAS 構造用合板 マーク



北西面 外観





西面エントランス 外観



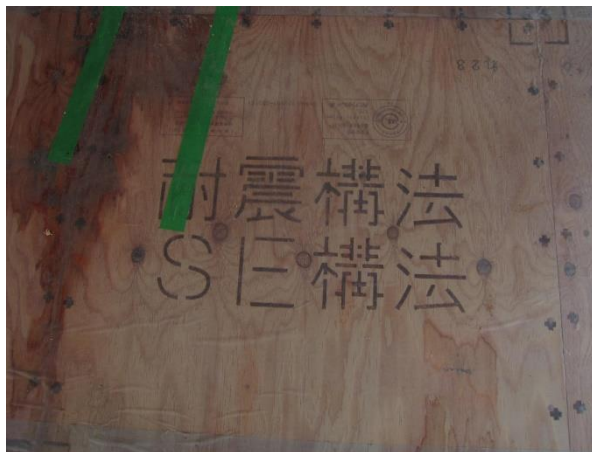
工事標識



2階 内観



2階 内観



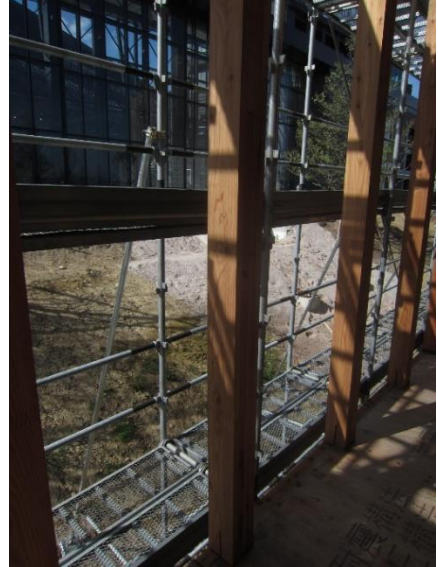
2階 23~24 通×れ~や通  
JAS 構造用合板 床



JAS マーク 2階 23~24 通×れ~や通  
JAS 構造用合板 床



2階 26 通×や通 JAS 構造用集成材  
150×360 合せ柱 カラマツ



2階 26 通×や通 JAS 構造用集成材  
150×360 合せ柱 カラマツ



2階 23~25 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



JAS マーク 2階 24 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



2階 21~23 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ

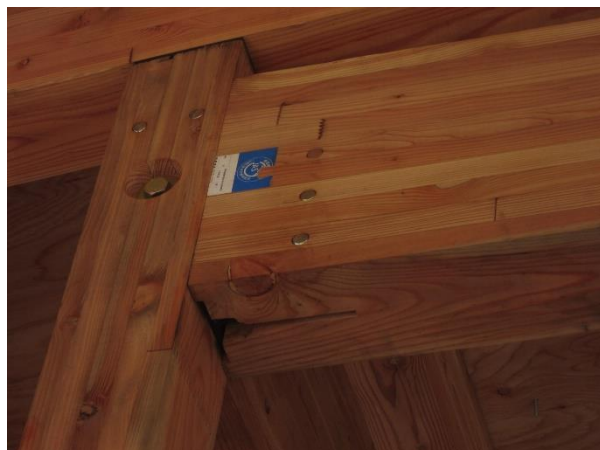


2階 22 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ





2階 17~18 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



JAS マーク 2階 17~18 通×や通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



2階 17~19 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



2階 14 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 柱 カラマツ



2階 17~18 通×や~こ通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



JAS マーク 2階 17~18 通×や通  
JAS 構造用集成材 梁 カラマツ



No. 6

調査日時	令和4年9月9日(金) 10:00-12:00		
申請者	株式会社 丸三ホクシン建設		
名称	アクア八軒有料老人ホーム新築工事 (J401-021)		
所在地	北海道札幌市西区八軒10条東1丁目 621-150、-224、-225 の内		
用途	老人ホーム		
階数	地上 2 階	延べ床面積	979.59 m <sup>2</sup>
使用 JAS 構造材	構造用集成材、構造用合板、構造用パネル		
総木材	175.7369 m <sup>3</sup>	内国産材	35.9682 m <sup>3</sup>
JAS 構造材	109.5077 m <sup>3</sup>	内国産材	35.9682 m <sup>3</sup>



スマートフォンで現在地確認



Google 地図における  
北海道札幌市西区八軒10条東1丁目

建築基準法による確認済	
確認年月日・番号	令和 4年 5月19日 第DVJ-SPR22-10-0236号
確認済証交付者	ビューローベリタスジャパン株式会社
建築主又は築造主氏名	株式会社アクアリース 代表取締役 中村健太郎
設計者氏名	株式会社丸三ホクシン建設 首藤 一弘
工事監理者氏名	株式会社丸三ホクシン建設 首藤 一弘
工事施工者氏名	株式会社丸三ホクシン建設 代表取締役 首藤一弘
工事現場管理者氏名	株式会社丸三ホクシン建設 膳亀充徳
建築確認に係る その他の事項	

建築基準法による確認済表示板

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社丸三ホクシン建設		
代表者の氏名	代表取締役 首藤 一弘		
主任技術者の氏名	専任の有無	小林 大介	非専任
資格名	資格者証交付番号	二級建築士	第100410号
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業		
許可を受けた建設業	建築工事業 大工工事業		
許可番号	北海道知事許可 (特-2)石第05118号		
許可年月日	令和 2年 12月 8日		

建設業の許可票等



外観 全景 (右 A 棟、左 B 棟)  
北側道路より撮影



外観 A 棟 1 階  
南側 (左半分)



外観 A 棟 1 階  
中央 出入口まわり



外観 A 棟 1 階  
北側 (右半分)





1階 A棟 4~8通×く~て通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW



1階 A棟 7通×ま~け通  
JAS 構造用集成材 105×150 柱 RW



1階 A棟 2~12通×む~や通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW、WW



1階 A棟 4通×く~や通  
JAS 構造用集成材 120×120 柱 WW



1階 A棟 1~10通×え~ね通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW、WW



1階 A棟 4~5通×け~ま通  
JAS 構造用集成材 105×105 柱 RW





1階 A棟 4~9通×お~て通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW、WW



1階 A棟 6~7通×く~や通  
JAS 構造用集成材 105×360 梁 RW



1階 A棟 6~1通×み~や通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW、WW



1階 A棟 4通×の~く通  
JAS 構造用集成材 105×300 梁 RW

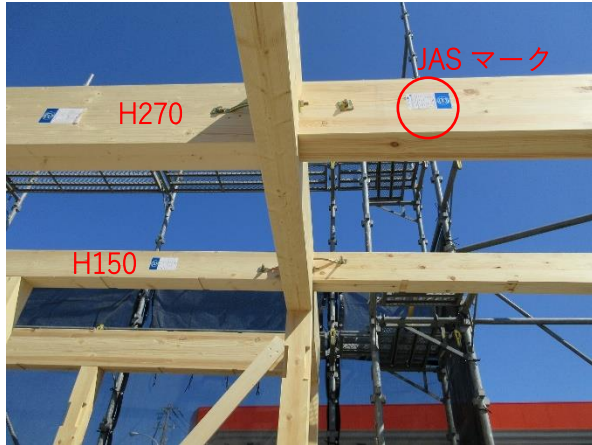


1階 A棟 2~16通×ね~う通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW



1階 A棟 12通×ね~な通  
JAS 構造用集成材 105×270 梁 RW





1階 A棟 3~1通×ら~の通  
JAS 構造用集成材 梁 RW



1階 A棟 3通×ら~む通  
JAS 構造用集成材 105×240 梁 RW



1階 A棟 17~2通×ま~て通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW



1階 A棟 17~2通×の~こ通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW



1階 A棟 17~2通×う~く通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW



1階 A棟 16~4通×む~て通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW、WW

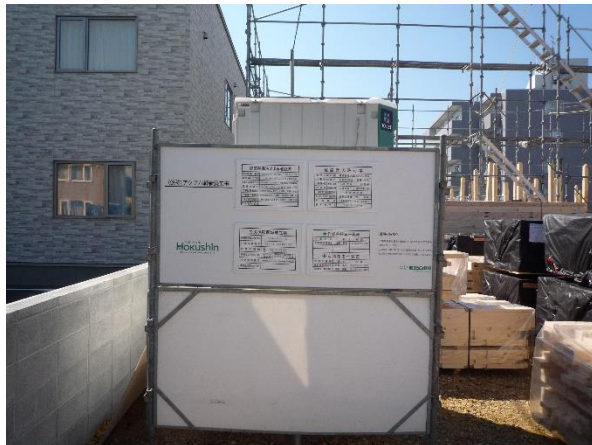




1階 A棟 22~34 通×の~こ通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW  
JAS 構造用合板 2階床



1階 A棟 16~20 通×う~け通  
JAS 構造用集成材 柱・梁 RW  
JAS 構造用合板 2階床 (国産材)



工事看板



JAS マーク 構造用集成材 RW  
ティンバラム (株) 秋田



JAS マーク 構造用集成材 RW  
院庄林業 (株) 岡山



JAS マーク 構造用集成材 RW  
大連双華永欣木業有限公司 CHN







JAS 構造用集成材、構造用合板  
荷受け状況



JAS 構造用集成材、構造用合板  
荷受け状況



A 棟 て・4 通方向 柱 JAS 構造用集成材



A 棟 柱 JAS 構造用集成材 JAS マーク



A 棟 19 通より北方向 柱 JAS 構造用集成材



A 棟 ま・4 通柱 JAS 構造用集成材





A棟 北西面柱 JAS 構造用集成材



A棟 ね・16通柱 JAS 構造用集成材



A棟 北西面梁 JAS 構造用集成材



A棟 梁 JAS 構造用集成材 JAS マーク



A棟 北面梁 JAS 構造用集成材



A棟 1通方向梁 JAS 構造用集成材





A棟 南西面柱・梁 JAS 構造用集成材



A棟 19通りより北西面柱・梁 JAS 構造用集成材



A棟 北東面柱・梁 JAS 構造用集成材



A棟 JAS 構造用合板 JAS マーク



A棟 西面建て方状況



材料搬入



No. 7

調査日時	令和4年10月12日(水) 14:00-15:30		
申請者	アンフィニホームズファイナンシャルトラスト(株)		
名称	(仮称) 泉町ビル新築工事		
所在地	静岡県静岡市駿河区泉町 3-20		
用途	事務所・店舗		
階数	地上 3 階	床面積	216.00 m <sup>2</sup>
使用 JAS 構造材	機械等級区分構造用製材×構造用集成材×CLT×構造用合板		
総木材	82.6419 m <sup>3</sup>	内国産材	81.2919 m <sup>3</sup>
JAS 構造材	80.4495 m <sup>3</sup>	内国産材	79.0995 m <sup>3</sup>



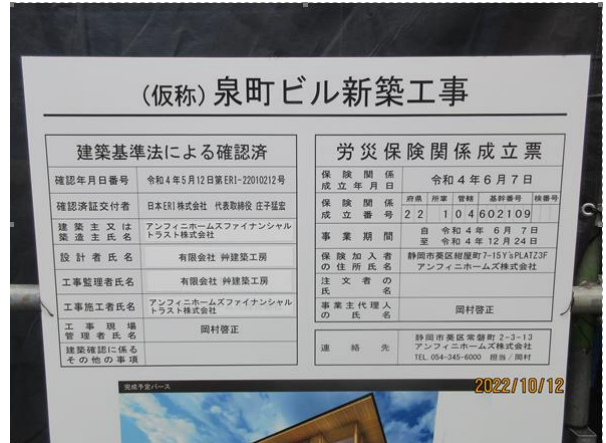
案内図 GPS による



静岡市駿河区泉町 3-20



確認済看板



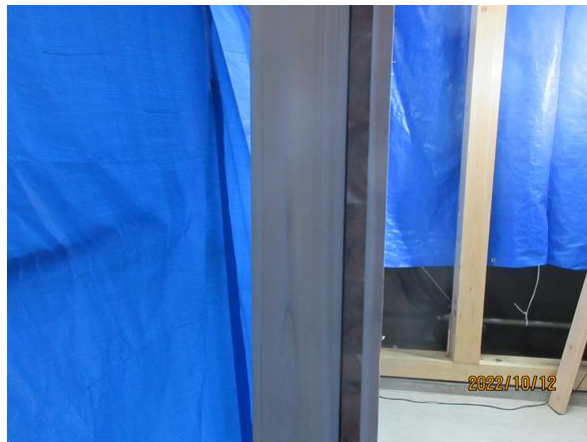
労災保険関係



外観 1



外観 2



1階 Y7-X6 柱 桧 150X150 機械等級製材 E70  
耐力壁 CLT スギ t=90



同左 CLT 見附中 60mm (30mmはあご欠き)





1階 X7-Y3~4 CLT パネル スギ t=90



1階 Y7-X2~5 CLT パネル及び柱 機械等級製材



1階 X2-Y3~6 柱 機械等級製材及びCLT パネル



1階 X2 階段踊り場 ヒノキ CLT t=210mm



1階 Y1 通 柱 ヒノキ 機械等級製材 及び内観 (2階床天井面 CLT パネル)



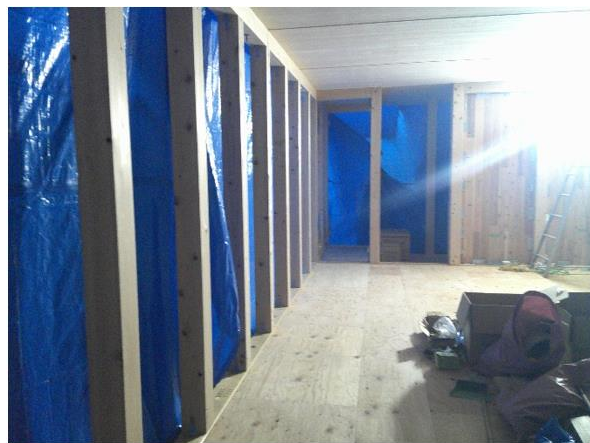
1階 Y7 通 梁 ベイマツ 150 x 150 構造用集成材 CLT パネル (外側)



2階 X7通柱 機械等級製材 壁 CLTパネル



2階 床 構造用合板 t=24



2階 Y1通柱 ヒノキ機械等級製材 E90



2階 天井面 CLTパネル スリットはライティングレール用



3階 Y7通梁 ベイマツ 構造用集成材 (JASマーク)



3階 小屋 CLTパネル





3階 内観



3階 床 構造用合板 t = 24



3階 X2通 CLT パネル